

臨濟正傳、第三十三世、廣壽山、福聚禪寺、嗣祖沙門一如即非撰

六、峯福寺 上八にあり、安延山と號し、禪宗を奉じ、崇福寺に屬せり。文明二年庚寅三月四百四十八年前、占部越前守安延創立す。開基の僧月潭は、安延が第四子なり。此寺、宗像氏貞の菩提所たり。寺地に如意輪觀音堂あり、座像四尺餘、聖德太子の作と云ふ。國中第二十番の札所なり。

五、人物

一、孝子又七・同妻 又七夫婦は鐘崎浦の人なり、共に善心に富み、親に事へて孝なり、父又右衛門、久しく中風を病みて身まかり、母も七八年以前病死せり、その父母の病中、いと誠を盡し、看病せしが、それより前、父病みたりし時、をりく宮寺などへ参りたく望みければ、必ず背負ふて連行き、暑中は浴を好みける故、毎日夫婦して浴させ、寒氣には、薪を多く貯へ、焚火して身を温め、何くれと孝養を盡しけりとなん、別きて家内睦まじく、近隣のまじはりもよろしき趣、公聽に達し、天保四年八十五年前、青銅若干を賜り、又七夫婦が累年の孝行を賞し玉ふ。

二、壹岐貞満 翁は、文化十一年八月十三日百四年前、岬村鐘崎に生る。代々、鐘崎神社神官の家にして、丹後守と稱し、後因幡守と改めたり。藩守より、獨禮を許され、二十五石の地行を與へ、大組格を以て待遇せらる、明治維新の際、郡内の神社を、二名の神職にて、奉仕することとなりしに、翁は其一人に選ばれたり。翁の父滿輔は、癩癬の性ありて、翁不惑に達したれど、時として笞鞭を加へらるゝことありしが、常に神色自若、唯孝養の至らざるを反省し、また極老の祖母に對して、定省の勤め缺くことなく、且つ意の向ふところに逆はず、數十年一日の如し。遂に上聞に達して、嘉永三年十月、銀子三兩を賞賜せらる。而して翁には、九人の同胞ありしが、友情殊に厚く、争ひの聲を聞きしことなかりしと言ひ傳へり、姉は出で、同所又七の家に嫁し、兄弟共に至孝にして、世人の龜鑑となりしは、誠に得難きことにこそ。資性温厚、肥滿の狀、蛭子面に似たりしにより、漁民は、活き惠比須と稱して、之をあがめ、毎年一二回漕ぎ揚げ園村の民協力して、綱網を操、をなして、其の徳に報ひ來りしが、一時中絶せしり、一日分の漁獲を贈與す、に、近年之を再興せり、明治二十七年卒す。享年八十一。

六、口碑傳説

一、鐘崎の由来 西遊記にはく、博多の崇福寺は、千代の松原の真中にあり、北は海を受けて、誠に清淨無塵の勝地なり。詩を賦し禪を談せしとま、當國の奇事をとひしに、其座にありける人の曰く、此國の海中に鐘あり、そのところを鐘が岬といふ。織幡山の良の方、岸を離るゝこと、纔かに五町ばかりのところであり、船にてそのところにいたれば、よく見ゆといふ。是はむかし、三韓より撞鐘をふねに積みて渡せしに、龍神鐘を望み、この海に至りて、浪風俄かに起り、船覆りて鐘は終に沈みぬ。鐘のみさきの名、これより初まりぬ、左れば、萬葉集の歌にも、千早振かねのみさきを過ぐれども、我は忘れず志賀のすめ神、よみ人しらすと出でたり。新古今にも、白波の岩打つ浪やひひくらん、鐘のみさきの曉の空、衣笠内大臣とあり。俊賴家集にも、音にきく鐘の岬はつきもせず、なくこゑ響くわたりなりけり。

また大名寄に、聞あかす鐘のみさきのうき枕、夢路も浪に幾夜へたてぬ、など見えたり。龍宮のもので、人々おそれ、たれ取揚げんとせし人もなかりしに、いつの代の事にや、何がしとかいへる國の守ありけるが、菩提所を取立て、いまだほごき鐘もなければ、新に造り鑄らんよりは、海中にある鐘こそ、名高き鐘なれば、引上げて此寺に寄進せんとありしを、諸臣此鐘は、龍神のをしめ給ふとて、古來より申傳へ候へば、今更引あげ給はん事、恐れありと諫めしに、元來勇

將なれば、聞入れ給はずして、我用にて我領内にあるものをとるに、龍神とて惜むやうやある。はや、海より引あげよとて、千人力を以て、えい、と聲を出して、引たりしに、其鐘少し動くよと見る間に、大空俄にかき曇り、天地闇夜の如くなつて、大風波起り、捲上げんとせし船碎け網切れて、人も大半、潮に溺れて漂ひければ、終に其事とげざりけり。大守、いかり給ひしかども、諸臣強て諫め留め申せしかば、やむことを得ずして、そのまゝに捨て置き給ひぬ。其後、三四代目の大守、勇氣殊に勝れ給ひぬるが、この鐘のことを聞し召し、何條事や有べき、其日に折悪しく、風の吹きければこそ、不思議にも思ひつれ、たとひ龍神在せばとて、領主にいかで敵すべきや。この鐘引上げざるこそ、口惜しけれとて、諸臣の諫を用ひず、用意を丈夫にせばとて、髪の毛を入れて、よりたる大綱を、夥しく鐘の龍頭にまどひ、船數隻に大石を數多積入れて、船の脚を深く沈め、彼鐘の上にといたり、鐘に付けたる綱を、船に嚴しく纏ひ付けて、彼の積みたりし石を、海中へ擲捨てたりしに、船漸々浮に付けて、鐘もやうやう動く程こそあれ、案に違はず、天地震動して、風夥しく起り、雲は墨をどきしが如く、大波、山をも碎く勢ひとなりければ、何かは以てたまるべき、船も人も微塵となり、鐘も龍頭も碎けて、横さまになり、また海底に沈みたり。それより大浪、岡に揚り、人家田地、大に破壊

し、人民の歎き大方ならず。不思議なるは、其潮に連れて翁面一つ浮び上りたり。其面稀代の作にして、よのつねのものにあらず。太守には、なほも争ひ給ふべき氣色なりしかども、人民の歎きなればとて、諸臣諫めしにより、且つは龍神より、鐘の替りのころにて、稀代のものを、打上げし事なれば、大守にも、思ひどまり給ひて、鐘は終に人間の手に入らず、横さまになりて、龍頭さへ碎けたれば、再び上るたよりもなくなりぬ。面は奇異のものなればとて、宗像の宮に納めて、今に彼宮に傳はれりとぞ、鐘は、この崇福寺に納まるべかりしを、斯く龍神の愛せるといふにより、永く海底のものとはなれり。と語れり、少し昔語めきて、仰山には聞ゆれども、さる事もあるべし。

海士町沿革及現状調査

鐘崎海士の後裔

概要 石川縣鳳至郡輪島町字海士町の民族は、永祿年間三三四十年前、筑前鐘崎の海士又兵衛が、漁船三艘と共に漂流し、同國羽咋郡はぶ及鳳至郡、皆月・光浦・輪島崎等の海岸に於て、捕鮑せしを創始とし、爾來其一族漸次に増殖し、寛永二百七十年前の頃に至りては、海士十三戸となりしを以て、藩主前田利常、鳳至町の地内一千歩今の海士町を興へて其の住地とし、後、寛文十年

に至り、輪島に於て、捕介・採藻を許され、毎年、米鹽若干宛を無利子にて、貸與し、製する處の乾鮑、鮑鬚斗を納めしめ、これを時價に當て、税金及び米鹽代に換へ、足らざれば徴收し、餘りあれば還附するの制なりき。故に生計は、この保護に因つて長々饒かなるを得たりしも、維新後、其保護を廢せられしにより、一時、困窮を告げたることありしと云ふ。

一、部落 海士は、輪島町に於ける、海士町を本住とし、舳倉島しんくらじまは、其出稼先なるに拘はらず、却つて此島にて、本住にも勝る家屋を有するものあり、而して、舳倉島部落は、西村・出村・小岩・本村・北村の五區劃をなせりと雖ども、本村、小岩の間、僅かに小丘を以て、間隔するの外、家屋並列し、割地相隣り、一見、其區別あるを知らず、家屋は、概ね海に面して之を建て、結構堅牢、大なるものは、入口四間奥行七八間、瓦葺又は板葺とし、ただ壁を板張りとなす外、屋内の造作等、普通に異ならず。また細民の家は、葺葺にして、板壁床張あれども、倭小汚穢なること、言語に絶せり。但だ潮風の烈しき所に在りては、屋を繞らすに石垣を以てせり。飲料水としては、部落中に、十七箇の井ありて、之を使用し、其質佳良なりと雖ども、街頭雨さらしのまゝなるを以て、塵芥の混入を免れず。街路は、大小

の石を以て疊み、雨水は、直に地下に吸収せられ、途に泥土を見ることなし、しかも、行人は皆跣足なり。この部落中、從來最も不便、且つ不潔を感ぜらるゝは、圃園の設なき事にして、大便は海岸の岩間、或は屋後の原野に於てし、小用は街頭の一隅、石を列べて、二尺四方位に、區劃したる所を使用し、甚しきは、之が區劃すらなせず、其蠻風なること、實に驚くの外なかりしが、明治四十二年、始て駐在巡查の配置ありしより、今は殆んど戸毎に廁を設けたるも、未だ弊風の根絶せざるは遺憾なり。

二、戸數人口 海士の本籍二百十戸、人口千二百四十五人、内男五百九十五人、女六百五十人にして、女の男子より多きこと、五十五人なり。これ海女あま以下海士の女子は、本島の主要業者なるを以て、常に他より私生兒等をもらひ受け、海女の養成を圖りし結果に外ならず。

三、社 寺 本島には式内村社、瀛津姫神社ありて、島の西南端に鎮座せり。維新後、神社明細帳提出に方り、南志見村字名舟と、屢々争論あり、遂に官署より之を説諭して、互に其神社を崇敬せしめしも、爾來なほ、争論ありしが、明治四十四年調停の結果、遂に共同の祭神とし、名舟に約するに、遙拜を以てし、海士町の住民は、直接之に奉仕し、かたはら社殿の經營を負擔し、且つ神職を置きて、毎年草採取の後、大祭を行ふこと、す。其他、蛭

子、辨財天、琴平、祇園、大和田等の社あり、みな祠を建て、祀れり、宗教は、淨土宗にして、悉く輪島町法藏寺の門徒たり。故に海士渡島中は、住職もまた移る。若し死者あるときは、その親戚と否とを問はず、男女集合し、或は詠歌を奏し、或は誦經して哀情を表す。

四、習俗人情 海士は、其の半生を、輪島なる海士町に、送るに拘はらず、古來他の町村と婚姻をなさず、殆ど異族人種の如く、従つて他よりもらひ受けたる養女の外は、血族婚姻たらざるはなし。而して、婚姻をなすには、女は二十歳以上、男子は二十二歳に至らざれば、その禮を挙げざるも、女性の多き爲め、姪囃風を爲し、私通甚し。故に相應身分ある者の外は、媒人なくして、殆んど自由結婚なり。されど、婚儀成立の後は、また昔日の比にあらず、婦人は、整然一家の秩序を保ち、殆んど別人の如し。人情は、概して素朴なりと雖ども、往々狡猾なるものあり、教育の素養なきを以て、常識に乏しく、恩仇常に定まらず、而して、各地灣港に出入して、營利に孜々とし、隨て得れば隨て散し、毫も貯蓄の念なし。一般俗謠に趣味を有し、男女常に相會して、之を温習す、故に輪島に於ける俗謠は、常に海士の魁する所たり、これ他なし、所々の津港に出入して、この種の風習に染むを以てなり、其性、甚しく習慣を重んじ、今尙ほ不文法の行はるゝもの多く、克く恪守して、毫も亂るゝ事

なし。また海士は、神を敬し、佛に歸依すること深く、海難災禍等、皆神佛の冥罰なりと思惟せり。而して本島の習慣として、島内の石塊等を、他に持去るを厭ひ、若し犯す者ある時は、海が時化となり、船は必ず災難ありと云ふ。故に人あり、奇石を得て持歸らんとするときは、代石を要すと云ふ。

五、教育 本島の學校は、明治二十一年創立したる、鳳至尋常小學校の、分教場なりしも、今は海士尋常小學校分教場を設置し、在學生徒、男七十二名・女二十四名、合計九十六名なり、由來海士は、教育の念に乏しく、極言すれば、兒童をして、操舟游泳に熟練せしむるの外、教育の何たるを知らずと云ふも可なり、故に子女七八歳に至れば、はや既に海中に在りて、魚介を友とし、幾許かの收利を、父母に致すを常とす。校舎は、本村の神社拜殿を使用し、十四疊敷二室を以て教場に充て、別に事務室の設けなく、校具亦備はらず。

六、衛生 本島には開業醫なし、故に病氣の時は、賣藥又は鍼灸に依頼し、重症に罹りし者は、海士の本住輪島に還へらしむ。産婆もまた開業せしものなく、隣保扶持して出産せしむ、また生れて二三才迄は、襦袢の中に育ち、獨歩し得るに従ひ、殆んど放任養育なり、海士は、男女共に骨格逞しく、概して身体強健、在島中、病者を見ること稀なり。然れども豊

者頗る多く、また眼病者、畸形、白痴等、比較的多きが如し、而して其病因は、素より知る可からざるも、豊者、眼病者の多きは、潜水に關し、畸形、白痴の多きは、恐らくは、血族結婚の關係にはあらざるか。

七、生計 輪島町に在る間は、身分に應じ、節約の生活をなすと雖ども、在島中は、たとへ細民と雖ども、米飯を喫し、介藻饒かなるときは、飲酒を事とし、衣服もまた身分不相應の粉裝をなせり。但し暑中は、裸体のまゝ、近隣を往來す。而して本島の收利は、毎年少なくも參萬圓、多きは八萬圓に達するを以て、今假りに一年六萬圓の収益あるものとし、之を二百十戸に平均すれば、一戸貳百八拾五圓餘となり、また人口千二百四十五人に割當れば、一人四拾八圓餘となる。故に細民は、能く日用品を節約せば、敢て糊口に窮するが如き事なきも、資性放逸、隨つて得れば隨つて飲み、毫も貯蓄の念なし。

八、産業 本島に於ける漁撈捕介採藻は、鮑、榮螺、磯草、和布、石花菜、海苔、飛魚、鯖、青串魚、烏賊等にして、就中鮑、磯草の二品を主とす。

其一、漁船漁具 本島に在る漁船は、凡二百艘にして、殆んど一家一艘を有せざるものなく、船体は長六間、胴巾六尺、其の積載重量凡二十石なり、また往々之より大なるものあ

り、小なるものありて一定せざるも、構造はみな同一にして、普通漁船とは稍異なれり。
 其二、**勞作**。本島漁夫、男は十五六歳より女は十七八歳より、何れも四十四五歳まで、出漁するを常とすれども、蟹のみは、五六十歳に至り、尙ほ嬰鑠として、業を營むものあり、男女勞働の差は、男三、女七の割合にして、男子の安逸なる、猶ほ内地の女子に於けるが如し、島産の七八分は、海女の手に俟ち、男子の生業少きの致す所なり、然れども、男子は適度の勞働を爲し、身體の發達佳良なるを以て、徴兵合格の歩合は、常に輪嶋の首位に在り。而して捕介採藻の日數は、豊凶の如何に因ると雖ども、在嶋中、凡そ六七十日間に過ぎず、先づ二月十六日頃より、島の視察を兼ね、初渡をなして海苔を採取し、數日滯留の上、風を見計ひて歸航す。更に八十八夜に至れば、渡りと稱して、一同渡島し、それ〱順序を定めて就業し、秋彼岸に至つて歸住す、然れども、其の本住に歸るや、多數のものは、猶ほ上陸をなさず、老幼相携へて宇出津・飯田・穴水・福浦等の港灣に至り、魚類の販賣等に從事し、若し行商先に於て、冬季に入り歸航し難きときは、舟を預けて歸村す、海士町の本住にありては、輪嶋崎に於て鮑、榮螺を採り、または他の漁業をなす。石川縣水産試験場調査

第七項 岬村地島浦

一、概 説

地の島は鐘崎の西北一里の海上にあり、島峰、南北の二項に分れ、周圍壹里十八町、交通機關としては、毎日、鐘崎に一回の渡海船あり、郵便は、この渡海船にて便じ、甚しき風浪の外、年中出船に苦む日は、極めて少く、加ふるに、大島・相嶋等の如く、地方を去ること遠からざれば、嶋としては、比較的、交通便利の地に立てり。浦は、東西二個所にあり、東なるものを泊と云ひ、西なるものを豊岡一名白濱といふ。戸數相合して約百戸許、古より、農三漁七の部落にして、生計稍豊かに、組合人員、現に八十六名を有せり。漁業は、古來より行はれ、網を以て其主なるものとなせしが、近年延繩、釣漁業甚だ盛なるに至り、一箇年の漁獲高、凡そ萬圓に達す。

泊は一衣帶水を隔て、鐘崎・神湊に對し、有名なる佐屋形山を、東方に控え、西南遙に草崎、勝嶋の奇勝を望む。その間一條の松原、白沙の汀に沿ふて、長く相連れり。また、浦の東

端より、艇々として、波上を南に走り、大潮のとき、纒かに其の一部を現す一大礫嘴あり、これ即ち地嶋大謀漁場を形成する、最も必要な、魚道遮堤にして、これによりて、魚を網代に廻遊せしむ。海潮の満干に従ひ、波浪之に激して、珠と碎け、遠く之を望めば、宛ら銀蛇の逸するが如し、中央を渡船の所とするも、舟航の危険を免れず。

此の浦、海稍々深きを以て、天然の地形を利用して、良好の波止を築けり、されば、上下の船舶、來り泊するもの、頗る多く、往々港内に、帆檣林立の壯觀を呈す。漁村として、斯の如き良好の安碇港を有するは、筑前沿海中稀有なり。

白濱は、前面に當りて、右方には、大嶋浮び、左方には勝島峙てり。その中間、玄洋の浩蕩たる所、相嶋・玄界嶋等、雲烟を罩めて點々散在し、近く海汀の奇巖とやの瀬と兩々相俟ち、風光明媚なり。

二、沿革

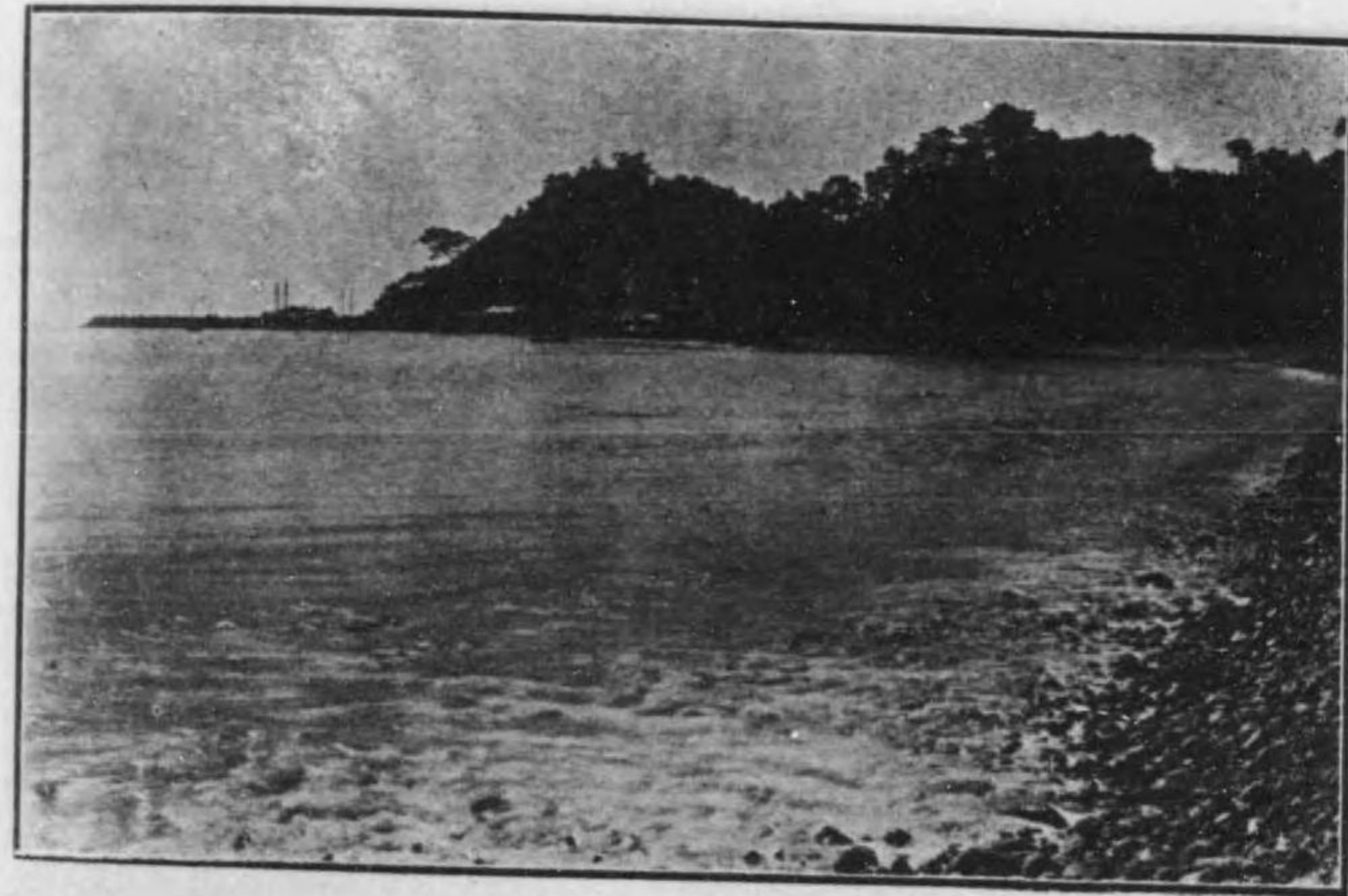
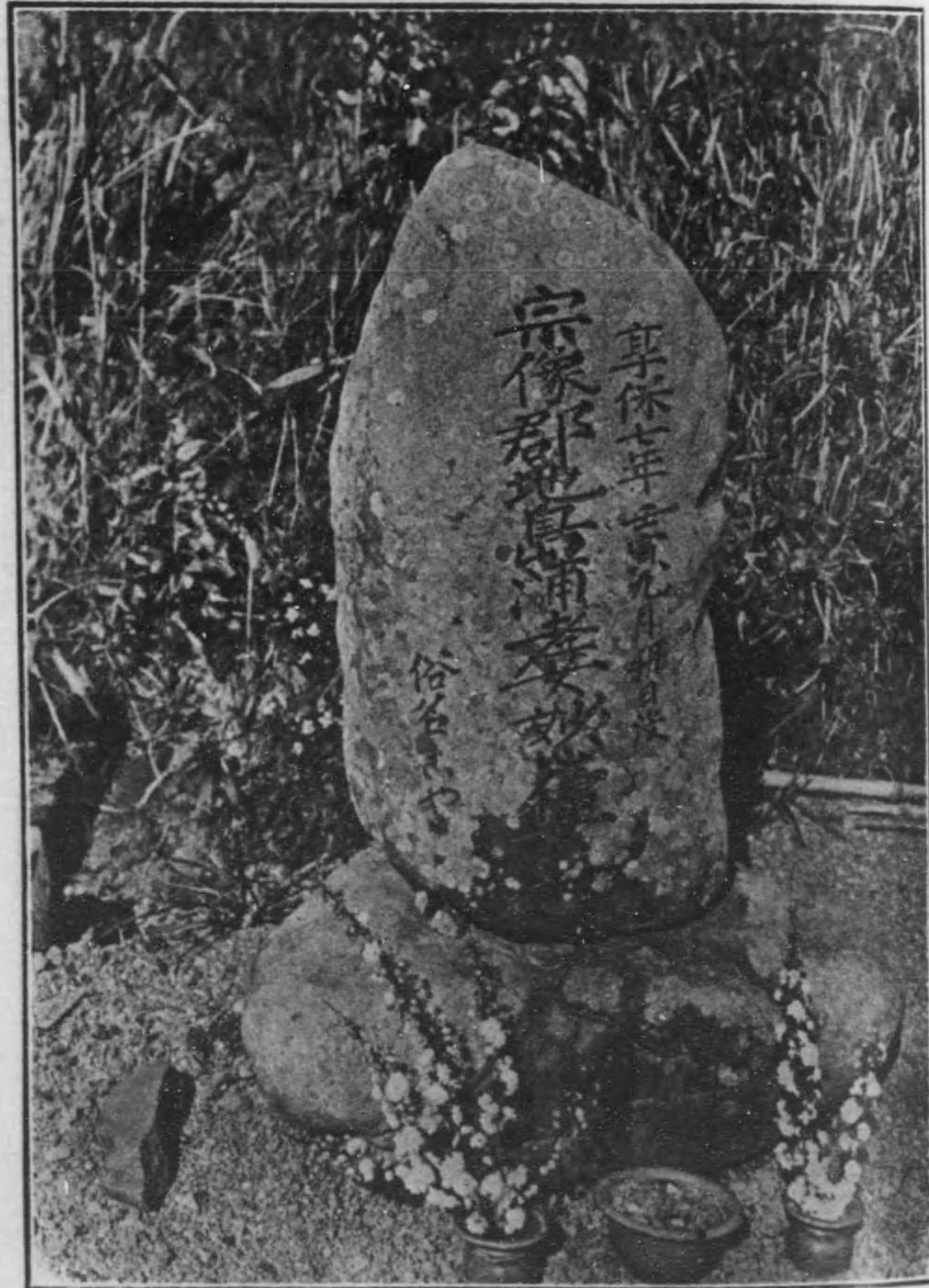
概要 地の嶋は、また小嶋とも云ふ。今より千七百年の昔、神功皇后征韓の際、御舟を寄せさせ玉ひし靈地たること、口碑に喧傳せり。今日其の考證の史實に乏きは、頗る遺憾たり。



地島浦海羅養殖場



同浦白濱之全景



望遠ノリ泊浦島地



△望ヲ島全島地リロ港神

然りと雖も、退ひて地形の上に顧み、港灣として、遊難船の日夜絶へざるに徴すれば、當時のこと、推想するに餘りあり。その後、宗像三神を、安藝國嚴嶋に勧請の際、神體、此の浦に御寄港なし玉ひたりと云ふ。これ村社に、嚴嶋大神を祀りしに徴して、知るを得んか。爾來、一千有余年、近く慶長八年に至り、黒田如水、このところに波止を築きて、港灣となしたり、浦民今尙ほ其の恩澤に浴せり。尋で明治二十二年、町村制實施の砌、岬村に屬せしより、今日猶ほ其の制によれり。

本嶋のことを、小嶋と云ふは、宗像末社記によれり。又た、近古の書に慈嶋と書きたるあり。是れ、この嶋の産神、市杵嶋姬命なれば、慈字は、うつくしむと云ふ訓ある故に、市杵嶋に言近ければ、通じて慈字を用ひしものか、初め字音に唱へしを、遂に誤て地嶋△△慈△△は自の別なりと、書くに至れり。而して泊嶋とも、白濱とも云へるは、みな此の嶋のことなり。

一、泊の波止 このところ常に怒濤起りて、巖を碎き岸を崩す。故に古より、波止を築くことなかりしを、黒田如水これを思ひ、慶長八年癸卯三百十、五年前、初めて觀音を立て、船一艘に付、一日一人持程の石、十箇宛寄附し、一時の繫船には二箇宛寄附せしめ、之れを肯はざる者は、船をこの嶋に寄することを許さずと、令せられ、此時の老臣運籌の下知狀、今猶ほ里民の家にあリ遂に長百五十間、横十八

間余の波止を築成したり。その後破損せしかば、元和四年^{三百}戊午三月、長政、高橋伊豆守
匡順に命じて、之を修補せしむ、その時觀世音の尊像、左右の二神を伴ひて、微妙くも現はれ
出で給ふ、茲に於て高橋伊豆守に命じ、二字の精舎を建立して、之を安置せり。

夫れ大悲の觀音は、通衢行路の巷に出で、薄福貧者を濟ひ、七珍萬寶を捨つることを、痛
ましく思し食す、若しも砂石の如き、易く得らるゝものにて、獻するの輩は、年厄、日厄、
時厄、横死、横難を免ることを得べし、大士の突として、このところに現はれ給ひしは、この
波止を、末世までも破却すること、なからしめんがためなること疑ふべくもあらず、即ち往來
の船たるもの、その分限に應じて、大小の石を、施與せらるゝに於ては、海上安全、風波の災
を免ることを得べしとなし、次の如き嚴達を布く。

宗像郡地嶋浦

當浦觀音堂は、上下する舟の爲めに、如水の立て置かれ候條、船壹艘に付て、一日壹人
持の石捨宛、波止に上げ置き、寄進あるべく候、御手船迄も、如此仰付けられ候間、御國
中、廻船は申すに及ばず、他國船にて候共、申付べく候、當坐舟かゝりには、壹艘に付
て、一人持の石貳宛、上げ可申、此上にて同心なき舟は、後年迄も、其の舟、當津へ寄せ

候儀、可差停、仰出られ候間、此の旨を以て、堅固に可申付候也

卯月貳拾八日

- | | |
|-------|---|
| 小河内藏頭 | 判 |
| 桐山丹波守 | 全 |
| 野村大學頭 | 全 |
| 黒田美作守 | 全 |
| 栗山備後守 | 全 |
| 井上周防守 | 全 |
| 慈嶋 | |
| 庄屋 | |
| 辨指 | |

かくて、舟人、海上安全を祈るの心篤くして、この布達に違背する者なく、碇泊船三十艘に
達すること、珍しからざりしを以て、日に三四坪宛の大石、積み上げられ、荒天連日に及べば、
その數實に夥しく、各地方より、特に石を積み來りて、寄進するものあり、天候回復を祈り

宗像郡

て、更らに、所定以外に積むものあり、避難碇泊中の船員は、無聊に苦しむものなれば、この苦役を苦とするものなく、時に或は、力自慢の競争となり、數年にして巨大なる波止となり、堅牢なること、宛然小岬角の如き、觀を呈するに至れり。思ふに人を見て法を立て、楽しんでこの苦役に服せしめ、安心勤勉の途を講じ、閑居不善の弊を去り、何等經費を投することなくして、この巨大なる波止を築き、以て共同裕澤の實を擧ぐ。藩政運用の妙味、實に掬すべきなり。その後文政五年九十六年前、壬午の秋、郡吏の請に應じて、またく舊例の如くなせり。今、石垣の長百間、幅二十間あり。明治十七年に至り、金壹千圓を投じて、之を修繕す。その後、小破修繕、數回に及びたれども、固より估息彌縫の修理なりしを以て、明治四十二年の高潮に、甚しき破損を生じ、大風浪に際しては、潮水人家に侵入するの恐れあり、愈々大修繕を加へざるべからざるに至りしも、巨額の經費を要するを以て、常に計畫を立つるのみにて、實行する能はざりしが、たまくと大正四年秋、今上天皇陛下登極の御大禮を、行はせらるゝに當り、全國津々浦々に至る迄、この御大典を記念すべき、事業の企劃あり、我地嶋浦漁業組合は、この機會に於て、多年の宿望にして、緊要事業たる、波止場の修築を執行し、以てこの御一代の御盛事を、記念せんと欲し、數次會合協議の結果、大正四年十二月九日の臨時總會に於

て、これを決せり。即ち郡土木吏員の實地踏査を仰ぎ、工事設計を乞ひて、經費參千七百貳拾七圓七拾錢を要すべきを知り、日本勸業銀行より、低利資金貳千五百圓を、向ふ十六箇年間、年利六分三厘にて借入れ、外に郡費補助金參百五拾圓、村費補助金貳百圓を得て、これを改築し、大正五年九月竣功せり。この工事の委員長となり、終始熱心努力せしは、現組合長橋口寅藏なり。

二、豊岡の波止白濱 天保五年八十四年前 八月、一個の小波止を設けたりしに、嘉永三年六十八年前 子七月三日、暴風怒濤ありて、その過半大破に飯し、遂にその儘となりしを、明治二十一年五月更に起工し、同年八月下旬落成を告げたり。その際、森田和二郎最も力を盡す。發起人は左の四名なりき。

森田和二郎、龜石佐吉
濱口甚右衛門、中村作右衛門。

三、漁業 網の最も古きものを、飯網、鱒建網、鯛網、五智網、及び鮪大敷網等とし、之に次で起るものを、玉筋魚大網となす。明治初年に入りて、玉筋魚房丈網を、新宮浦より傳習し、目下盛に行はれつゝあり。また釣としては、延繩、一本釣等今日甚だ盛なり。

玉筋魚房丈網 現下本浦唯一の漁具にして、明治初年頃より、之を傳習し來り、盛衰常な

らざりしが、船數多きときは、四十隻に達し、一箇年の漁獲高、壹萬七千圓に上りしことあり。この漁業の豊凶如何は、全浦一般の生計に關すること、頗る大なるを以て、漁民一同之を重要視せり。

鯨組及鮪、鯷の大敷網 天保十二年^{七十七年前}、鯨組の組織をなせしことあり。而して鮪大敷は今より約百年前に始り、一時非常に隆盛を極めたりしが、その後或は廢し或は興し、明治三十四年頃まで、之を敷きたりしも、今は廢絶に飯したり。鯷大敷網は、昔より行はれ來りしが、一時中絶に飯したりしを、大正二年より再び之を敷くこと、なれり。

鰯刺網 明治四十一年、當浦の浦田信太郎・濱口友藏の二名、長崎縣五島より、此の網を買入れ來りしを始めとし、爾來漸次その數を増加せり。

鰯網 鰯の網代はやなば、うごの二箇所にあり。やなばの方を古しとす。うごは天保の頃、中山徳四郎の發見に係れり。

鰯大謀網 本網は、樋口本縣水産試験場長の熱心なる主唱盡力と、理事樋口寅藏の努力幹旋により、大正三年より之を敷き始め、長崎市、浦五島町、堤英夫と契約し、十一年を期して貸與し、一年に付、壹千圓の貸付料、及び漁獲歩合金を納入せしめ、今や本浦唯一の財源とな

れり。當時關係の組合役員左の如し。

理事 樋口 寅藏

惣代 村田信太郎、岡山梅太郎、山崎作之助、中山徳兵衛、

川口米藏、大江喜七郎、

鯛一本釣 明治十七年頃、阿州の人、濱口文吉外四人を招聘し、漁法を傳習せしより、漸次發展し、今日にては、伎倆大に熟練し、近浦に對して、一步を抜んづるに至れり。

附記

明治三十九年、山崎作之助及び當時の理事岩崎小助の二人、協力熱心の結果、宇、川井に於て、鯛、ひらすの掛曳網代を發見したり。

四、大火災 往昔より、屢々火災に罹りしことありしが、最近にては、明治四十三年五月二十二日、泊部落三十二戸、六十二棟を焼失したることあり。西光寺及び大師堂をも延焼す。一時生計上、一大打撃を蒙りたりしが、漸次恢復するに至れり。

三、名所舊蹟

一、地の瀨倉瀬と云ふ島の西北岸、海中十町にあり、周圍五十間計り、内に潮を湛ふ。岩上、寸土を餘さず、全面に白粉を装ふ、これ鶴の群集、四時絶えざるに因る。俗に倉瀬と唱ふ。このあたり、奇巖洞窟多く、玄海の高濤一去一來、飛沫玉碎、或は落花となり、或は吹雪となり、千趣萬態、豪壯比なし。

二、城の腰城址 白濱の北方、山上に在り、平地一町許り、城主詳ならず。

三、唐人塚 こもつち菰浦にあり、享保五年庚子六月百九十八年前、清國南京の姦商、商船數艘を竊ひ、この島の海上に來り、我姦民を誘ひて密賣せんとす。國主之を制せんとして、近海を警戒し、初めは空砲を放ちて、防禦の虚勢を張りしが、晝は巧みに遁れて、帆影の見えざる所に遠く竄し、夜は磯邊近く船を寄せて、姦謀を遂げんとすること數次。國主意を決して、狀を幕府に具し、同月二十二日、家臣喜多村彌次兵衛保道大監、加藤道右衛門成昌足輕、松本主殿直勝船手、等に命じ、砲手數十名と共に、遠賀郡蘆屋浦より舟を出して、商船に漕ぎ寄せ、頻りに大砲、火矢を放つて之を惱まし、遂に、清人男女數十人を捕へて誅戮す。その船の破片など、夥しくこのところに漂着せしかば、ことごとく焼捨てぬ評なることは加藤成昌が履信録に見ゆ、世に長門の今、唐人塚と稱するはその遺跡なり。

地名辭書に、筑前舊史略を引用して曰く、享保元年（二百二年前）支那商船、地島に到る。長崎貿易の制限、その利潤薄くなりし故に、禁を犯して、我國の姦商と、密賣するにぞありける。よりに筑前・豊前・長門の三國より、兵吏を出して之を逐ふ。一時十五艘同行せしことあり、同五年六月、大島の側に一艘を繋げり、福岡藩達之を燼燬す云々。

四、遠見番所址 舊黒田藩主のとき、遠見番を置き、外國船の斥候とせられたる所にして、泊山の頂にあり。

五、長徳寺址 浄土宗鎮西派に屬し、博多一行寺第三世・滿譽行寛の開基なりしが、明治十八年頃、長崎縣大嶋に寺號を譲り、今は徒にその名のみを存す。今、白濱に、藥師堂とて小庵あり、これその名残なり。

四、神社佛閣

一、嚴島神社社 本村にあり、宗像七十五社の一にして、本嶋の産神なり。宗像三女神を祭り、祭日は九月十五日なり。社傳に、「宗像瀛津嶋坐、宗像三女神、神德顯著、四方尙慕。則、別建三祠于安藝嚴嶋祀之、時、其神体姑泊于此地嶋。仍、用其假殿、爲祠以祀其神意之所存云。然則、建立年月與嚴嶋建祠同時也云々」とあり。又た、宗像祭祀記に、「市杵島

姫社、白濱、正月朔日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、毎月朔日、十五日、一年中二十四度」と見ゆ。末社

二、牧神社 白濱人家の側にあり、元、此の所の産神なり。祭神は猿田彦命にして、九月十五日祭典を行ふ。建立年月不詳。舊記に、「地嶋氏神先年は牧大明神。後に宗像郡沖の島云々」とあるより考ふれば、嚴島、神社を、安藝嚴島に建設せしと同年代か、又たは、夫より古き神社なるべし。

三、金刀比羅宮、須佐宮 祇園山にあり、古より須佐宮を祀りたり。安政年間凡六十、に至り、金刀比羅宮を、同境内に祀るに至ると云ふ。毎年陰曆六月十五日よ、山笠を建て、業を休みて賑ひをなす。

四、恵比須社 泊、白濱二箇所に祀る。

五、龍宮社 全上

六、西光寺 字、古道にあり、海雲山と號し、淨土宗鎮西派、中本山、博多一行寺末なり。明徳中一説應永元年、滿譽と云ふ僧開基す。

七、波止觀音 泊にあり、元和四戊午年三月十一日三百、長政築堤のとき、觀音の尊像并に

左右神、不思議に出現し給ひしを、祀れりといひ傳ふ。

八、大師堂 えみのつち、泊二箇所に祀れり。

九、薬師堂 長徳寺址の小庵に祀れり、秘佛といひ傳ふ。

五、人物

一、孝女こや 宗像郡地島に、こやと云ふ女あり。親は九郎右衛門と云ひ、貧窮にてこや九歳のとき、米一俵を借りて、某家に奉公せしめ、成長の後は、相應の所に嫁せしむべしとの、主人の言葉を信じ、年期をも約せず、奉公させ置きしに、十七年を経て廿五歳となるとき、こや考ふるは、何時までもなく人の婢となり、我身の定まらずして、少しも親の爲めにするこなどなく、空しく年月を送ること、不甲斐なしとて、主人に暇を乞ひけるに、數年の間養ひ、漸く成長に及んで、暇を乞ふこと不届なり、身代十五俵出さば、暇を遣はすべき由、主人のいひけるに、こや違背に及ばず、鐘崎に渡り、知人を頼み、米十俵を借受け、主人へさし出し、殘米は追て相償ふべき由云ひければ、女の身として、多分の立米を、早速出したること、奇特につき、殘米は指捨てつかはし候へと、ところのもの取扱ひ、主人も同意し、その分にて事すみ

ぬ。その後他所に奉公し、六年を限りて、米十三俵借りうけ、鐘崎の借米、滞りなく返納せり。奉公の勤め、余人に勝れ、六年の間、晝夜懈怠なく努めける故、主人憐愍を加へ、元米の内、二俵さし捨て、十一俵にて身受させ、こや、地の島に歸れり。この年飢饉にて、玄米の才覺、成りかねけれども、もとより一度身受けて、老父を養育すべき念願ありし故、六年奉公の間、一錢も身のためにせず、不足の所は一衣を賣り、また色々才覺して、十一俵の米を滞りなく出しける。母には早く先立たれ、父極老にて、女一人より外に、頼むべき力もなかりしに、こや、歸りてより晝夜の働きて、老父を心安く養ひける。老父八十餘老耄して、片時も傍らを放さざりしかども、常に附添ひ居ては、一飯の心當もなき故に、或ときは濱に出でて海藻を探り、或ときは山に入りて薪を拾ひ、鳥をうち、麥を播き、または少しの賃金を取りて、父を養へり。こや外に出づれば、歸るを待ち兼ね、跡を慕ひて、尋ね求むるに依り、親の手を曳き、道端あやうき所にては、肩に引かけ、宿に連れかへり慰め置き、また外に出でて働き、二六時中寢食を忘れ、孝を盡すこと、諸人も見聞して感じあへり。老父不圖煩ひつき、老病ゆへ、日を逐ふて歩行も叶はず、平臥のまゝになりければ、それより後は、こや、遠く外出すること能はず、附近の山に上り、濱に出で、薪を探り、礎菜を摘みて早く歸れり。親の病氣は消

渴にて、晝夜十三四度、食を乞ひ、湯水を飲むことは、三四十度に及べり。晝は勿論、夜とても臥せずして、終夜傍を離るゝことなく、食を乞め、湯水を與へ、一事も親の心に障らず、片時も飢渴の苦を見せず、寒中には、我身に着けたる衣類を、悉く親に着せ、夏は身に汗して團扇を用ゐ、親に事ふる十餘年、その間三年は、病辱に侍して、日夜の孝養、言語に及びがたし。老父、女に向ひていへるは、人の子の親を養ふは、世の習として珍しからねど、貧困と云ひ、女の身にて我を養ひ、日夜身を厭はず、孝行の深く切なるは、普くその類あるべからず、偏に、氏神辨財天の、其方が心に入り代り、我を憫み給ふこそ、あるべけれどて、手を合せ感涙を流せり。心なき島人も、みなこれを見聞きて、袖を濡しける。老病終に癒えず、貞享三年二百三十、二年前の春身まかりぬ。こや、悲哀限りなく。葬送は分限に従ひ、いと懇ろに營み、西光寺といふ寺を頼み、佛事は心の及ぶだけ執行し、その後一週忌、三年の法事にも、僧を招請し、身に應せざる作善をぞなしける。毎月の忌日には、齋料とて、麥或は粟など、些少ながら、西光寺に持参しけるにより、その方貧窮の身にて心つかひ無用なり、寺より懇ろに茶湯をすむべきよし、住持いひけれども、親へこそすゝめ候へ、御僧に参らするにはなく候間、御遠慮あるまじき由いひて、毎月怠らず、その志をやめざりける。墓所にも、一基の石碑を立てけ

り。これみな、平生晝夜のさかひもなくうち働き、その身の辛勞を以てすることゝて、諸人も憐みを加へけるにより、相應の志願を達しけるとなり。浦奉行も、その大概を聞きて、奇特のこと、思ひ、助力をぞなしける。地島は廻船の往來に、船を停むる所なれば、こやが孝行、他所にも聞えけるにや、旅人も、たづね問ふ者ありける。こや、四十に餘れども、夫もなく獨居にて、難儀なる體を憐み、相應の縁にも付くべきよし、知人より色々勧めけれども、もはや年老ひ、存じもよらざることなり、殊に、縁につきては、なにかに身も不自由に候へば、親の忌日に、參寺も、心に任せざる様に候ては、本意ならずとて、承引せざるゆへに、その後は、縁付の勧めをもやめける。こやが孝行の次第、元祿二年二百二十九年に、所の戸主より、詳かに有司にいひ出でければ、その旨藩聽に達し、はなはだ感賞ありて褒美を賜ひ、且つ邑民に深く、哀恤を加ふべき旨、命せられる。西光寺に、こやの位牌を安置せり。藩主の寄進せしものといふ。舊藩時代には藩主より、年々回向料の御下渡ありしといふ。

附記

一、孝子こやの父九郎右衛門の死は、孝義録・孝子良民傳、何れも貞享三年三月二百三十一年と記せり、然るに、實地に就き、墓碑を検するに、正徳四年甲午三月二百四十年とあり。さ

れば恰も二十八年の差なり、即ち二書に記せし九郎右衛門の死は、墓碑に刻せしものより二十八年前のこと、なれり。

二、元祿二年二百二十九年、こやに賞賜ありしことは、前記二書に載せたり。されば、父九郎右衛門、正徳四年に死すとすれば、其の死より二十六年前に、褒美ありしこと、なり、もしまた、九郎右衛門、貞享三年に死するとすれば、其の死後二年に褒賜せられしこと、なる、いぶかし。

三、前記二書何れも、こやは、早く母に後れて、老耄の父を養ひける由を記載せり。然れども、實地に就き墓碑を検すれば、こやの死は享保七年寅九月百九十六年前にして、母の死は、享保十年巳六月百九十九年前とせり。されば母は、こやの死後三年にして、死せしものと思はる。

按ずるに、九郎右衛門、正徳四年墓碑に、に、死するとすれば、其死より二十六年前、即ち元祿二年、こやに賞賜ありしこと疑はし。何となれば、老耄の父に仕へ方宜しき廉にて、賞賜せられつればなり。暫く調書の儘を記して、識者の参考に資す。

之を要するに、前記二書の載する所を、墓碑と對照すれば、九郎右衛門の死亡年月一致

せず、且つ母の死亡年月に甚しき、遲速あることを認む。遮莫、暫らく傳説に依りて、本文を綴れり。

第七章 糟屋郡

總説

糟屋郡は、筑前の西北に位する、古よりの大郡にして、面積十五方里、人口現に五萬を有す。宗像郡の南、筑紫郡の北にあり、東は若杉・犬鳴の連山を以て、嘉穂・鞍手の二郡に境し、渺茫たる玄界洋、その西南を繞り、洋中に斗出せる一大長洲は、これ即ち海の中道にして、風光の美天下に鳴る。

本郡の地、上古は那珂郡に屬し、儼なの縣は、即ちこの地方の總稱なり。書紀仲哀紀に、「到に儼縣、因居に檀日宮」とあるに徴すべし。而して本郡の名、國史に見えたるは、書紀繼體紀に、「大將軍物部鹿鹿火、斬に筑紫國造磐井、筑紫君葛子恐に坐に父誅、獻に糟屋屯倉、求に購に死罪」とあるに基き、筑前風土記、萬葉集にも、またこの郡の名を録せり。而して名義は、萬葉集に可か之布しよに作り、蓋か檀生しよの、和名抄に加須比かすひと註せり。然れども其の義詳ならず。或説に糟屋は、檀日宮の略語ならんと云ふ。或は然らん。延喜式に、古驛・席内・夷守ひなもりを載せ、和名抄

に、郡内を九郷に分てり。即ち香椎・志珂・厨戸（鹿部の地）・池田・阿雲（雲の）・柞原（久波）・大村・勢止・敷梨（不、これなり）。

本郡の沿海の地たるや、到る所名所古蹟に富み、上世より文化早く開け、敬神の念、醇朴の民心に、浸潤せるもの多く、香椎宮は、仲哀天皇・神功皇后を奉祠し、天皇熊襲征討のとき、行宮を置き給ひし靈地にして、箱崎宮は應神天皇を奉齋し、標の松のある所、千代の松原と共に、千古の名社なり。志賀海神・名島姫宮、何れかまた著名の神社たらざる。

崇福寺は千代の松原にあり、藩主黒田侯の菩提所にして、筑前名利の一に數へらる。その他、風光に於ては海の中道・名嶋・香椎瀉・千代の松原を數へ、志賀の浦・阿閉島もまた、古歌によりて名を知らる。殊に名嶋の帆柱石は、神功の遺蹟として、世の珍重する所たり。

漁業は遠く、神功のとき、已に相當の發達を遂げ、吾瓮の海人・志賀の白水郎（ま）の如き、書紀・萬葉集に載せられ、世の推稱する所なり。而して又、箱崎の漁人が、香椎宮獻魚の古式に至つては、實に一千七百年來、繼承して今日に迫るもの、本郡漁業の由來、また遠しと謂ふべし。鰯揚繰網、玉筋魚房丈網、鯛地漕網の三種は、本郡漁業の主眼と見るを得べく、近年各浦相競ふて、斯業に勵精し、大に發展の機運に向へり。

想ふにこの地は、上古綿積神の宅止し給ふ所にして、その志賀の白水郎（ま）荒雄の如きは、當時航海者として、比類なかりしなるべし。今人幸に先人の偉勳に鑑みるあらんか、本郡漁業の面目、爰に革り、その進歩蓋し測るべからざらんものあらん。

第一項 志賀嶋村志賀浦

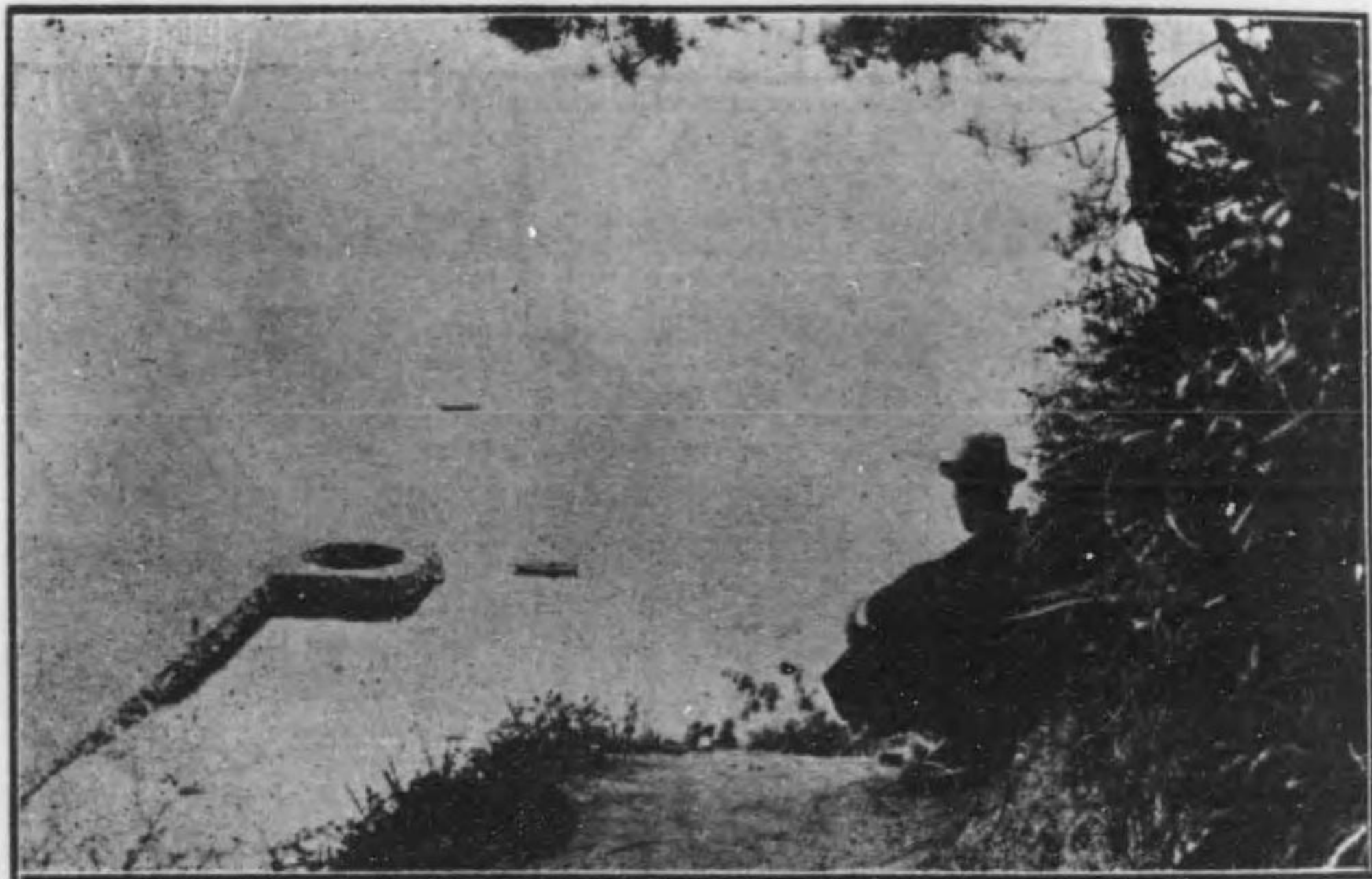
一、概 説

志賀島は、上古より綿積神の鎮座まします所にして、福岡灣の咽喉に當り、戸數約五百ばかり、内に西戸崎・志賀島・勝馬の三大字を含めり。玄界・殘の兩島は、本島の西南にありて、東南遙に福岡市に對せり。東北は、所謂海の中道にして、内外海を切斷し、福岡市を距ること、海上凡そ三里許りなるも、毎日小蒸汽船の定期航海ありて、交通頗る便なり。また浦は、道切の西・洲崎の南北にありて、漁船の碇繋場二箇所を有せり。

この地、上古より、海神の宅止し玉ひし所なりと雖も、その大に世に顯はれしは、神功皇后御征韓の時にあり。其の後奈良朝時代に到れば、この地の風味、また尠からず。殊に志賀白

水郎が、官人の托を納れて、暴風の間を航海し、遂に海底の藻屑と、消えしを惜みし輓歌に至つては、轉た斷腸の感に堪えざるものあり。而してその軍事上、樞要の地點たることは、文永・弘安の外寇襲來に見るも、嘉永・安政の砲臺築造に顧るも、甚だ明なる所なり。

夫れ志賀の靈境たる、爛沙三里の長橋を架し、閑雲悠悠として流れ、鳥影徐ろに平和の光を投げて、宿翠萋々千古の色を添へ、元如灣頭を彩る一幅の壁畫なり。更に百歩の階段を上り、日本海神の祖たる、志賀神前に賽せんか、萬眸展開して、西に北に玄海の雄觀現はれ、森茫漫々として、近く相島を泛べ、遠く大島を漂はし、水天髣髴のところ、征帆吳越に朝す。伏して脚下を窺へば、洪濤澎湃として、巖巖に激し、碎けて絮の如く、銀粉高く沖す、若し夫れ月明の夜、澄鮮の海氣を浴びて、此の處に佇めば、銀光、長汀曲浦を射て、海の中道に續ける粕屋・宗像の遠景、宛ら畫の如く、相島・地の島・大島の島影安らかに眠りて、靜寂の幽趣、神魂に徹するものあり、この時誰か欸乃の妙韻を聽いて、鮮鱗を呼び、玉杯に朗月を映して、一夜の興を恣にせざらんや。げに志賀の詩趣は玄界に盡くるにあらず、更に頭を廻らせば東に南に、内灣の佳觀、轉一轉し、先づ殘島屏顔を以て迎へ、早・糸・筑・粕諸郡の長嶺、遠近に參差し、青黛あり、綠蒼あり、之に加ふるに淡雲搖曳するあり、この間盆地の如き博多灣を控へて

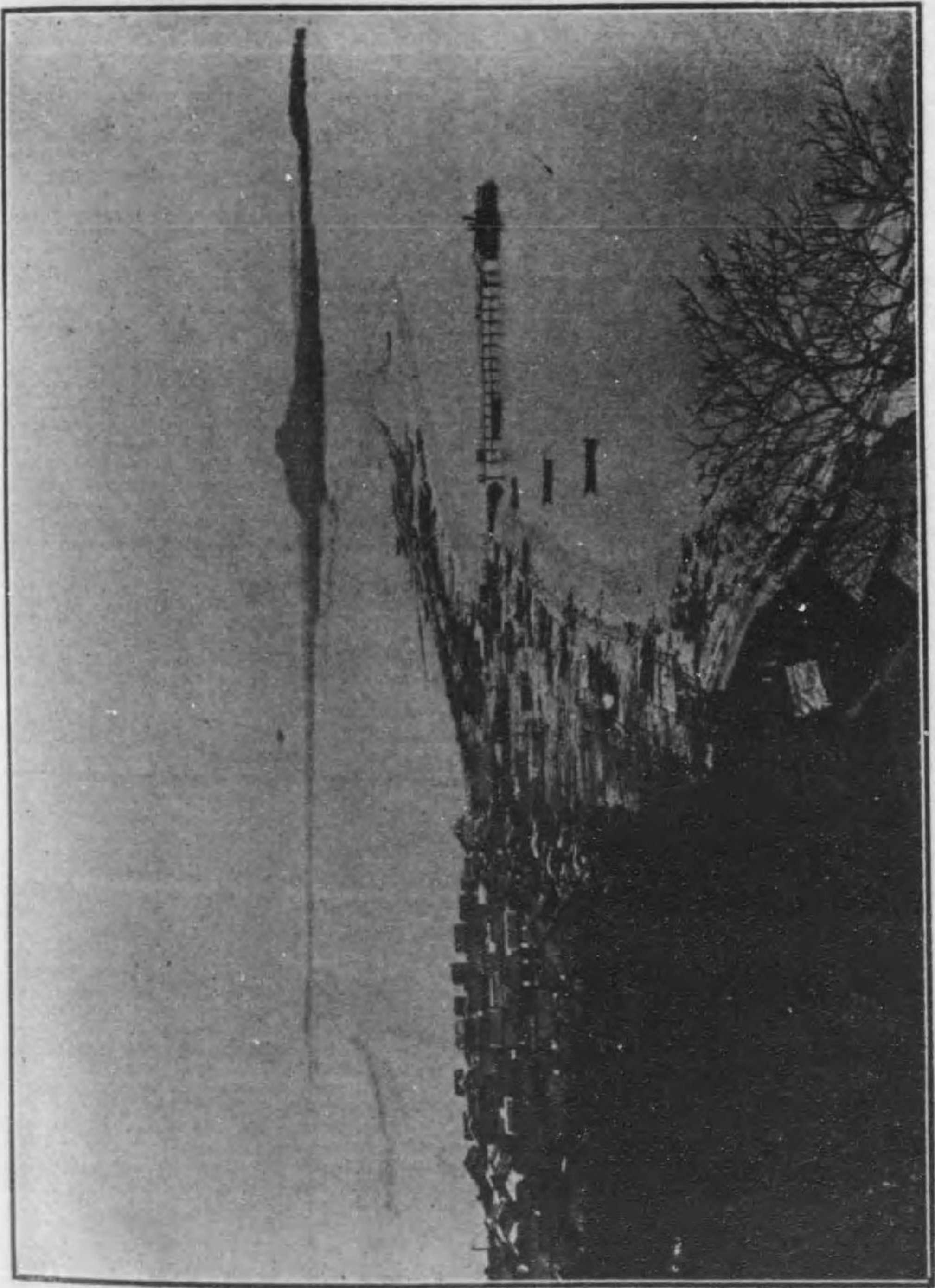


▲望ヲ洲生料御リニ院正大浦島賀志

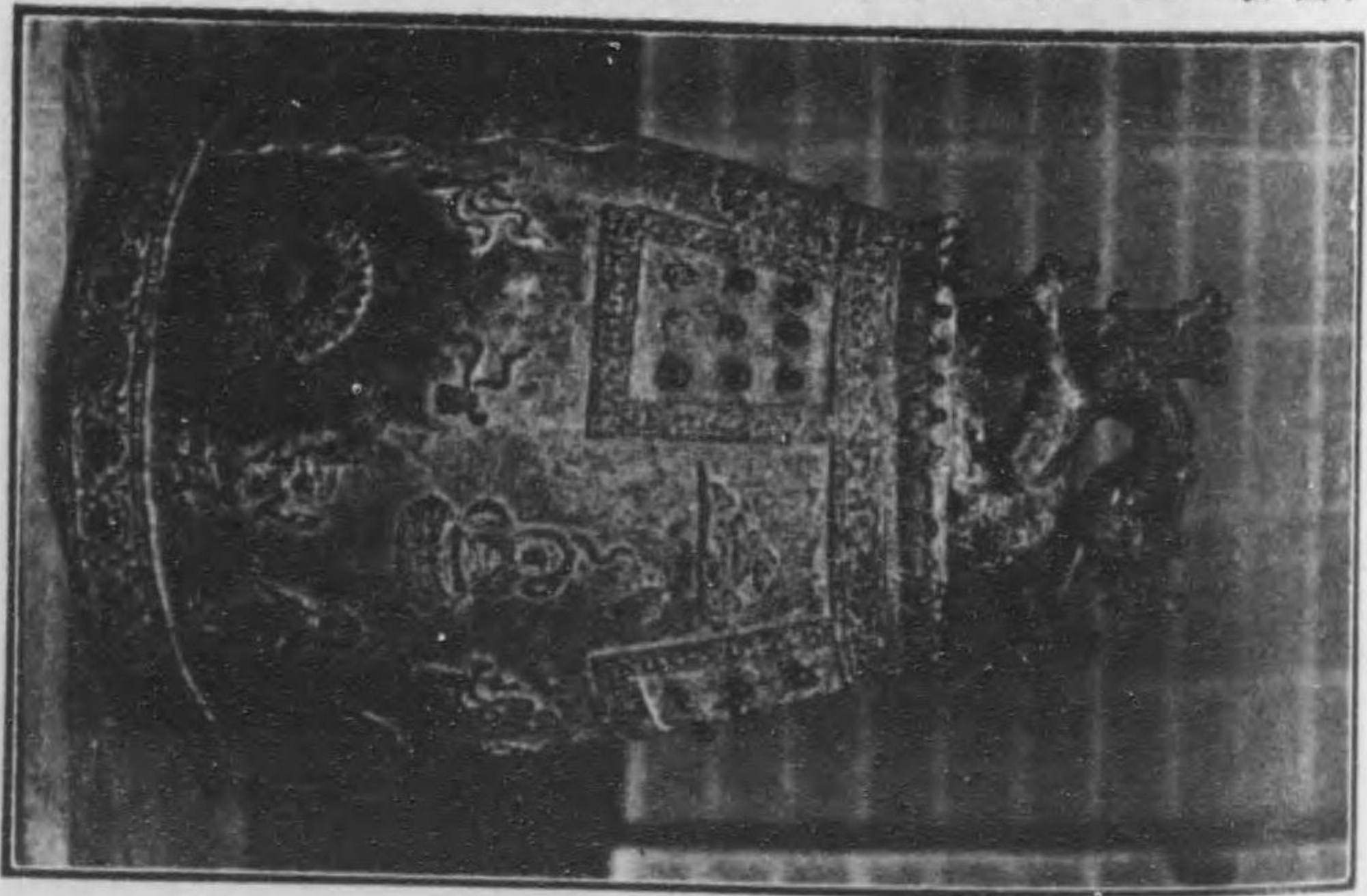


▲望ヲ崎羅磯リニ岸海浦同

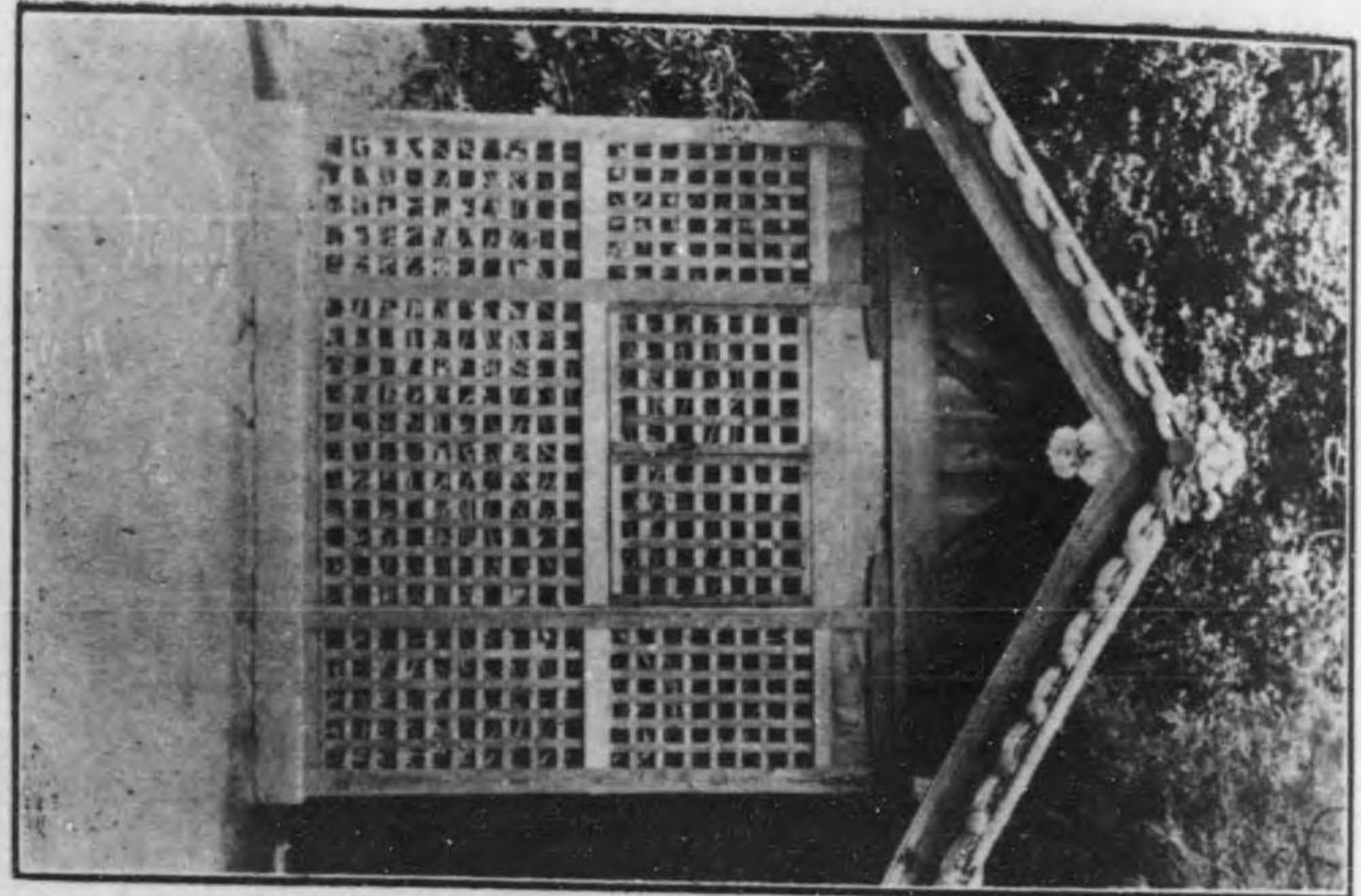
志賀大正院ヨリ中海道ヲ望ム



龍頭塔ノ高サ壹尺七寸 直徑壹尺
厚サ壹寸貳分 重量七貫五百目



志賀國社神牛鐘



全神社鹿角堂

紺碧を漂はし、その澳極に博多あり、箱崎あり、之と接続せる、千代の松原、多々羅の濱邊は、長へに皇國の神威を語つて、筑海の颯風に、北夷十萬一夜の覆滅を弔ふ。洵に志賀の靈嶋たる、筑豊の佳囑を一堂に蒐め、雄大と婉麗とを併せ得たるものにして、詩仙尙は筆を投じて、三嘆を免れざるべし。

宗祇の法師も、この地の好景に、頗る興趣をや覺へけん、その紀行文中の一節に、左の如く嘆賞の聲を放てり。

宗祇紀行に云ふ、社中社外の盃酒、度重なりて、心空なるに立出て眺めわたせは、萬葉によめる殘の嶋、近く見えて、箱崎の松桂、瀉香椎の浦まで、遙かに見やるに、海の表和さわたりて、平地の如くに、木の葉より茂く浮べる、釣船云はむかたなし、海の中道遠くつゝきて、波の上霧亘りたる、いと、歸るさも忘れぬれは。

浪かせを治めて海の中までも

道ある國に亦も來て見む

など打なかめ、漕ゆく舟の内には、老も忘れ齡延る心地して、生き樂は、此の嶋に有けりとぞ覺ゆる。

漁業は、千七百年の古に於て、已に相當の發達をなせしが、近年益々發展の機運に向ひ、玉筋魚房丈網の如き、將た鰮揚線網の如きは、最も隆盛なるに至れり。現下組合員百三十余名ありて、一箇年の漁獲高、無慮八萬圓の巨額に上り、縣下重要漁村の一たり。

想ふに、この地志賀海神によりて、其の名を發し、その後、吾人の祖先たる、志賀白水郎は、當時比類なき航海者にして、一諾死を辭せざる快男子たることは、世に隠れなく、本浦の漁業史上に、異彩を放つものなり。而して近時村内に、志賀神社昇格の議起り、昇格期成同盟會の設立を見たるは喜ぶべし。

二、沿革

概要 志賀嶋の名義を案するに、日本紀には磯鹿・風土紀には資珂、延喜式には志加、和名抄には志珂と書き、また萬葉集・三代實錄には、志賀とも書きたれば、「しか」ども又は「しが」ども唱ふべきを、里人は昔より「か」を清んで唱へ來れり。この嶋、古は糟屋郡に屬して、近嶋と唱へしが、何時の頃よりか、那珂郡に屬し、天文二十一年三百六十六年前、大内家よりの志賀神社々領寄進狀には、已に那珂郡と書けり。されば那珂郡に屬せしことも、三四百年以前のこ

となるが、明治十三年一月に至り、また古に復して、糟屋郡の所屬となり、以て今日に至れり。その近嶋と唱へられし由來に就ては、筑前風土紀に、「糟屋郡資珂嶋、昔氣長足姫尊、幸於新羅之時、御船夜來泊此嶋、有陪從者名云大濱小濱者、便勅小濱、遣此嶋、竟火得早來、大濱問曰、近有家耶、答曰此島與打昇濱今の奈近相連接、殆可謂同地、因曰近島」と、あるに基けり。されば今志賀島と云ふは、近嶋より訛り來りしものなるべし。上古より、綿積三神の鎮座し玉ふ靈地なるを以て、村民敬神の念篤く、死穢を忌む等の舊慣を存し、その格守の謹嚴なること、他にその比を見ざる所なり。

若し夫れ、六百年の古に溯りて、元寇襲來の當年を顧みれば、當時、福岡灣の咽喉に當りて、兩軍爭奪の地點たりしは、固より論なく、殘嶋と共に、一時醜虜の據る所となり、彼等漫りに世界大明浦しんかだいみんほと命名せしことさへ、ありたりと云ふ。

一、土地の變遷 嶋の四面、海波常に高きが故に、古來土地の變遷を免れず。昔は人家、今の馬場町の東にありしが、波濤漸次陸地を頽崩して、その跡海底となり、今は家形瀬かたせと云ふ名のみを残し、散在せし民家、慶長年間に於て、新に村居を立てたり。今の小津町筋是れなり。また海の中道の中、外海に面して、塩屋崎あり、古、塩を焼きし所にして古歌多く、其の沖台

二町許りの所に、塩屋瀬あり。昔はその瀬、この塩屋崎に續きしが、弘安四年、蒙古襲來の時に、海となりしと云ふ。古、名草の海人の住める所にして、塩釜の跡なりと云ふ。島の南岸、夫婦石、叶濱の邊一帶の地も、また激浪の爲めに崩壊して海中に没入せりと云ふ。

二、防波堤 藩主黒田忠之、島の東岸次第に崩壊し、桑海の變甚だしきを憂ひ、横瀬より唐文珠に至る海中に、巨石を投入する幾千艘といはず、以て波防となせるが、廣さ數町歩に亘り、今人其の利澤に浴すること甚だ多し。昔の志賀海神社境内と云ひ傳へし地、崩れて海となりし所は、この防波工事を施せし所なりと云ふ。

三、砂留工事 明治四十一年、内海滿切れ附近に、築堤工事一箇所を設け、全四十二年入海に、全上工事二箇所を設けたり。この經費總額二千八百圓に上れり。

四、漁業 網は當浦主要の漁具にして、神功皇后御征韓の時に始まりと云ふ。而してその最も古きものを鯛地漕網とし、次で起れるを、めじろ曲網・飯網・磯建網・濱建網・飛魚流網等とし、その後多少の歳月を経て、起りしものを鯛、鱒、田作等の地曳網とす。

玉筋魚網 今を去ること五十七年前、玉筋魚二艘曳網始まりしが、その後三四年を経て、姪濱浦より、玉筋魚房丈網を傳習するに至りたり。夫より二艘曳網は廢絶に歸し、房丈網の

み盛に行はれ、目下船數百三十艘を有し、當浦第一の漁具となれり。漁獲高、豊年には、一箇年約三萬五千圓に達したることあり。

鯛揚繰網 明治三十一年、折居良作・小林孫七の兩人、この網二張を製して使用したるを始めとす。今本網三張有りて、當浦の主要漁具となれり。

釣漁業 この漁業の發展し來りしは、近く明治二十五年の頃にして、爾後漸次熟練し、伎倆大に進歩したり。

鯛延繩 凡そ百年以前に始まり、目下漁船三十艘ありて、盛に行はれたり。

五、鮮魚供納 大正五年十一月福岡縣下陸軍特別大演習の際、鮮魚供納の下命を拜し、御内努金貳百圓を御下賜ありしは、本浦が深く光榮とする所なり。

六、恩賜瀬 本浦の後方海面は、底質砂礫の遠淺にして、魚族の滯游するものなく、所謂通り魚として、通過するのみなるを以て、適當の地區に、人爲的暗礁を作り、魚族の安棲所たらしむるは、漁利増進の上に於て、極めて必要の事に屬す、幸ひ前項 御下賜の恩命に接したるを以て、これを基本として、築磯を造成し、以て將來永久の慶福を、本浦民に附與するは、管に天恩の優渥なるを、千載の後に記念するのみならず、正に時宜に適するの處置たるを認め、

組合長小川百太郎以下、全員努力の下に、五箇年繼續の計劃下に、大正六年七月を以て、その第一回施設を終了したり。而して本瀬の名稱は、大演習當時にありて、御料食品係長を兼ね、獻上品係長として、本組合の供御魚類調進と、密接多大の關係ありたる、本縣技師樋口邦彦氏の命名に係るものなり。

七、漁業權確保 明治六年、偶々海面區域問題につき、奈多浦との紛議起るや、互に主張を異にして、久しく解けざりしが、全二十二年に至り、漸く妥協して、双方の感情融和するに至れり。本件につき、最も力を盡せしは、當初、松本七右衛門・小林孫平の兩名なり。その後、折居茂八・全利三郎・全良作等引續き斡旋し、遂に圓滿なる解決を見るに至る。

八、大火災 この島、土地狹隘にして、人口稠密なるが故に、古より屢々大火災を惹起せり。即ち文化八年^{百七}の大火には、全島戸口の殆んど大半を延焼し、當時藩主より米五百俵を拜借し、僅に一時を彌縫したりと云ふ。其の後、明治の時代に入りて、またく數度の火災あり、即ち明治五年二月十二日には百五十戸、同九年三月十七日には百二十六戸、同二十二年四月には六十餘戸を焼失し、最近大正三年二月^{陰曆正月三日}の大火災には、漁戸二百三十戸を焼燼し、漁具、家財等悉く島有に歸し、實に本浦空前の災禍にして、その瘡痍未だ癒えず、目下整理

中に屬せるが、この事畏くも天聽に達し、今上陛下より金四百圓の御下賜ありたり。

九、ライジングサン石油會社 明治四十二年米國人某、西戸崎に本會社を創立す。同會社の要求により、志賀島漁業組合は、本浦特別漁場内に、吸水鐵管の敷設を承諾したり。

一〇、水難救護組 明治初年頃より本組を組織し、爾來救護の成績を挙げしこと、數十回に及べり。

一一、網干場 干場二箇所、元、官有地なりしを拂下げ、この組合の所有となしたり。

三、名所舊蹟

一、志賀浦 志賀島沿海一帯の名にして、海の中道と稱する所をも指せり。左に古歌を掲ぐ

石川 少 郎

志賀の海人は和布刈鹽燒暇なみ

髮梳の小櫛取りもみなくに

萬葉集三

讀み人知らず

斯香のあまの釣にともせる漁火の

ほのかに妹を見むよしもかな 同十二

志賀の浦に漁りする海人あけ来れば

浦間漕ぐらし梶の音きこゆ 同十五

かしふ江に田鶴鳴きわたる志賀の浦に

沖津白波立ちしくらしも 同上

筑前國司山上憶良

荒雄らをこんかこしかど飯盛りて

かどに出立ち待てと来まさす 同十六

荒雄らは妻子のなりをは思はずや

どしの八歳を待てときまさす 同上

大船に小舟ひきそへかつくとも

しかの荒雄にかつきあはめやも 同上

大君のつかはさなくにさかしらに

ゆきし荒雄ら沖にそてふる 同上

つかさこそさしてもやらめさかしらに

行きしあらをら波に袖ふる 同上

志賀の山いたくなきりそ荒雄らか

よすかの山と見つゝしのはん 同上

沖行やあから小舟につとやらは

けたし人見てひらきみむかも 同上

讀み人知らず

磯鹿のあまの一日もおちすやく鹽の

からき戀をもあれはするかも 同上

志賀の海人の釣する舟のつな絶へす

こゝろに思ひて出て來にけり 同上

同 上

資珂の白水郎の鹽たく烟風をいたみ
たちはのほらす山に柳曳く

同上

同上

志賀の海人の鹽焼き衣なれぬれど

こひてふ物は忘れかねつも

同上

同上

しかのうらに漁する海人いへひとの

待こふらんにあかしつるうを

同上

石川 少郎

志賀の海士のけふりたき立やく鹽の

からき戀をもわれはするかも

同上

讀み人知らず

志賀の海士の磯にかりほす神馬藻の

なは告げてしをなぞあひかたき

同上

同上

草枕旅行く君をうつくしみ

たくひてそ來し思賀の濱へを

同上

二、海の中道 白沙青松、影を落とすところ、眞に海中に道あるかと疑はる。遠くより望めば、恰も長橋を、天の一方に架したるが如し。虎嶋は近く前面の海上にありて、風致愛すべし。宗祇が筑紫紀行に、この地の景を賞して咏める歌あり、

浪風をおさめて海のなかはまて

みちある國やまたもきてみん

三、丸瀬 磯長崎の南、五十間ばかりの海中にあり、志賀大神、この石上にて釣を垂れ給ひし所と言傳ふ。その西に瀬あり、是れまた明神の御遺跡なりと云ふ。

四、勝山 志賀海神社の後の山を云ふ。昔 神功皇后、三韓より御歸陣ありて、此の所に上らせられ、異國に打勝ち玉ふことを、悦び玉ひし故に、かく名づくこと云ふ。山中に揖柄茅とてあり、是れは皇后、御船の揖の柄をこの地に挿み玉ひしより、枝生じ繁茂したるものと云ひ傳ふ。この山の西に御笠山、衣笠山とて、二つの山あり、勝山と共に、これを志賀の三

山と號す。

五、長生竹 志賀海神社の西側の林中にあり、これ 神功皇后、御船に立てたる旗竿を、この地に立て玉ひしに、その竹漸く長じて、竹林となりたるものなりと云ふ、その長生と名づけしは、皇后の御名を、氣長足姫とよみ奉るによれりと。

六、印塚 叶濱にあり、叶濱とは、神功皇后、この地にて、異國征伐のこと、叶ひたりと、宜ひし故、名づけたりと云ふ。天明四年甲辰百三十四年前、村民この邊の地を掘り、金印一顆を得て、藩主に、獻上せしことあり。今その址を印塚と稱す。之れに關し梶原熙記文を作りて、その顛末を明にし、また文化中凡百年前、青柳種信また金印考を作る。その記文には、『天明四年甲辰春二月二十三日、本島の農夫甚兵衛なるもの、耕作の際、金印一顆を得たり。印に漢委土國王の五文字を刻せり。この印、篆法刀法共に度に合し、精巧神に入る。後漢書に、『中元二年東夷・倭奴國王、遣使奉獻、帝賜以印綬』とあるによれば、この金印は、光武が伊都縣主に賜ひしものなるや明なり』とあり。この發掘によりて歴史上の考証となりしこと、甚だ多し。

七、打昇濱一名吹上濱、大岳より奈多浦境に至る、外海に面せる海濱の地にして、古風土記

に、『志賀島、與打昇濱、近相連接、殆可謂同地』とあるは即ちこれなり。この濱の四方三十町ばかり、松樹を植うれども、打掲ぐる波、吹寄する沙に埋れて生立たず、今尙は不毛の地なり。この地に龜が池・龜栖池あり。これ志賀大神、龜を放ち玉ひし所と云ふ。

八、磯良崎 志賀神社より、西南にある海濱にして、志賀海神の出現し玉ひし地なりと云ふ。梁塵秘抄に、『伊曾良加左支仁、太比津留安萬能、太比津留安萬能、和支毛古加、太女止、太比津留安萬毛、太比津留安麻毛』とあり。これは安曇磯良の末裔、代々志賀大神の祭を掌り、その御饌の料に、鯛を釣ることを云へるなるべし。この崎の近くに牧の内、汐見山といふ所あり、共に神功の遺跡といひ傳ふ。

九、八網代瀬 龜池と塩屋崎との間、海中二三町の處に散在す。一の瀬・二の瀬・三の瀬・御瀬・神海名・郷間・四の網代・尾掛即ちこれなり。これ 神功皇后より、志賀大神に神供調進のたに、志賀白水郎に、賜りし漁場なりと云ふ。

一〇、唐人塚 志賀島の南岸にあり。元寇の際、敵軍の死骸を埋めたるものなるか、またはその以前、彼我交通の盛なりし際に於ける、外人の墓なるか詳ならず、大正二年七月二十六日、これを發掘したるに、數個の板碑を得たり。その内に天文二十年三百六十七年前の文字を刻せるも

のありたり。故に該地には、この浦人が祖先の墓も、混ぜるものなるべし、と云ふに至れり。
一、火焰塚 東北海岸にあり。これ弘法大師、唐土より歸朝の際、海上安全の爲め不動尊を請ひ來り、國家の鎮護として、高野南院に奉安し玉ひしものを、元寇のとき、院宣と幕府の教書によりて、高野高僧の人々、これを志賀島に勸請し、數旬に亘りて、渾身の勇を絞り、敵國調伏の祈禱をなし、醜虜穢滅して歸山に際し、火焰を殘し置きたる所なりと云ふ。その火焰の御像は、今、民家に移して奉祀せり。

附記

高野山南院なる、浪切不動尊を拜せし人の語る所によれば、この地の火焰の御像をその半片としては、不相應の點ありと。

一、慶寺址 宮司の坊、吉祥寺は、志賀海神社の境内、左側の地にその址を殘し、尙ほ村内に琉璃光山正光寺、正覺寺、且過寺等の空名存すれども、その遺址定かならず。

四、神社 佛閣

一、志賀神社 天下の名社にして、夙に官幣社に列せらるべきものなり、漁村のかなしさに

は、その維持費を得ず、ために今に至りて、なほ村社たること、如何にも恨めしき極みなり、本社縁起に就ては、當浦の記事と、多少重複する處なきに非ざるも、特に敬意を表して、左に、諸書にあらはれたる、重なる記事を掲げ、さらに吾人の意見を加へて、その如何にたうとすき神社なるかを、世に示さんとす。

太宰管内志に曰（延喜式）に、糟屋郡志加海神社三座地名あり、志加海は、資珂乃和多都美と訓むべし、御名の義は、志加は地名、和多都美は（古事記傳）に、師の説に、海津持てふ意なり、又美は、只尊名にてもあるべしとあり。さて（古事記上卷）御禊の件に、伊邪那岐大神詔、吾者、到於伊那志許米・志許米岐穢國而在祁理故、吾者、爲御身之禊、而到坐坐紫日向之橋小門之阿波岐原、而禊祓也、云云、次於水底濊時所成神名、底綿津見神、次底筒之男命、於中濊時所成神名、中津綿津見神、次中筒之男命、於水上濊時所成神名、上津綿津見神、次上筒之男命、此三柱、綿津見神者、阿曇連等之、祖神以伊都久神也。

（神代紀一書）に、伊非諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也因目汚穢之處、故、當去吾身之濁穢、則往至筑紫日向之小戸橋之櫛原、而、祓除焉云々、沈瀧於海底、因以生神號、曰底津少童命、次底筒ノ男ノ命、又瀧瀧於湖中、因以生神號、曰中津少童命、次中筒ノ男ノ命、又浮瀧於湖上、因以生神號、曰表津少童命、次表筒ノ男ノ命云々、底津少童命・中津少童命・表津少童命・是阿曇連等所祭神矣ともあり。

故阿曇連等者、其綿津見神之子、宇都志日金拆命之子孫也。(姓氏錄)に、安曇、宿禰、海神綿積豐玉彥神の子、穗高見命之後也、

(姓氏錄)に、安曇連は、綿積之神の命の兒、高見命の後也。又安曇の連は、宇都斯奈賀之命之後也とも見たり。

(類聚國史五十二卷)に、稱徳天皇神護景雲二年戊申、天下有大疫、筑前國無大疫之災、故以當國糟屋郡志賀神社、爲從一位、當社者住吉一座、韓神一座、少彥名一座之故也、神官神部賜祿各有差とあり。これはむげに物しらぬ人のつくれるひがことなり。(三代實錄二卷)に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授筑前國從五位下志賀神從五位上。(宇佐宮緣起)に、神功皇后將征異國、于時白髮老人來而奉導曰、磯鹿島有安曇磯良者、

(八幡愚童訓)に、當時常陸國の海底にある安曇磯良といふ人をめすべしとあるは、鹿島と牡鹿ノ島とを取違へたる説にてひがことなり。

宜召借千珠滿珠於龍王、若得此珠、則三韓自服矣、皇后曰如何可召、老人言、此童愛細男舞、又名男良舞、爲之便自來、皇后曰誰爲之、老人言、使供奉人奏音樂、翁自舞之、既而舞。

(愚童訓)に云々、青囊と云舞を舞すまじ給ふ、さてこの代までも、セイナと云舞には、布切をたれたりけれ、(太平記三十九卷)にも、此事を舉たるが、阿房部磯良とあり、(筑前實錄)といふものに、吹上の時は、志加の東に

して、那多の西にあり、是神功皇后、志加大神に神樂を奏し給ひし所なりと、云傳へたりとあり。

磯童忽化舞人姿、著淨衣踏皮腰巾、掛鼓於頸、以袖掩顔、乘龜甲、自海中出、皇后乃使妹豐姬與磯童至龍宮、借得二珠、於是投此珠于海、而三韓降伏云、二珠奉納千肥前國佐嘉郡河上宮、老翁者住吉大神也、磯童者、筑前國磯鹿島大神也。

(詞林采葉四卷)に、神功皇后、先皇の遺勅に任せて、御妹若多良志姬を使として、龍宮へ遣して、千珠滿珠を乞取て云々とあり、(八幡愚童訓)にも、皇后の御妹豐姬に、高良藤大臣物部保連を添て、磯良と龍宮に使はして、玉をかり給ふこと見たり。又、豐姬と申すは、河上大神の御事なりともあり。常足按するに、此時の事に因て、住吉神・志加海神、ともに筑前に祭りたるものなり、しかるを、此神たちのいませば、橋小門は筑前なりといふ説(私説)釋記(袖中抄)等に、見られたれごうけがたし。

(宗祇筑紫紀行)に、志賀島 明神の宮司、坊よりとて、禪衣の人、迎へに來たれり、心得がたき名乗ともなり云々、社は、高き所にて、其道とほからず、御殿大にはあらで、物ふかきかたは見えず、御垣の内なりの曇りもなし、をがみ奉るほどに、老たる社人、寶殿にいり、縁起とり出しなごしたるぞ、かみさびてありがたう見え侍る。

(幽齋筑紫紀行)にも、當社は、安曇磯良と云て、神功皇后、異國退治の時、龍宮より出て、兵船の梶執りして、海上のしるべと神なり、ともありなごあり。(海路記)に永享十一年志賀の神前に、大木の松あり、御社に傾きて、造宮のさはりといひ、行末も危ければ、切ぬべ

して、勸進の僧、公幸の定めけるに、二三日の間に、少づ、おきなほりて、直になりぬ、夫より井垣して有けるとな
り、いつの頃よりか、波に崩れて、今はなし、文明十二年九月二十二日、宗祇志賀詣の時までは、井垣もありしに、
四十二年あまの事なりと、語りしといふ。(紀行)に宗祇「神垣の松にてたのむ、このはも直なる御代にたちやなほ
る」とあり。

續風土記に曰 此志賀の御神も、住吉大神と同時に、伊弉諾尊、櫛ヶ原にて、祓除し玉
ひし時、化生の神にして、底津少童命・中津少童命・表津少童命の三神なり。此三神は、三所
に跡をたれ給ふ。底津小童命は、則ち今の志賀の町の北なる本社なり。

社は、志賀の里より、北の方なる、山のふもとの、高き所にあり。石段を登りてゆく、宮所、東の方、海にのぞめる
高きしにて、其下は則海なり。中殿底津小童命、右殿神功皇后、左殿表津少童命也。

中津少童命は、志賀島の西北、勝馬といふ所の濱、勝馬明神の社より、南に小高き山ありて、
中津明神といふ社あり、これなり。表津少童命は中津明神の社より北一町半餘に、勝馬明神の
社あり、これ也。この三神は、阿曇連等が、いつきまつる神なりと、日本紀神代上卷にせる
り。又舊事本紀にも、阿曇連等齋き祠る筑紫斯香神也とかけり。

阿曇は、又、安曇さかけり。古、綿津見神の子、宇都志日金折命の子孫なり、さるせり。姓氏録には、阿曇連は、
海神、綿積豐玉彦神子、穂高見の命後裔なりといへり。又、神代直指抄に、阿曇は、筑前志賀神官の氏也とあり。
今、志賀の神官も、皆阿曇氏なりといふ。

神功皇后、新羅をうち給ふ時、この三神御船の柁を守り、海上の風難なからんことを護りたま
ふ。皇后御凱旋の後、阿曇連をして、鎮め祭らせ玉ふと、いひ傳へたり。三代實錄に、清和天
皇貞觀元年正月廿七日、筑前國志賀海神に、從五位上を授玉ふ事見えたり。一説に、志賀明神
を、阿曇磯良丸と號し、海中に久しく住たまひ、細螺石花及諸藻蟲など、其身にまどひて有し
を、神功皇后神樂を奏してこれを招き玉ふなどいふ僻説は、其の比、野姫村童などの、物が
たりにしけるを信じて、太平記に初て記し、後人、これによりて、あやまちをつたふ。これ日
本紀説のにそむき、その外の正史にも見えず。

又曰、さればこの御神は、上古より、この地に鎮座し玉ひ、神功皇后の時、この所にて
祭玉ひ、その後世々の帝も、殊に御尊仰有しとや。かゝりければ、御宮居いかめしく、末社
も、三百七十五區、有しといへども、亂世の時、修理する人なくて、頽破せしを、永享十一
年、大内修理大夫持世、再興ありけれども、漸く百二十社のみ、興立せられて、その餘は終に
絶ぬ。その後も、しばしば兵亂にかゝりて、末社も亡び、今わづかに、五社残り。又、この本
社は、持世再興の後破壊せしを、小早川隆景、これを作らしめらる。長政公入國の後、又本社
を改め造らせ給ふ。今の本社これなり。三間四、面あり。拜殿樓門等有。又いにしへは、當社神職の長た

る者、三家あり。大宮司、別當、禰宜これなり。その外、神官數多ありて、年中の祭祀を取行ひしが、今は祠官の家も、おとろへて、土民にひとしくなれり。されども、今もむかしの神職の苗裔猶日々々々の祭禮をとり行へり。今に至るまで、年中の小祭は、あけてかぞへ難し。中にも、正月元日初御供をそなへ、同十五日武射あり。二月五日禰宜座の社人、海藻を調物として、香椎宮に獻することあり。同十三日の夜、祠官等あつまり、神山の榊葉をとり、村中不殘、毎戸にこれを挿む。同日黄昏より、三の禰宜、榊の枝をさげ、毎家にて祝文を唱へ、災難を拂ふ。同十五日獵漁の儀式あり。同十六日、勝馬明神に御供をそなふ。三月三日、社人八乙女等、悉く神庭に相あつまり、禮拜終て、神田を耕す儀式あり。五月五日神田を植うる儀式あり。六月晦の夏越の祓あり。七月七日恒例の大祭あり。この日おちこちより、まうてくる人多くして、所々の商人、品々のうり物を、もちつごひて、村中市をなす。九月朔日、神殿に注連をかさり、同五日神輿をかざりて、内殿に移し置、同九日流鏑馬あり。この日中比は、猿樂をとり行ひしかども、寛永の初よりこのかた、その事絶ぬ。寅刻に、三社の神輿渡御ありて、頓宮に移し奉る。路次の行列、さまざまの儀式あり。渡御の道なる家に、死穢有る時は、この事をやめ侍る。この日も、七月七日にひとしく、商人市をなして、にぎはしき祭禮なり。この

外、月々の小祭多しといへども、いたつかはしければ、しるさず。

筑陽記に曰、延喜式神名帳には、粕屋郡志賀神社三座とあり。日本紀神代卷曰、伊弉諾尊、往至筑紫日向小戸橘之檍原^二、而祓除焉^下、この神九神生ます、内始めの三神は、福岡磐固神傳に記せり、次に少童の三神、筒男の三神、己上の大神生ます、次第は、當郡住吉神の傳に精記す、故に畧^レ此、少童三神、是、阿曇連等が所祭神矣と、同記にあり。これ、志加大明神、住吉神、同胞皇統之神也

舊事記に曰、底津少童命・中津少童命・表津少童命、此三神者、阿曇連等所祭^{△△△}、筑紫斯香神也

神名帳考證に曰、志賀海神社三坐^{地名}、賀字すみて讀、今志賀島

和名抄に曰、粕屋郡志何、阿曇・表津少童・中津少童・底津少童、

八幡宮本記 卷之三 に曰、底津少童命・中津少童命・表津少童命は、筑前國斯香の大神也、

今は志賀と書く、神名帳に、筑前國粕屋郡、橘檍原の事、在所分明ならず、西峯老人松下氏の説にい

志賀海神社三坐是なり今は、那珂郡に屬す、橘檍原の事、在所分明ならず、西峯老人松下氏の説にい

はく、日本紀私記に曰、住吉三神、本在筑前、小戸^二、^一、宗祇法師の云、橘小戸は、筑

前立花是也、謹按、筑紫日向者、九國總名、本一洲也、故上古名筑紫洲、古事記、邇々藝命

詔曰、此地者、云々、朝日直刺國、夕日之日照國也、と、此日向之義、所以由起、中、筑紫神所在之地、名筑紫、不辨之者、今於日向國、強求小戸之地、故神代卷抄云、小戸、今日向小戸磐屋也、此說甚非也、何哉、いかんぞ問之日向國人云、有鶴戸而無小戸、鶴戸磐屋有神、號鶴戸權現云、習合唯一記に曰、日向鶴戸權現、鷓鴣草葺不合尊是也、然則鶴戸非小戸明矣、私記及宗祇之說、以小戸爲在筑前、是歟、至今于筑前之地、猶存橋俗云、立花、穩俗云、青木、等名、而有住吉大神、況同時所顯志賀海神社、振古亦在筑前、則小戸橋之穩原、屢筑前國決矣、私記及宗祇說有故而已、此說によりて考へ侍るに、筑前國糟屋郡に、立花と云所あり云々、又住吉明神、斯香明神なども、この所今按に、立花を云、より、二三里がうちに、近く鎮坐し給ふなれば、小戸の穩原は、この所をや云べき、これ吾郷國に私して、妄りに説を立つるにあらず、西峯老人の說によりて、我郷國に在る古跡を考へ、暫く爰に記して、古に廣き君子の折衷を待つのみ、

筑前續風土記拾遺に曰、表津少童命・仲津少童命を祭れるは、同島勝馬にして、同社記錄中に、左の如く記せり。

中津大明神社

志賀神社三坐の内、中津少童神一坐也、邑の坤の方松山に在り。
表津大明神社

志賀神社三坐の内、表津少童神一坐也、中津の社より亥子の方、海岸に副ひたる小島に鎮坐也、干潮には、步渡り得、明神鎮坐に因て、宮山の前の海を、俗に云御膝元、この海邊に、沖兜、地兜と名けて、二つの瀬あり。

又、勝馬村の名義考に曰、志賀島内、乾の方邑也、神功皇后、新羅を征伐して、御歸朝の時、軍馬共この所の濱にて、船より下る也、故に下馬濱と云ふ、軍に勝つ馬といふ義にて、村に號くと也とあり。

志賀海神社由緒明細取調根帳に曰、

筑前國糟屋郡志賀島村勝山鎮坐村社

一、志賀海神社、式内並名神大

右殿	仲津綿津見命
中殿	底津綿津見命
左殿	表津綿津見命

糟屋郡

	右殿	息長足姫命
相殿祭神	中殿	玉依姫命
	左殿	譽田天皇

同帳に曰、御相殿の三神、往古各別に、御社有之と雖も、亂世の時、兵火に罹り、再興するものなければ、後終に御相殿に齊祀ると、社家の口碑に傳ふ。

志賀海神社雜記 此書、從來の雜事を社中にて、時々書續けたる記録なり。に曰、御相殿の三神、往古別に御社殿有之候處、亂世の時兵火に罹りし儘、再造する能はず、終に御相殿に齋き祭ると、社家の口碑に傳ふる所なり。

これを按するに、綿積三神は、住吉三神と共に、伊弉諾尊、黃泉國より歸り給ひて、筑紫の日向の橘の小門の檣原に於て、禊祓なしまし、時、同時に生まれまし、神にして、同胞皇統の神なること明かなり、而して紀記にするが如く、三神三所にその跡を垂れ給ひしとは、志賀海神社、及び勝馬の中津大明神・中津大明神の社に、齋き祀れるを見て知る可し、また、舊記に住吉神は船を掌り、綿積神は海を掌り給ふ事の由、見えたれば、この兩神の離るべからざる關係を有し給ふこと、また明かなり、然るに住吉神は、筑前住吉の地に、官幣社として奉祀せ

られ給ふに拘はらず、少童三神が、村社たる所以のものは、維持の基金乏しきに因るべけれど、住吉神と少童神との關係、及び住吉神の位置、并にその祖神を等しくせる宗像三女神が、宗像の地に、奉祀せられつゝあるの關係より、之を推せば、海原を治めず綿積神が、儼の國の關門に位する、志賀嶋に垂跡し給ひしは、理の當然といふべし。然るに維持基金の乏しき理由を以て、住吉神と御同列の神を、村社として、その尊嚴を毀るは、甚だ遺憾の極といふべきなり、殊に本邦の如く、海に依りて起り、海に依りて開けたる國にして、海神を崇拜するに薄きは、誤れりといふべきなり、然も紀、記、舊記は、明かに少童三神が、資何の地に垂跡し給ひしを、記せるのみならず、同神を祖神として齊祀れる、安曇連が子孫は、今尙ほ安曇姓を襲ふて、同神に祭仕せる事、紀記の文に異なるなし、如斯く連綿として、その祖神を奉祀し、今に至れるは、同族が如何に、志賀海神社を尊敬せしか、知るべきにして、同時に、この三神が垂跡の地たるを證明して、余りありといふべきなり、今少しく安曇族の系統を尋ねて、資何神社の如何に尊むべきかを示さんとす。

姓氏錄 右京神別下

安曇宿禰、海神綿積豊玉彦命、子穗高見命之後也。

海犬養、海神綿積命之後也。

凡海連、同神男穗高見命之後也。

糟屋郡

青海首根津彦命之後也。

八太造^{ヤタノミヤツコ}和多罪^{タタノミ}豐玉彦命^{トヨタマヒコ}兒布留多摩乃命之後也。

同攝津國神別地祇に曰、

凡海連、安曇宿禰、同祖綿積命^{ワタニツクミ}六世孫、小椋梨命之後也。

阿曇犬養連^{アトムノイヌカヒ}大和多罪神^{オホタノミノカミ}三世孫、穗己都久命之後也。

新撰姓氏錄考證 卷之十二粟田寬編

青海首^{アホノミ}、椎根津彦命之後也、の下に、國造本紀を引て曰く、對曰、吾は是レ皇祖彦火々出

見尊孫、椎根津彦也と^中、皇孫本記を考ふるに、彦火々出見尊、海神の女豐玉姬命を娶て、御兒

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊^{ヒコナギサタケウガヤフキアヘスノミコ}を生まし、次にその妹、玉依姬命を娶て、武位起命^{タケクハヒ}を生ましきとあ

り。この武位起命は、大和國造等の祖と見ゆれば、この子椎根津彦命にあたり。さてその祖

母は、海神の女なる故、この人も能く海路を知りしなるべし。以上の所説に由るに、椎根津彦

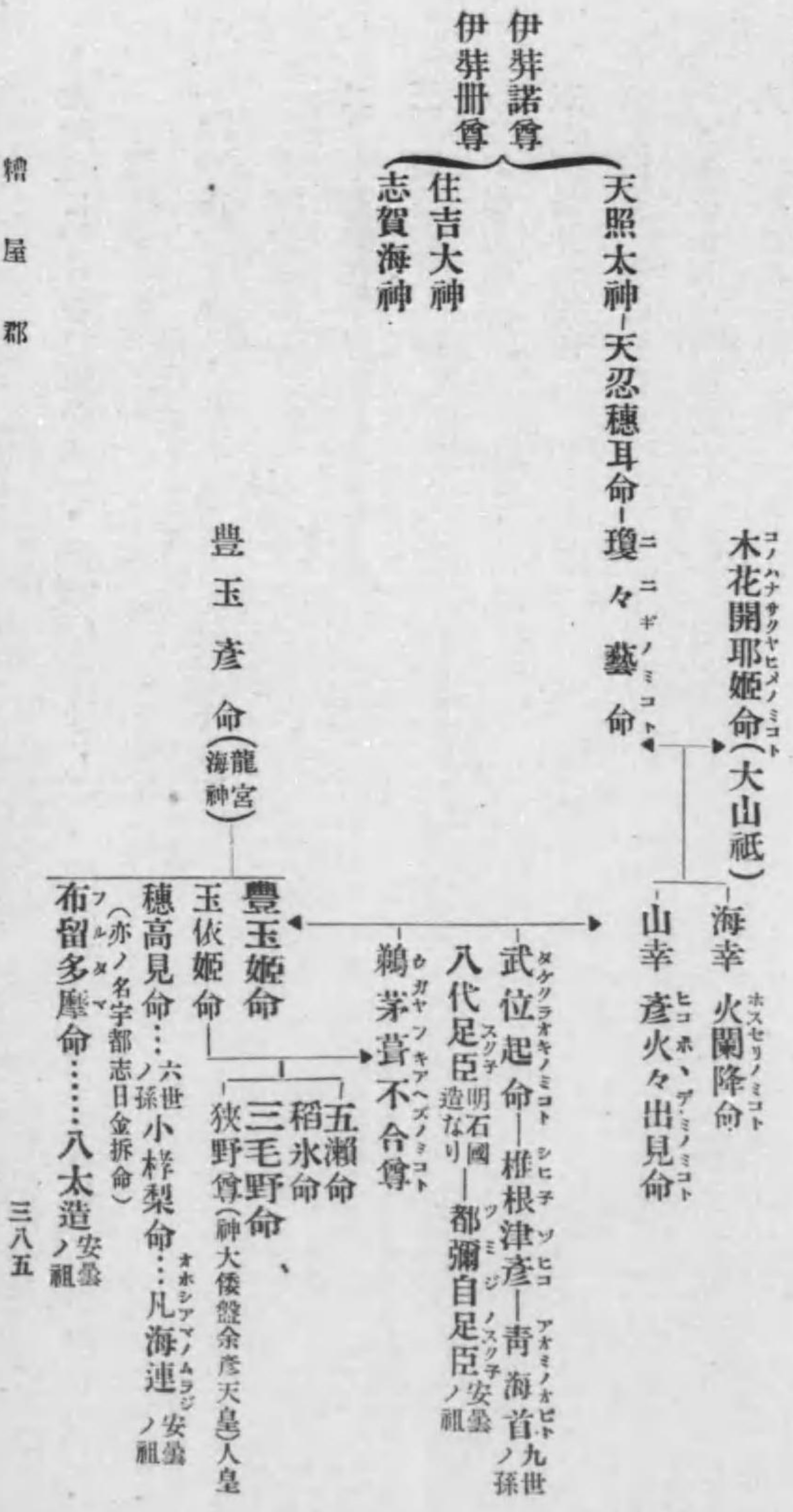
は、彦火々出見尊の御孫にして、少童豐國彦命の曾孫にあたるなり。

日本書記^{卷二}に、海神と天孫との關係を記して曰、

彦火々出見尊因、娶て海神、女豐玉姬^{トヨタマヒメ}、仍留^ニ住^ス海宮^ニ、已^ニ經^ニ三^ニ年^ニ、乃將^ニ歸^リ去^リ、豐玉姬

謂^テ天孫^ニ曰、妾己^ニ娠^{マシ}矣、當^レ産^レ不^レ久、妾必^ニ以^テ風^ニ騰^リ急^ニ峻^ニ之日^ニ、出^テ到^リ海濱^ニ請^フ爲^レ我^ニ作^ル産

室^ヲ相待^ス云々と、斯くて天孫系と、海神系との間に、鶴茅葺不合尊生れましたるなり、以上記
する所の姓氏録、及び新撰姓氏録を檢するに、或は彼を以てこれとし、或は世代の誤算、系統の轉
倒等、少なからずと雖ども、その内稍信すべきものに從ひ、畏みつゝ系統圖譜を作成すれば、
恐らくは次の如くならんか。



また現時に於ける、阿曇家か、自家の系圖として、保存せるものを見るに、次の如し

底津少童命

此三柱合祭初代

一、中津少童命 大綿津見命(亦名豊玉彦命)

上津少童命

二、宇都志日金柝命 亦名穗高見命

三、阿曇磯良丸神

四、阿曇凡海神

五、阿曇海犬養命

六、阿曇犬養命

七、阿曇海布留多摩神

八、阿曇海忍人神

九、阿曇海金柝根神

十、阿曇海八太神

十一、阿曇海豊玉男神

十二、阿曇海磯根神

十三、阿曇海磯根別神

十四、阿曇海底津根磯別神

十五、阿曇海磯道別神

十六、阿曇海磯道男神

十七、阿曇海余須河磯根神

十八、阿曇海余須河彦神

十九、阿曇大濱宿禰

二十、阿曇小濱宿禰

二十一、阿曇宿禰磯知

二十二、阿曇宿禰磯住

二十三、阿曇宿禰磯足

二十四、阿曇宿禰磯一

二十五、阿曇宿禰磯利

糟屋郡

二十六、阿曇宿禰磯道

とあり、依之按するに、現、阿曇家の系圖は、兵燹に罹り滅失の後、僅かに記憶をたどりて、記せるもの、如し、故に紀記舊記と、附合せざる点多きは、理りといふべし、而して、初代神として、豊玉彦命と、少童三神とを混同したるは、同家の祖先豊玉彦命が、既に祖神として、三神を祭祀せるに由るべく、或は龍宮綿積は、天孫綿積三神の後裔なるべきやも、知るべからずと雖も、古代の事邈焉として、推すべからざるにより、爰には、只、豊玉彦命が祖神として、祭祀せるものとなすに止め、爾後の系統を鑑むるに、皇統と婚姻を結ばれたる後に於て、その系統として生れたる安曇系と、然らざるもの、即ち宇都志日金拆命、及び布留多摩命の系統とにより、生れたる安曇系あるを見るべし。系統圖、然れども、何れもその祖先は、等しく龍宮神綿積にして、後代に至りて、祖神崇拜の結果、三神少童と、龍神綿積とを混せしなるべし。然かも側面の皇統系より之を尋ねれば、三神もまた、祖神たるを失はざるなり。要するに、直系と外戚との關係、之を然らしむるのみ。而して、前掲諸紀記中、安曇姓を安度と記せるものあるは、これ曇を音讀せる決果によるべきか、現時に於ても、滋賀縣高島郡安曇村を、「あど」と訓するに於て、その誤りならざるを知るべきなり。然るに本社を論ふもの、攝磨

國明石郡に鎮坐せる、官幣中社海神社が、少童三神を奉祀せるを以て、志賀海神社を、之れが分靈とすは辟事なり。今少しく舊記によりて、その年代を尋ねれば、正に海神社が、志賀海神社の分靈たる事、論ずるの餘地なからん。則ち海神社をして本社とし、三神垂跡の地となすもの、國造本紀を施て曰く、「明石國造、輕島豐明朝、御世應神、大倭直同祖八代足尾、兒、都彌自足尾、定賜國造」と見え、また姓氏錄に、「椎根津彦命九世孫、矢代宿禰」とあり。また、大日本史海神社の條下、の分註に、「按ニ本紀、彦火火出見尊、娶ニ海神豐玉彦、女豐玉姬、生ニ武位起命、其子椎根津彦、即明石國造祖、據レ此本社、蓋國造所奉祀一也」とあり。これによりて見るに、該社の建立は、應神帝の朝、國造を定められたる後なるは明かなり。然るに、志賀海神社に關する舊記に見るに、神功皇后三韓御征討の時に當り、本社に祈願を蒙め給ひ、御凱旋の時、再び此社に詣て給ひぬと、其時御旗の竿を、社殿の傍に樹置き給ひしが、この竹、生を得て、同社の所謂長生竹となりぬ。往古武人等の、皇后の御勝運にあやからんとて、これを求むること切なりきと、云ふに見れば、本社は、既に皇后の御征韓以前に、祭祀せられし事明かなり。然もまた、舊記に、「神後の御征韓に當り、三神御船を守り給ひたるを以て、御歸國の後、三社を祀り給ふと」、あるにより、皇后のはじめて建立し給ふ所と、稱ふる

ものあれども、これ恐らくは、三神守護の功德を賞せられ、三社を改造せられたる等の事ならんか。また、斯の三神、御船の舵を取り給ふと記せられたる事は、社司安曇磯良九が、海路御教導の任に當り、その技まことに神に入るものありしを以て、之れ一に三神の守護なりと、云ひ傳へしもの、誤り傳へらるゝに至りしならん。由是觀之、志賀海神社は、神后三韓御征討以前に、祭祀せられしこと、明かにして、海神社の建立は、應神の朝なれば、時代遙かに遅れたり。これ即ち該社が、志賀海神社の分靈たるを證明して、餘りありと云ふべし。

以上、古文書に記録する所、住吉大神、宗像三神の御垂跡地との地理的關係、並に安曇族が連綿として、今尚ほその系を絶たず、少重三神を奉祀せる等の、諸點より推理せば、志賀海神社は、綿積三神垂跡の地にして、古へより海神族の祖神として、祀れる神なること、明かなり、今やこの三神と、御同胞なる住吉三神、並に志賀海神の御分靈たる、海神社は、共に官幣社として祭祀せられ給ふに、徴すれば、志賀、勝馬三神は、當然官幣社として、祭祀せられたまふべき神なるを信するなり。

以上掲ぐるところ、尙ほ深く推論せば、幾多支吾、遺漏あるを免れざるべしと雖ども、些か舊記傳説を尋ね、稍々信すべき所を辿りて、敢て卑見を樹て、同好諸士の參考に供するのみ。

附記

志賀島龍宮論 近來國學者間に、志賀島龍宮論を唱ふるものあり。今前掲する所により、之を推するに、同島は、安曇連等本居の地にして、その祖神か、龍宮の主、豊玉彦命なるより、考ふれば、太古、ある機會に於て、天孫彦火々出見尊の渡島を得、龍宮神の女、豊玉姫と交驩ありし地を、この地となすも、強て附會の説にあらざるべし。左あれ、隣島相の島にも、また同島を以て、龍宮となすに足るべき口碑を傳ふ。相の島口碑、敢て傳説參照 好古學者の研究を待つ。

國寶其他 本社に、無銘の半鐘一口を藏す、近年政府より、國寶に指定したり。
攝社三、今宮神社今宮に對して、志賀本社を古宮とい、磯崎神社、諸册神社 弘浦に、末社十五
古老の由來 志賀神社には、神官の下に古老と稱する二十一人の老人ありて、祭典の際、神官を補助し來り、その座位の次第左の如し。

- | | | |
|------|-------------|-----|
| 權大宮司 | 壹良・貳良・參良・四良 | 壹番座 |
| 大座 | 壹良・貳良・參良・四良 | 貳番座 |
| 別當 | 壹良・貳良・參良・四良 | 參番座 |

檢	壹良・貳良・四良	四番座
小座	壹良・貳良・四良	五番座
樂座	壹良・貳良・四良	六番座

志賀海神の神座帳は、神官阿曇家の支配する所にして、氏子の男子、生れて百日に至れば、九月九日、すなはち祭日の朝未明に、父兄は出生の男子を、阿曇家へ召連れ、神酒並に肴等を持來り、座位六座の内、父兄の望に任せ座帳に記載せしむ。老年に至り病氣なるか、若くば死亡するときは、順々に之を繰上ぐ。故に六十歳以上の長壽者にあらざれば、社役を奉仕すること能はず。

步射祭祭大 天下泰平・五穀豊穰・惡魔退散の爲めとて、射手八人を定め、例年正月二日、一番座の一老職より、六人目の家を稽古場と定め、藁三十六把を以て、巻藁を仕立て、注繩張り廻はし、同日より十日まで、最も不淨を愼み、之が稽古をなす。同月七日、初門出とて、町筋三町に、的をかけて射るなり。同月十一日より御宮志賀神社々前に籠り、朝暮、海に入りて水垢離を取る。初日より十五日朝まで、町筋三町の行事は、七日に同じ、初日より巻藁を射たる稽古矢を、村中家毎に配與す。最も不淨の家は近隣に預け置き、不

淨晴れ後にこれを渡す。同月十四日、射手八人、勝馬神社御兩社へ参詣、同所の荒磯に入り、海水に身を清め、步射祭をなす。

この島、古より志賀海神を尊崇し、村民死穢不淨を忌むこと、殊に甚しく、平日と雖ども、婦人月經中は、屋中の土間に起臥せしめて、別火するの慣習あり。

二、莊嚴寺 村の西、天神にありて、蓮臺山と號す。禪宗臨濟派・中本山博多承天寺末なり。開基は聖一國師にして、弘安元年戊午六百三十、六年前の創立なりと云ふ。

三、文珠堂 元、志賀神社の西側にありしが、今は莊嚴寺の後方、小丘上に移せり。昔、宋國の經山寺より、文珠の木像・及び五臺山の繪圖この島に渡來したるを、堂を作りて安置したるものなり。その後大藏經をも渡りけるが、文祿二年癸巳十一月四日三百二十、五年前、火災ありて、文珠の木像半ば焼けたりしかば、後これを作りつげり。この時、藏經の内、二千餘卷は焼失したり。残り三千餘卷も破損甚だしきに依り、寛政中凡百餘、焼きて灰とし、瓶に埋め置きしを、宮司坊を廢せしとき、莊嚴寺に移せりと云ふ。今、經瓶なし。文珠の木像は莊嚴寺の管理に屬せり。

小堂二 不動堂(不動坂) 大師堂(山田)

糟屋郡

四、大正院 元、福岡警固神社の附近に、龍華院とて、眞言宗の寺院ありしを、大正三年、この島の南岸なる丘上に移し、大正院と改稱したり。これ即ち本院の創始なり。

五、口 碑 傳 説

一、浦君の由來 神功皇后紀に、「使_三吾_あ宮_の海_ま人_ま鳥_ま騰_ま出_ま於_三西_ま海_ま、令_レ察_三有_レ國_ま耶_ま、還_レ曰_、國_不見_レ也、又遣_三磯_ま鹿_ま海_ま人_ま名_ま草_ま而_レ令_レ視_、數_日還_レ之_曰、西北有_レ山_帶雲_横組_、蓋_レ有_レ國_乎、云々」とあり。古より此島に、浦君と稱する家八軒あり。これ名草の末裔なりと云ふ。この浦君は、志賀海神の例祭毎に、鰐魚を御瀬神海にて漁し、之を神前に獻すること、古よりの慣例となれり。今何れの浦にも、浦君と稱するものあるは、定めしこの島より始まりしものなるべし。

二、干珠滿珠 神功皇后三韓を討たんとて、諸神を、爰なる志賀島に召して、軍議を凝らし玉ひしに、八百萬神、みな集ひたるに、阿度目磯良のみ、見えざりしかば、諸神怪み玉ひ、庭燎を焼き、和幣を掛け、頻に神樂をぞ奏し玉ひける、磯良神、忽にして顯はれしに、その貌世の常に似て、貝藻身につき纏ひ、いと怪しく見られたり、諸神その故を問ひ玉ひしに、我久しく蒼海の中にあり、かゝる醜き姿にて見え奉るは、心苦しきも、餘りに神樂の面白さに、覺え

ず參り奉りぬと答へたり、その後皇后、磯良の神に仰せられて、干珠滿珠を、龍神に乞はしめけるに、龍神心よく諾ひ、やがてこの二つの寶、皇后の御手に入りたりとぞ。其より皇后、彼の地に渡らせられ、この奇しき御珠の力によりて、三韓をば事故なく従へ玉ひしといふ。

三、船名に丸を附する由來 往古より、舟の名に、何丸と名づくること、磯良丸征韓の御船を守護したてまつりしより、その船に、磯良丸の號を附せり。後世に至りて、その船主の尊信する船名に、丸字を附すること、これより始まりしといふ。

第二項 志賀島村弘浦

一、概 説

弘浦は、志賀島の西岸にあり、古より蟹浦の名を以て世に鳴る。蟹は、實に三百年來の歴史を有する所たり。南は殘島・今津に對し、西は一衣帶水を隔て、玄界島及び唐泊に向へり。北は所謂玄界灘にして、水天髣髴の際に、沖島・小呂島を望み、眼界甚だ濶如たり。この浦、古より防波堤を設けたりと雖も、西北の風強き折は、漁舟の出入困難なり、博多には、一日



弘浦波止場及浦全景



同浦海岸ヨリ蒙古塚ヲ望ム

二回、小蒸汽船の定期航海あれば、交通稍々便なり。大叶は、狹隘の地なりと雖ども、汀渚に白砂を敷き、入江に青松の影を落し、風光瀟灑、所謂蒙古塚のある所にして、本浦第一の佳境なり。勝馬浦は、一に舞能浦と稱し、古人の風咏に入りし所、奇巖怪礁多く、その岬端僅に海に入り、更に隆起して小島となり、島上に神社ありて展望快濶なり。高天原・下馬濱等、また神功の遺跡として名高し。

この浦は由來、半漁半農の一部落なれば、純然たる漁村とは、大に其趣を異にせるも、蟹は、本浦漁業の濫觴にして、その盛なるに當りては、遠く糸島地方に雄飛し、活動頗る刮目に値するものありき。而してその採集の主なるものを鮑とす。従つて鮑は、本浦唯一の名産となり、鬚斗に製して、之を藩主に献上すること、一の慣例となりたり。また鮑の煮貝は、直ちに長崎港に向つて廻送し、獻上品積載てふ旗章を、舷頭に翻して、勇ましく渡航したりと云ふ。故に今猶ほ鮑は、本浦に於ける主要漁業たり。之に次ぐものを、玉筋魚網とし、現に房丈網三張を有して、盛況を呈せり。組合員五十六名、一箇年漁獲高、貳萬五千圓に達す。

夫れ弘浦は、志賀島の一隅に、僻在せる小部落なれども、往昔蟹漁業の發達せしことは、筑前海中、鐘崎の外に及ぶものなかりしと云ふ。近年遠く韓海に向つて、出漁を企つるもの續出

するは、豈歴史を繰返さんとするものにあらずや。

二、沿革

神功皇后、三韓より歸らせ玉ふとき、此地に軍勢を集め玉ひしに、かねて思召したるより、境地廣かりし故、弘浦と名づけられたりといふ。これ即ち浦名の由つて來る所なり。

その後文永・弘安凡六百、餘年前の際、元軍の來り襲ふや、兩軍交戦の修羅場となり、當時の記念今猶ほ大叶海濱に存せり。所謂、蒙古塚是なり。降つて永祿年間凡三百五、十年前、宗像郡鐘崎の海人、本浦に來り蟹漁業を營み、永住するに至りたりと云ふ。これをこの地に於ける蟹の祖先となす。また一方高祖城陥落の際、その臣今泉某等の、この地に遁れ來るあり。これ等の子孫次第に繁殖し、以て弘浦今日の基を作れるなり。或人の説に、「この地の蟹は、奈良朝時代、志賀白水郎荒雄より始まりし」と。これ實に有力なるの説にして、當時、蟹漁業の如きも、幾分の發達をなせしや疑なし。然れども、今、この地住民の祖先が、萬葉に謳はれし、白水郎荒雄なりとは思はれず。然り而して、慶長年間凡三百、年前、郡村名附には、この地を志賀村の枝村としたり。その、後寛文四年八月二百五十、四年前、勝馬村の獨立分離するや、本浦中、志賀島の抱分に居住

するものは、志賀島村に分属し、勝馬村抱分に居住するものは、勝馬村に分属することとなり、これより所屬初めて判然たるに至る。尋で元祿十年四月十一日^{二百二十年前}、附の古文書には、本浦と志賀島との、漁場境界を定めたることを記載せり。これに據れば當時、已に一浦として、世に立ちたりしを知らるゝなり。明治二十四年、海面區域査定書の作製は、この古文書を基として規定せり。

一、防波堤 藩主黒田忠之のとき、この島の西岸に、防波堤を築造せり。構造堅牢にして、浦人その恩恵に浴すること、甚だ大なりき。然れども、歲月と共に頽破に傾きしを以て、明治三十五年九月、之を修理改築したり。當時の發起者は、今泉次作・同伊八・松田安五郎・同伊之吉の四名にして、その經費總額、實に二千圓を要したり。而して、之を郡工事として經營せしは、舊藩主の築造に係る慣行あるに基けりと云ふ。

二、漁業

蟹漁業 永祿年間に濫觴し、本浦最古の漁業たり、往昔一時非常に發展し、玄界洋は、恰も我領界の如き思をなして活躍し、玄界・西浦・野北・芥屋・岐志・姫島の遠きに至る迄、みなその出漁の範圍に屬したり。鮑の長鬚斗と、火打鬚斗とは、この浦の名産として、年々

藩主に献上せり。而してまた潜水の際、海中にて、眼鏡を使用することの如きは、比較的他浦よりも、早く開け、明治十年頃より、已に之を使用したりと云ふ。

釣 蟹に次いで起りたる漁業にして、是れ漁業進歩の一端とも見るべきものなり。

網漁業 明治五年、始めて鮭流網を製造し、之を使用したり。是れ、本浦網漁業の濫觴たり。夫より玉筋魚網・建網・掛網・鯛網等順次に發達し、鯔揚繰網は、明治三十一年、縣當局の奨励に基き、これを開始したるものなり。

三、救護組 明治六年の頃、これを組織し、爾後難波船を救助せしこと、數回に及び、屢々その筋の賞状を受領したり。

三、名所舊蹟

一、勝馬浦 一名舞能の浦とも云ひ、筑前名勝の一として、世に聞えたる所なり。筑前國名寄に、清原元輔の歌とて、

思ひ出つる千代の子の日の今日毎に

勝馬の浦のきしの姫松

この處を舞能の浦と唱ふることは、昔この浦にて、海人の風俗舞をなせしに基けり。毎年陰曆一月十四日、勝馬神社の海邊にて、八人の射手、身を潔めて海藻を取り、傍にある大なる巖上に立ち、「舞能の岸の姫松や」と、唱ふる慣例あり。これ古の型の残れるなるべし。

二、大叶 海水弓の如く、清砂銀の如し。灣の一角に蒙古塚あり、古松數株、巖上に立てり。松濤の稷々たる、當年を弔ふもの、如し。

三、高天が原 弘と勝馬との間なる海邊にあり、神功皇后、此所にて、貝を捨ひ玉ひしと云ひ傳ふ。今も、他所に稀なる種々の小貝あり。

四、下馬濱 沖津神社の西南海濱にあり。神功皇后、勝馬より姪濱に至り玉はんとて、この所にて馬より下り、船に乗り玉ひし所なりと云ふ。

五、大浦 大浦は、勝馬の内において、萬葉によめる、志賀白水郎荒雄が住みし所なり。あらをらが行にし日より斯香の海人の

大浦田沼はさふしかるかも 萬葉集十六

案するに、大浦田沼は人名に非ず、大浦といふ所の、田邊の沼など、いふ意なるべし。

六、首切塚 大濱と大叶との間、岩角海中に突出したる所にあり。明治以前までは、高さ三

尺許りの石碑二基立てり。往昔、元寇の事起るや、本島附近は、長期間合戦の巷となり、殊にこの島の如きは、彼れ猥りに世界大明浦と命名して、陣營を置きし形跡あり。この首切塚は、實に當時、醜虜の首を埋めし所なるが、文永・弘安の役より、風雨波浪と戦ひ、年を経ること、茲に六百五十年、塚頭土なきの岩上に、古松三四株、幽魂怨魂を護りて立てり。

七、城の腰 大濱海岸の丘上を云ふ。往古 神功皇后、三韓征伐の時に、侍臣として従軍したる、大濱宿禰が、居館のありし所なりと言ひ傳ふ。日本書紀に、「三年處々海人訕嘯、王之不從命、則遣阿曇連祖大濱宿禰、平其訕嘯、因爲海人之宰」とあり。大に參考とするに足る。また元寇のとき、此所を防禦の陣地に當てたりと云ふ。その後、明治初年の頃、この地を開墾したるに、素焼の土器、及び磁器の破片、數十個を發見したりと云ふ。

四、神社 佛閣

一、志賀海神社 志賀島、勝山に鎮座あり、本浦の産土神なり。志賀島浦の部参照

二、天神社 天神の森に鎮座し、祭神は伊邪那岐命・伊邪那美命の二柱神なり。古は、松尾と云ふ所に祀りたりしを、寛永年間、今の地に遷し、明治元年三月、志賀海神社の攝社に列せら

る。

三、香音寺 西方にありて、休弘山と號し、禪宗臨濟派、中本山博多承天寺末なり。寺傳に、勸請開山、潜溪處謙普國々師は、武藏國の人にして、聖一國師の徒弟たり。後醍醐天皇の歸依を辱ふし、清涼殿にて、國師の號及び紫衣を賜はる。元慶二年庚午、本尊聖觀音 立像二、尺八寸、二月二日寂す。は、行基の作と云ひ傳へ、當國、三十三番札所の一なり。筑陽記に、「十四番那珂郡弘浦・香音寺本尊千手觀音澤磨の作」とあり。

五、人物

一、篤志者今泉市藏 今泉市藏は、明和・安永頃の人にして、世々漁業を營み、傍ら渡海船を諸方に出して、運送業をも兼ね、その家頗る富みたりといふ。常に神佛を尊び、諸所の神社佛閣に賽すれば、必ず相應の寄進をなさざることなし。當地志賀宮に、大般若經六百卷を奉納し、勝馬西福寺には、釣鐘を寄進し、また浦の香音寺には、百万遍の大珠數を始め、幾多の什器を供進したりと云ふ。晩年愈々佛心を起し、身に道服をまとい、名を良光と改め、只管人の艱難を救ひ、また道路を開くなど、公衆の利益を圖ることを樂みとせり。天明六年八月、六十五

歳を以て歿す。

六、口碑傳説

一、煮貝いでがひの献上 煮貝を製するには、二三日間、鮑に鹽をふりかけ置き、然る後能く洗ひ、海藻と共に湯煮して干すなり。かくすれば、色黒く光澤出で、風味頗る珍重すべきものなり。この煮貝を、七月七日前に、徳川將軍家に献上したるものなり、この煮貝、昔は本浦の名産として、世に聞えたるものにして、諸所より注文を受けたりしも、今は其の製法さへも、知るもの稀なり。

第三項 箱崎町箱崎浦

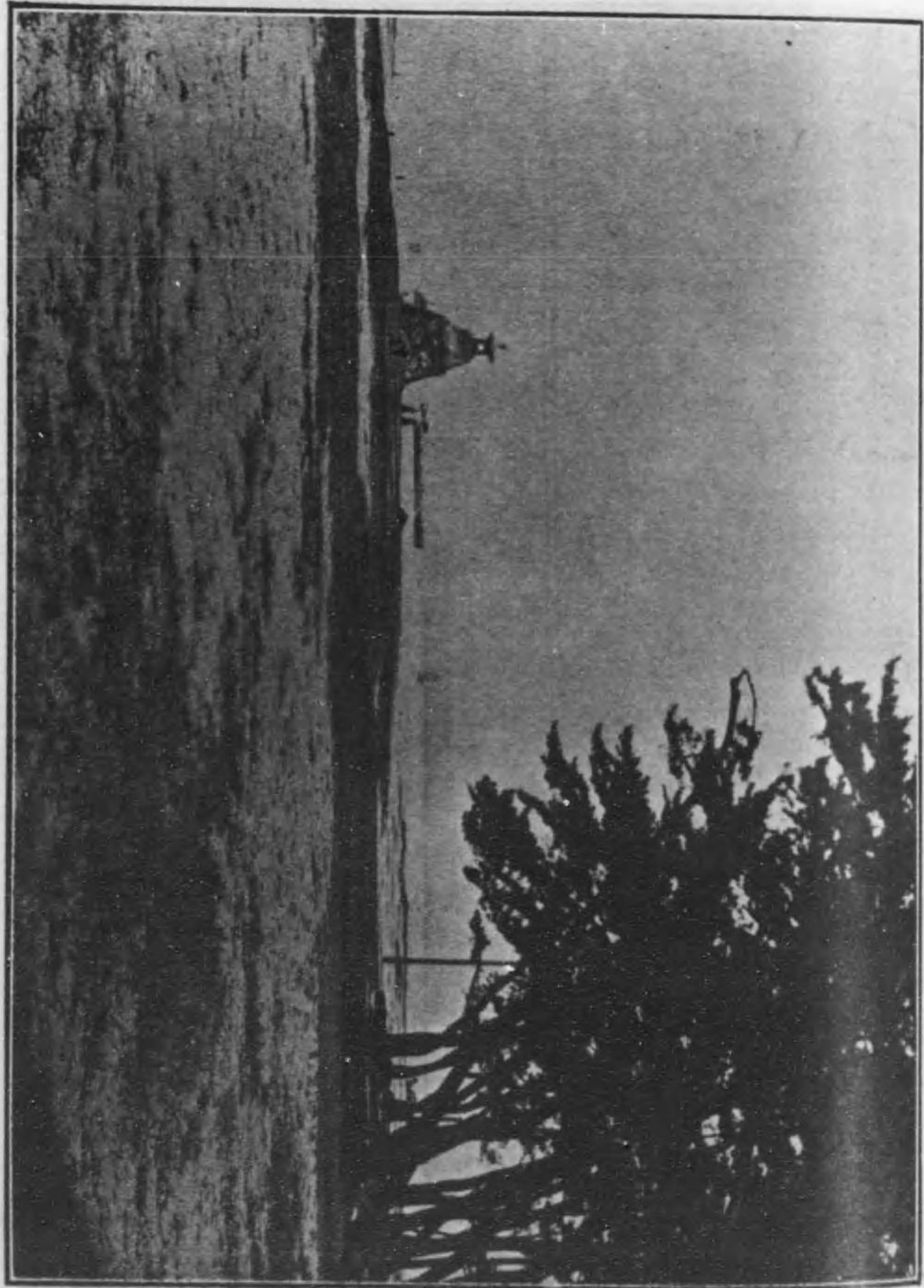
一、概説

箱崎宮は、筑前國一の宮と稱し、應神天皇の靈域として、歷代帝王の尊崇し給ふ所、寔に天下の名社なり。同社を中心として、成立せる本町は、戸數一千餘を有し、古來筑前の名邑な

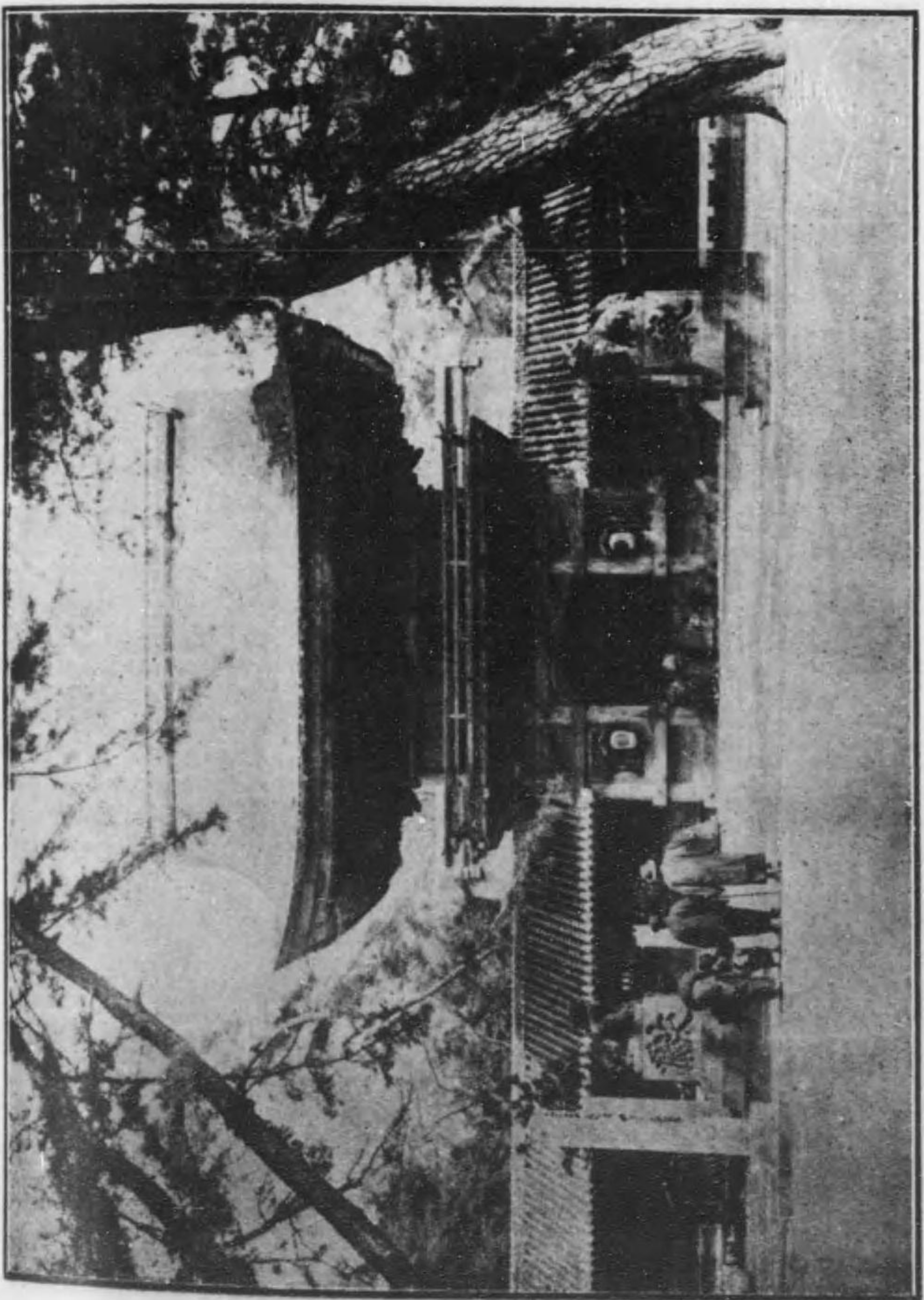
り。北は多々羅川を挟みて名島に境し。東は田野遠く開けて、若杉・犬鳴の諸山を望む。南は千代の松原を以て、福岡市に連り、西一帯は海に臨めり。而してこの地、福博電車の終点に當り、且つ鐵道九州線は、南北に通じ、陸地の運輸極めて便なり。

箱崎浦は、内海に瀕して西岸にあり。一條の砂洲、前方に長く延びたるは、所謂、海の中道にして、右に立花山、左に志賀島・玄界島を望み、名嶋瀉・千代の松原も亦近く、風景、繪よりも勝れり。踵を廻せば、松翠濃かなるの所、嚴として伏敵門の時つあり、仰瞻忽ち敬虔の情湧き、坐ろに、元寇殲滅の當時を偲ばしむ。而して、この海、遠淺なるを以て、干潮には斥鹵の地頗る廣く、蝸貝及び餌ね、この虫の繁殖に適せり。また古より、海岸に防波堤の設備なきは、所謂内海にして、平素波浪の高からざるによる。これ玄界に面せる諸浦と相比し、大に長所とする所なり。

漁業は、一千七百年の古に於て、已に發達の蹟あり、漁場は、附近各浦の沿海に跨りて最も廣く、網漁業につき、分業の制を設けて、互にその權利を確保せり。想ふに、内海に於て漁場を開放し、自由にその業を営ましめんか、忽ち濫獲の弊起り、魚族の全滅、火を賭るより明なり。然るに、古來一定の制度ありしが爲に、一般魚族の減少を見るに拘はらず。依然として、



箱崎浦之風景



漁業に従事するを得たり。是れ他浦に見ざる、本浦獨特の良習慣と、言はざるべからず。目下盛に行はるゝものは、網漁業にして、内海に於ては、建網（底建網）、鰯網、地曳網及び手繰網を以て、其の主なるものとし、一面外海に向つて、延繩を營むものあり。組合員百二十名、一箇年の漁獲高、約四萬圓以上に達せり。

抑この地、宮崎宮によりて、その名を發し、爾來幾星霜、史蹟史實、國史に載する所尠からず、また沿海史上の異彩に非ずや。而して近時、醫工兩大學の設置が、本町の繁榮に、著しき影響を及ぼせるは、明白なる事實なり。若し夫れ、他年博多灣大築港完成せんか、この地の發展、蓋し豫測の外なるべし。

二、沿革

概要 箱崎は、今を去ること一千七百年前、畏くも 神功皇后、皇子御降誕の際、御胞衣を箱に納れ、この浦に埋め給ひしより、起りたる名にして、昔は葦津浦・白良浦、または大浦などの稱あり。而して官道は、今の八幡宮の後方に、通じたりといふ。されば、御胞衣を藏め奉りし地は、海濱清淨の地にして、些しも紅塵の侵すところとならざりしや疑なし。然るに、物換り

星移りて、地形今の如く變せるなり。また北の方、地藏松原の地も、昔は海中にありしが、河流堆砂の爲に、今日の松林を、形成せりと云ふ。而して北、地藏松原には、小松内大臣重盛の遺跡を存じ、南、千代の松原には、豊公征韓の際に於ける、逸事を傳へたり。その他、米一丸の口碑、多々羅濱合戦等を、著名の事蹟となす。またこの地到る所に廢寺の址夥し。

夫れ箱崎浦は、筑豊漁業史中、最も著名なるもの、一たり。即ち、往昔 神功皇后御征韓の際、常浦の人、御幡を指し奉り、御供申奉れる功に由りて、内海を知行せしめ給ふといふ。是れ本浦が内海に於ける、權利獲得の一大起原なり。この由縁を以て、その時より、香椎宮三大祭につき、本浦は御神役として、獻魚の儀例起り、その古格、今尙は繼承して、年々これを行へり。右起源に關しては、香椎宮記録に明なりと雖も、今茲に少しく由來を掲げんに、

香椎宮大祭は、毎年二月六日、九月九日、十一月六日にこれを執行し、本組合は漁初穂として、當日の捕魚より、獻上をなし來れり。就中十一月六日、鯉の獻魚は、古例によりて、香椎内海沿岸に於ける、鯉底刺網漁業者の、漁したるものに限れり。而して、四月十七日、香椎宮古式祭執行の際は、箱崎浦漁業組合よりは、代表者凡そ十名、甲冑に身を固め、御紋章付の錦旗を捧持して、供奉に列するの慣例あり。天正四年三百年前の古文書寫は左の如し、

謹而言上仕候、御當内海之事、箱崎浦衆往古以來、知行之段、無其隱候處、奈多村衆新議講法申妨、内海網代可相留之企、不_レ及_レ是非候、既豊州大内御兩家、立分之御時も、内海宮崎船衆、聖母大菩薩、以_レ御神例一致知行候事、

抑、香椎御手洗之事、箱崎濱社人、進退仕候旨趣は、異國御對治御時、聖母大菩薩從_レ箱崎浦、四十八艘之御船に被_レ召、及七箇度干珠滿珠以_レ御策、終異國被_レ成_レ御對治、御歸朝候畢、然者志賀大明神、磯良神與申、龍神にて御座候、住吉以_レ御策、内海に舞臺を飾り、神々舞樂を奏し、龍宮より顯給ふ其時、聖母大菩薩、御夫婦の被_レ成_レ約諾、四十八船梶取て、大明神一人にて被_レ成、剩右干珠滿珠、從_レ龍宮借出給、治_レ平異國御歸朝候、其時兩辨差先祖、奉_レ指_レ御旗、奉_レ御供申、嶋々浦々瀬敷を教給、辨指を被_レ任_レ守永七郎大夫候、爲_レ御忠恩、香椎南之江、并片たさ地之事、爲_レ御社恩可_レ被_レ下之由、隨_レ御神勅候、右浦仁波依_レ奉_レ望申、干_レ今知行仕來候、更内海無_レ他妨事、無_レ其隱候、偏_レ聖母爲_レ御神地、往古以來、限_レ鹽滿干進止候、陸之事は、爲_レ御領主銘々御進退之事情條、不_レ及_レ兎角候、依_レ此謂、御幸之時、於_レ香椎御社内御座、致_レ出仕、從_レ當濱御神之御崎に、御旗を奉_レ指候、淵底御社家中、年中御社役勤來續、御存知之儀候條、事新敷當浦衆、非_レ

可_三申上_二儀_上候事、

并内海瀬數目錄之事 (目錄畧)

先大要如此、其外わろの嶋・壹岐・對馬・松浦・五島・瓏玖_{ウツク}・高麗_{コウレイ}・上浦之儀は不_レ及_三記
中_一以_三此謂_一、宮崎舟於_三諸浦_一、公役等干_レ今不_三所勤_二事、無_三其隱_二候云々、

天正四年七月廿一日

辨指助右衛門尉家續在判

同 次郎右衛門尉家久在判

御守護役田尻正忠殿

一、漁業 主要漁業中、三四漁具につきては、古よりの慣行に基きて、漁業の制度を規定し、
以て濫獲の弊を防ぎ、併せて魚族の繁殖を計る所ありたり。名産として、牡蠣・鯛貝あり、浦人
自ら採り、自ら之を市に鬻ぐもの百餘人、福博市民曉の夢を破りて、觸賣するものこれなり。
主要漁業の狀況は次の如し。

建網漁業 現時底 刺網 安政五年_{百四十 四年前}の慣行に基きて、制度を規定し、爾來遵守して、以て

今日に至る。その制たるや、これが使用権利者の組合を設け、互に相侵すことを得ざらし

む。安政の古文書、山崎家に保存なす。また地曳網漁業も、建網と同じく、古來一の制度を設けたり。

鯨網漁業 今を去ること九十年前、山崎傳次なるもの、沖取鯨網を新調し、漁具數を制限
し、これが使用者八名を限り、親網と稱して、永く繼續すること、なしたり。然るに、漁業
組合設立の際より、その一部大目鯨網を開放し、組合員をして、協定に基き、起業すること
を得せしむ。

手繰網漁業 この漁業は、前記制度外として、漁業者一般に相營ましむるものなり。

延繩并に釣漁業 本漁業は、外海に於て營むものにして、各自任意に、出漁し得べく、別
に制度を設けざるなり。

この他、鰯瀉寄網、蛸貝漁業あり、又沖取鯊改良網を製作し、力めてその研究を怠らざり
しも、本浦は漁場の不適當なるため、先づ肥前國加里屋灣漁業者の請ひに應じて、これを貸
與し、次に西浦・弘・脇浦・奈多の諸浦に試用せしめしに、何れも好成績を挙げ、縣下斯業
界に多大の貢獻を爲したり。

附記

明治四十三年、本浦山崎嘉吉・藤野長平の二名は、鹿兒島縣日置郡伊崎村の聘に應じ、

鯨瀉寄網の製造、并に使用法を傳授したり。

二、實行會 本會は、漁業組合の地區内に於ける、青年會員、并に救護組合員を以て組織し、毎月一回宛これを開き、高德博識の人を聘して、社會風教上に關する講話を聴き、またその名の如く、一旦決議したることは、誓つて之を勵行する事となせり。

三、難破船救護組 明治二十一年の創業に係り、本浦漁民の壯丁者を以てこれに充て、爾來、難破船を救護せしこと甚だ多し。

三、名所舊蹟

一、箱崎 此地八幡宮によりてその名顯れ、風光の佳麗なることも、また世の普く知る所なり。宗祇法師九州に下り、文明十二年四百三十八年前、十月朔日、宮崎宮に參詣する、紀行文の一節に、

御殿の大なること世に超え、しかも造營遠からで、玉をみがけり。御社の正方は戊亥にて、志賀の島に向へり。海の中道の、遙にめぐりたるさま、茅の輪の如し。遠近の島々、所々の山々など、手にとる許りにて、何れも名所ならずといふことなし。住吉の松、海邊な

どは、さることながら、目に近き風景は、いかにも増るべくと侍る。社頭のあたりなどの、神さび、面白きこと云々中、暮る、程に、海頭のけしき、またゆかしうて、立出でみれば、夕日の遙々どかゝる方に、富士に似たる山あり、みこ山と云ふ山なり。その外の所、夕暮の色にもはやされて、いとたぐひなくなん云々。

顯朝

跡垂れて幾代へぬらん箱崎の

しるしの松も神さひにけり

新拾

中將尾

その上の人に残らし箱崎の

松はかりこそ我をしるらめ

後拾

頼氏

忘れすよ心つくしに立かへり

ふたゝひ見てし箱崎の松

新千

康資王母

かくしあらは千歳の数もそひぬらん

二度見つる箱崎の松

風雅集

右一首前中納言匡房二たひ帥になりたるよろこひ申つかはすとて

箱崎神主と香椎神主と論をしける時詠る

俊 頼

箱崎の松はまことの縁にて

かしひのかたもつみを聞えぬ

家集

野宮右大臣

箱崎や松吹風にのこしけり

なみの外までなひくひひきを

夫木

文明十二年、宗祇法師筑紫に下り、十月朔日箱崎宮に詣りける時よめる

一木にはいかにさためし箱崎の

松はいつれも神のしるしを

しるしの松に立より一ふさをとりしばし祈念をいたして

いにしへの法のためしに秋の霜を

かけにをさめよ箱崎のまつ

天文六年十月十日、大内義隆箱崎宮に詣りて、法樂ありし時、各よめる歌

冬日同詠松久友

太宰大貳從四位上
兼右兵衛權佐

多々良朝臣義隆

苔のむす松の下枝による波の

よるともわかす玉そみたるゝ

正四位下
行右中位下

藤原朝臣惟房

あどゝめしそのかみよりや松か枝の

常盤を友と神も見ららん

參議正三位

藤原朝臣基規

箱崎や神代のむかししる人は

おなしみどりの松にそ有ける

權僧正法印堯淵

ちきれ猶年をかかねておひそふも

神代のたねの箱崎の松

從四位下
前安藝守

大神朝臣景範

神代よりともにふりぬる陰そとは

みどりにしるし箱崎の松

平朝臣隆宗

代々をふる神のしるしとあらはれて

霜にかはらぬ箱崎の松

大法師祐信

よどゝもに神やをさめし箱崎の

しるし久しき箱崎の松

源朝臣興宗

萬代の神と君とのあひおひに

さかゆく松やしるしなるらん

箱崎や松に千とせをちきりおきて

從五位下
行左衛門尉

多々良朝臣隆豊

なほものゝふの數にいのらん

頼隆

幾代にもかはらすうらのとしなみの

かゝる折をやまつの箱崎

小寺休夢

ちきりをは此松原にのこしをき

歸るさしらぬ袖のいろく

由己

松かけにすゝみ暮して短夜の

あくるををしむ箱崎の浦

山名禪高

立つゝく松のはかたの夕日影

糟屋郡

あつさも波のうら風ぞふく

宗 及

よそにやは涼しきかけも夏の夜の

明るもしらぬ箱崎の松

細川 幽 齋

そのかみにおさめ置たる箱崎の

松こそ千代のためしなりけれ

宗 對 馬 守

敷島の道すなほなる御代にあひて

めくみひさしき箱崎の松

僧 仙 崖

箱崎やもろこしかけて秋の月

二、千代の松原 箱崎松原のことにして、武備志には、十里松と云へり。大江匡房の箱崎記には、この松原のことを、「坤長は三十餘町、乾巽は七八町ばかり、敢て他木なし、只青松

のみし、としるせり。昔より名高き松原にて、箱崎宮の神木と號し、この松を伐り採ること、代々禁制たり。醫科大學・東公園等皆此裡にあり。

源 重 之

幾代にかかたり傳へん箱崎の

松の千とせのひとつならねは 拾 遺

釜掛松も、此松原の裡にあり。これ豊公西征の際、天正十五年六月、箱崎に陣營を置かれし風流の跡にして、當時茶人利休、松の枝に鎖をかけ、雲龍の小釜をつり、松葉を焚きて、秀吉公に、茶を奉りたりと云ふ。これより釜掛松の稱起れり。この日、秀吉公の歌とて、

あつき日にこの木の下に立よれば

波の音する松風を吹く

千歳をもたゝみいけたる箱崎の

松に花さく折にあははや

三、地藏松原 町の東北二町にあり、昔は廣き沙地にて、六本松と呼びたり。慶長十六年三百六、辛亥、黒田長政、家臣、竹森清左衛門に命じ、博多市中に令して、松を植ゑしめられ

しに、程なく松林となれり。地藏堂あり、故に地藏松原と云ふ。近年工科大学設置のため、この堂を米一九九重塔の傍に移せり。

この地藏佛は、小松内大臣重盛公、宋の育王山に、沙金一萬兩を送られしに、その後重盛公薨せられしかば、公の冥福を祈らなために、送り來りし佛像なりと云ひ傳ふ。今、將軍地藏と稱して、福岡城下六地藏の一なり。

四、**管松** 一名標松 宮崎宮の神木とは、即ち標の松のことなり。樓門の側にあり。神功皇后、宇彌にて 應神天皇を生まれ玉ひしとき、胞衣を箱に入れ、この地に埋め、その標に松を植え玉ふ、故にかく名づけしと云ふ。その後幾多の星霜を経るうちに、或は炎上し、或は大風にて顛倒せしも、根株より稚松を生じ、昔ながらの松の緑を、今に残せるなり。古歌に

法師 行 清

千早振る神代にうゑし宮崎の

松は久しきしるしなりけり

續古今

五、**米一丸の塔** 地藏松原の内にあり。塔は高さ七尺、幅六尺ばかり、側に九重塔あり、高さ一丈餘、四方に佛像を彫れり。

六、**燈籠堂** 本堂は、宮崎宮の前沙井道の傍にあり、觀世音を祀りて、國中札所の名區なりしが、維新の頃、馬出なる眞言宗同院に移せり。

筑前續風土記に曰、「この堂、土御門院承元二年に七十年前、創立せりと云ふ。この海中より取上げたる石體の觀音を安置し、また三重閣あり。重々各觀音の像を安置し、上閣に燈籠をかゝぐ、傳へ云、昔、龍燈、この閣上に来り燃ゆ、融俊法師、手中に修し得て、常燈に移しかゝぐ。この堂製作、妙工の所爲なりと云ひ傳ふ云々」。

七、**高麗町** この地、昔は外舶渡來の良津なりしと見え、歸化人も多く、村の東南七町に、高麗町の址、今に残れり。且つ武備志に載する所左の如し。

此土、名法歌悠岐、即廟先也、有二街一名大唐街、唐人留彼、相傳今悉爲倭云々。

八、**箱崎築地鼻** 古文書・内海瀨數目錄の中に、箱崎築地鼻と掲げたるものあり、而して、今その現地を知る能はず。されど、熟々その事蹟を稽ふれば、この築地なるものは、蓋し往昔の石壘を指せるものならんか。宮崎宮神寶、菅家古短冊に、

宮崎や千代の松原石たゝみ

くつれん世まで君はましませ

九、廢寺址 古、この地繁榮のときは、寺院も多かりしと見え、廢寺の址甚だ多し。即ち、海性寺址中小路、佛華寺址海門戸町、彌勒寺址宮の前町、赤幡坊址、蓮乘坊址、慈眼院坊址、圓臺坊址、其他六箇坊址。景福寺址、光言寺址、隨應寺址、本明寺址、戒門堂址、躍堂址、及び釋迦堂址これなり。その他、田圃の字に残りしもの、保命寺址日通寺址王領寺址等あり。

一〇、箱崎の戦亂 諸書に載する所左の如し。

元寇來襲 文永十一年七月二十日、太宰府の守護、博多津に逆へて防戦す、我兵利あらず、水城の要害に楯籠り、殊死して戦ふ。木殿も亦、兵火のために炎上す。これに於て宮崎宮は、留守を始め社官等、堅く神殿を守護せしも、事狀斯の如くなれば、社官は、三所の神體を、朱塗の唐櫃に移し、宮殿を出て宇美の宮へ避難せしが、彼處も早や落失せて、一人もなかりしかば、神體を上宇美村障子岳の内の極樂寺なる龍山の麓なりに入れ奉りぬ。頓て賊軍敗じせしかば、神體は宮崎の宮に還幸す云々。八幡愚童記より抄出

蒙 古 來

頼 山 陽

筑海颶風連天黒。蔽海而來者何賊。蒙古來々自北、東西次第期吞食、曠得趙家老寡婦。持此來擬男兒國。相模太郎膽如雙。防海將士人各力。蒙古來吾不怖。吾怖關東

令如山。直前新賊不許。願。倒。五橋。登。虜。擒。虜。將。吾軍賊。可恨東風驅附。大濤。不。使。血。盡。膏。日本刀。

多々羅濱合戦 足利尊氏の御陣は、箱崎の寺にてありし。當社の祠官、賞賚し奉ること限りなし。御幣の儀は、合戦の觸穢の間、憚あるべしとて、御行水ありて、廻廊の前にて、八幡宮を拜し奉り玉ふ。吉良殿の進せられし、四目結の白き御劍を、寶前に納めらる云々。梅松論抄録

九州兵亂 永享六年四百八十、六月十八日、大内少貳の兵、大に箱崎に戦ひ、人家に放火す。本社もまたその同祿の災に罹る。修理大夫・多々羅朝臣大内持世、これを再興す。

箱崎合戦 明應元年五月六日四百二十、少貳政資、兵を率ひて大内の將・陶弘仲と、大に筑前箱崎に戦ふ。八幡宮の社司家、及び肆家數百戸、兵火に罹り、死亡者二百三十四人を見るに至る。鎮西要畧

四、神社 佛閣

一、官幣大社 筥崎宮 延喜式神名帳に、那珂郡、八幡大菩薩宮崎宮、一宮大とありて、東第一座に 應神天皇、中第二座に 神功皇后、西第三座に 玉依姫命を祀れり。

糟 屋 郡

社記に、延喜二十一年辛巳六月廿一日九百九十、七年前、八幡大神の託宣に基き、勅許ありて、この地に神殿を、造營させ玉ふといふ。而してこの御社、龜山院・文永以後、數度の回祿にかゝり、今の神殿は、天文十年辛丑七百七十、七年前、大内左京大夫義隆の建立に係り、その後天正十五年三百三十、三年前、小早川隆景、樓門を改營せり。祭日は一月三日の玉競、社日祭春秋社日同度に行はる、卯の祭、二月十一月初日、及び仲秋祭放生、を重事とす。九月神幸の儀式隔年、最嚴肅に行はる。昔は神領も多く、宮司の坊も十三箇寺ありしと云ふ。神寶は、延喜帝の御宸筆、敵國降伏の四字、紺紙金泥にて遊ばされし三十七枚にして、當社第一の秘藏、即ち御神體とひとしく崇尊する所たり。

箱崎廟顏敵國降伏四大字 係延喜宸翰 賴山陽

廟門炭葉面長瀾、仰視彫題照碧灣、長倚神威伏戎狄、新羅高麗指揮間、

文治三年七百三十、一年前、源賴朝賞狀、及び建武三年五百八十、二年前、足利尊氏の神領に係る、古文書等數通を藏す。末社十二、小社七

二、天神社并に蛭子社 網屋町天神森の鎮座にして、その祭日、天神社は、一月七日、六月廿五日にして蛭子社は、六月三日、十二月三日とす。境内に福壽館を建設して、漁業組合員の集會所并に恵比須座に充つ。

三、勝樂寺 小寺町にあり、寶幢山と號す。禪宗臨濟派、中本山博多聖福寺末なり。開山は、多々羅村顯孝寺二世・放牛光林禪師と云ふ。創建年月日詳ならず。

四、一光寺 海門戸町にあり、金龍山道隔院と號す。淨土宗鎮西派・本山西京智恩院に屬して、中本山たり。天正二十年辛亥、見應とひふ僧開基せり。

五、長性寺 後小路にあり、潮音山と號す。禪宗にして、博多聖福寺末なり。開山を南谷聖爽和尚と云。創建年月不詳。

六、崇福寺 崇福寺は、初め太宰府横岳にあり、天正中凡三百、餘年前、兵火に罹り廢滅せしを、黒田侯の再興したるものなり。初めの開山は、大徳寺の開山・大燈國師の師、大應國師なり。後嵯峨院寛元々々に六百七十、五年前、勅詔ありて、西都法窟といふ勅額を賜ふ。千代の松原にありて、黒田侯世々の菩提所たり。舊寺領三百五十石、今臨濟宗大徳寺派に屬し、筑前の名刹なり。

七、觀音堂 網屋町にあり、伍大院の保管に隸し、燒觀音と稱す。寶曆元年辛未十二月六百六十、七年前、村の兵助と云ふもの、觀音の靈夢を感じ、豊州企救郡矢山村・廣野山炎上の跡に行きて、燒殘りの佛像を奉持し來り、初めは藏本に安置せしが、後、この所に堂を建て、移せり。世人傳へ聞いて、來り詣づるもの多かりしが、後また新たに像を刻みて、その御藏に納めたりと云

五、人物

一、孝子山崎儀平 儀平は箱崎浦の人なり、生得眞實なるものにて、父母に孝養を盡せり。父清六といへるもの、六年以前病死し、母は六十八歳になりけるを、朝暮心を添へ、常に公役を勤め、渡世するに精を出せしかども、猶ほ貧しかりし。されど年貢諸上納は、速にをさめ、家内睦敷、奇特の者なる由、公廳に達し、文化九年申六月、青銅若干を賜ひけり。

二、孝子三嶋傳右衛門 本町字原田の人なり、父早く死し、母及び兄等と同居せり、母、多人數同居せる事を厭へる故、傳右衛門は、近所に小さき家を借り、母と共に住み、少しの田畑を作りて、孝養怠ることなかりき。後、傳右衛門。眼を病みしかば、農業を止め、野菜干魚等を觸賣して、母を養へり、人々その孝心に感じ、傳右衛門が品を買ひ、餘分の代金を拂ふに至る。斯くも孝心深き故、母も亦これを愛し、風雨激しき時等は、他に出づる事を厭ひしが、傳右衛門もその意に背かず、終日母の側に居り、萬事心を配り、親切に事へたり。母酒を好む故、絶えず買求めてこれを備へ、已も酌みかはして母の心を慰めたり。傳右衛門、年老ゆるまで妻を

迎へず、尙ほ杖つきて觸賣などなし、孝養論ることなかりしかば、天保六年二月、藩主より、米若干を賞賜せらる。母天保七年十二月^{八十二}、九十の高齡にて死せしかば、傳右衛門、悲み歎くこと限りなく、その翌八年六月老病を以て歿す。<sup>箱崎郡教育
支會調査</sup>

六、口碑傳説

一、箱崎塔 この塔は、彼の謠曲唐船にも見えし如く、祖塋官人が、唐土に遺し置きたる二人の子、父官人は、早や死亡せしものと思ひ、その後を弔はんとして、遙々運び來りしものにて、明治初年頃までは、海門戸町、梅津某宅地の裡にありしものなり。それを宮崎宮の社人等、世の参考にもとて、八幡宮の境内に移せり。元、同家にては、唐人祭りと稱する、古式を行ひしと云ふ。高僧仙崖和尚、その昔を偲びて詠める歌に、

箱崎の磯邊の千鳥親と子と

なきにし聲を残す唐船

今塔の傍に、碑を建て、この歌を刻せり。

二、米一丸 昔、駿河國、木島長者の嗣子に、米一丸といふものあり、京の一條家の使とし

て、銘刀詮議のために、大金壹億八千貫を帯びて、この筑前に下りしが、偶々博多にて、不慮の難に罹りたり。固より猛き武士なれば、花々しく、戦ひしも、衆寡敵し難く、漸くこの箱崎迄逃れ來りしも、河水に隔てられて、進退の自由を失ひ、遂に自及したりと云ふ。當時河岸のありし地は、今の地藏松原の、ありし所なり。里人これを憐みて、一片の碑を建てたり。香烟の靡く所、松風颯々として、古を偲ばしむ。

附近名勝

一、名 島 多々羅河口の北岸に在る丘山なり。名義は、香椎廟宮記に、神功皇后三韓御征伐の時、名嶋の岬より、御舟に乗り給ふ、諸軍勢各其郷里の名、姓名等を名乗りて、御舟に乗り。故に其所を名嶋といふとあり。多々羅川の水、海に注ぐ所、名嶋橋を架し、橋邊より海濱に沿うて、松林白沙を蔽ふの風致、最も閑雅なり。北に當りて小嶼あり、妙見島といふ。宛ら福岡の西公園より、鶴來島を望むが如く、干潮のときは徒渉すべし。名島には辨財天を祀り、祠の東方に古宮あり、是れ宗像三女神を祭る所にして、神功皇后、宗像媛神を、遙拜し玉ひし所なりといふ。明治三十一年、一千七百年祭を舉行して、碑を立てたり。

續風土記に曰く、多々羅濱・名島に辨財天祠あり、祠の東の一峯を、神宮峯といふ、即ち辨財天の舊址とぞ。一説に、神功峯といふ。天正中凡三百三十年前、小早川氏、名島築城の時、今の所に移さる。神功が峯の南を、鳥居が峯といふ。是れ鳥居を建てたりし所なり。城ありし時は、南の丸といふ。この神も、宗像三神の内を勧請せしなるべし。秀吉公、筑紫に下り玉ひし時、この社に詣で、社の衰へたるを見て、辨財天は祐福の神なるに、あはれ淋しき貧乏神なりとて、笑ひ玉ひしとかや。社僧は、天臺宗神宮寺と稱す。この祠邊の海岸に、帆柱石と名づくる奇石あり。香椎宮古記に曰、神功皇后、異國より歸朝のとき、御船名島に着きけるが、其帆柱化して岩石となる、今は折れて數段となりぬ。

地學雜誌に云。名島の檣石は、俗説に、神功皇后、御船の帆柱の化したる物とのみ思ふ。今就きて之が實相を窺ふに、第三世紀の中世に發生せし、蠻岩中に埋没せられし、一大樹幹の、幾多の星霜を経、炭化せらるゝに當り、硅質若くは灰質の兩液、交々その幹体中に滲入して、遂にこれを炭質硅化木に、化成せしものにして、石炭山に、夥多産出する松岩と、同質なり。その出現の状態を諦視するに、蠻岩より成れる崖下に、恰も一大材木を輪切にして、數個に分ち、これを長く連ねし如く、五尺乃至四尺の距離を隔てて、海に向ひ一線に羅列す。その最も大

なるもの、長さ五尺、周囲七尺ありて、保存完全のものは、木理鮮かなり。

二、名島城址 名島の神宮峯に據りこれを築く。天正十五年三百三十一、小早川隆景、本州を賜はり、立花山に入城せしが、更にこれに築城し、數年にして、家を養子秀秋に譲り、備後三原城に退隱す。秀秋は、豊太閤の姻親の子にして、その恩顧を辱うし、官中納言に至る。慶長五年三百八十、關原の戦に、盟約に叛き、東軍に應じ、西軍これに依り大敗す。而も秀秋功を以て、備前に轉封せられしが、幾許もなく除封せらる。名島の封國は、三十三萬石といふ。黒田氏、秀秋に代り、入部して名島を毀ち、福岡城を創む。

九州軍記に、永祿中大友・毛利合戦のとき、名島の小城といふこと見ゆ。當時、立花城の屬寨なりしなり。また諸書に、小早川隆景、名島に居りし頃、足利學校の制に倣ひ、覺舎を建て先聖を釋典したりと云ふ。その遺址等今詳ならず。

三、檀日浦 福岡灣の東偏にして、その濱を多々羅といひ、その内港をば、香椎潟、また可思布江かしよへと曰ふ。可思布は、蓋し樞生の義なれば、樞生轉じて檀日かじまた加須比となり、遂に糟屋に訛れるか、詳ならず。

日本書紀・神功紀に曰、「皇后定神田而佃之、還詣檀日浦、解髮臨海曰、吾被神祇之

教、賴皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、是今頭瀆海水、若有驗者、髮自分爲兩、即入海洗之、髮自分也、皇后使結分髮而爲髮、因謂群臣曰、夫與師動衆、國之大事、安危成敗、必在於此、今以事付群臣、是是甚傷焉、吾婦女而加以不肖、然覽假男貌、強起雄略、若事不就者、獨有罪云々」。

濱男の濱に、御島と呼ぶ岩礁あり、土人傳へて、神功皇后、御髮を洗滌し給へる所と曰ふ。また鹹塚・冑塚・鎧坂・皆打濱等、この海邊に近き所にあり、神功皇后凱旋の遺跡と言ひ傳ふ。古歌あり、

帥大伴卿

いさやこら香椎の潟に白妙の

袖さへぬれて朝なつみてん

萬葉六

大貳小野老朝臣

時つ風ふくへくなりぬかしひかた

しほひのきはに玉もかりてな

全上

豊前守宇努首男人

行かへりつねに我見し香椎潟

あすより後はみむよしもなし 全 上

右三首、神龜五年十一月太宰官人等奉拜香椎廣

訖退歸之時、馬駐干香椎浦。各述懷歌

信

實

撫たれは蟹にも袖を香椎瀉

磯菜つみにと波を分けつゝ

新六帖

爲

家

沖つ風寒く吹くらしかしひ瀉

しほひの千鳥夜半に啼くなり

續古今六

讀

人

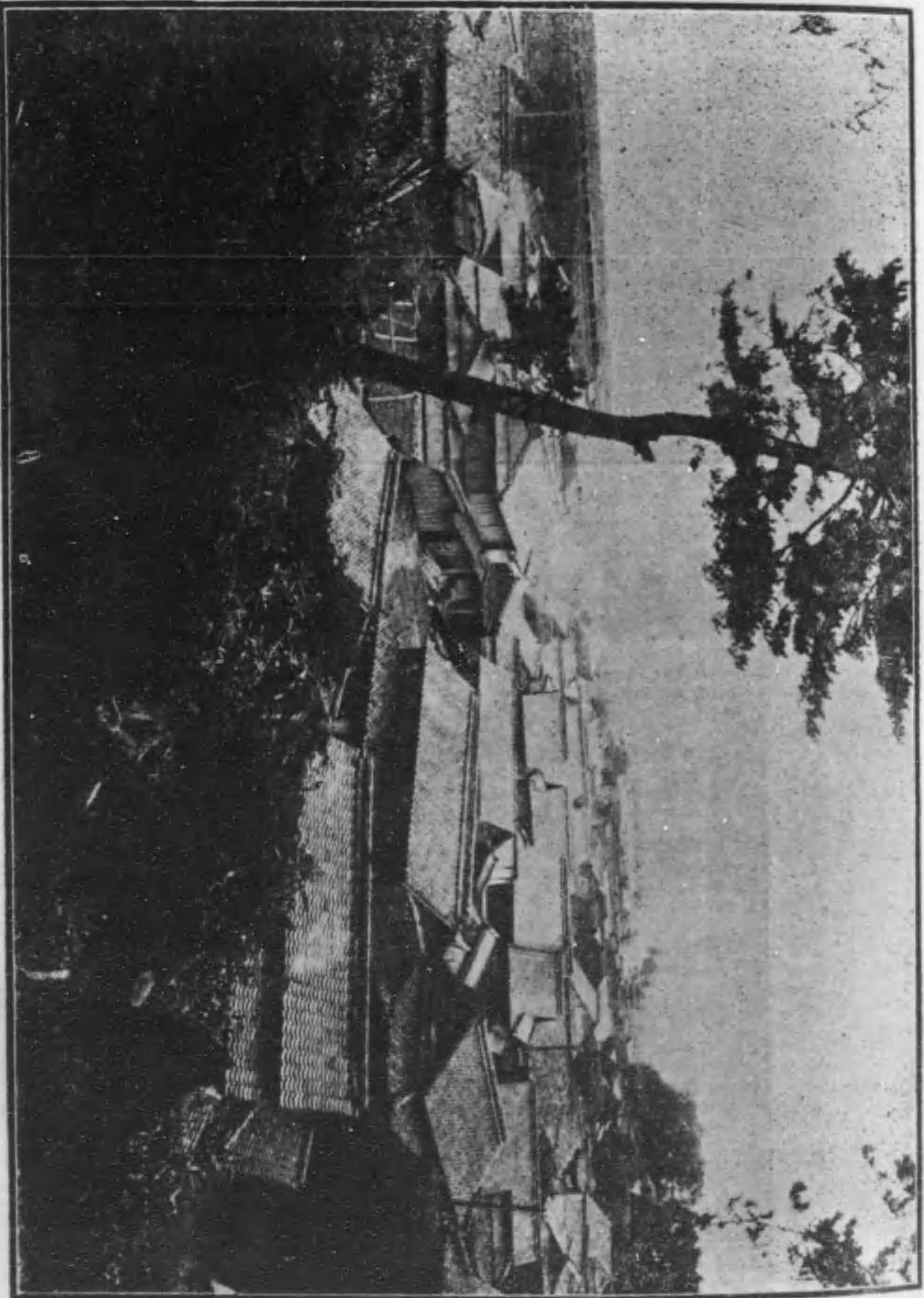
さは姫の衣を誰にかすひ瀉

浦波遠く立つ霞かな

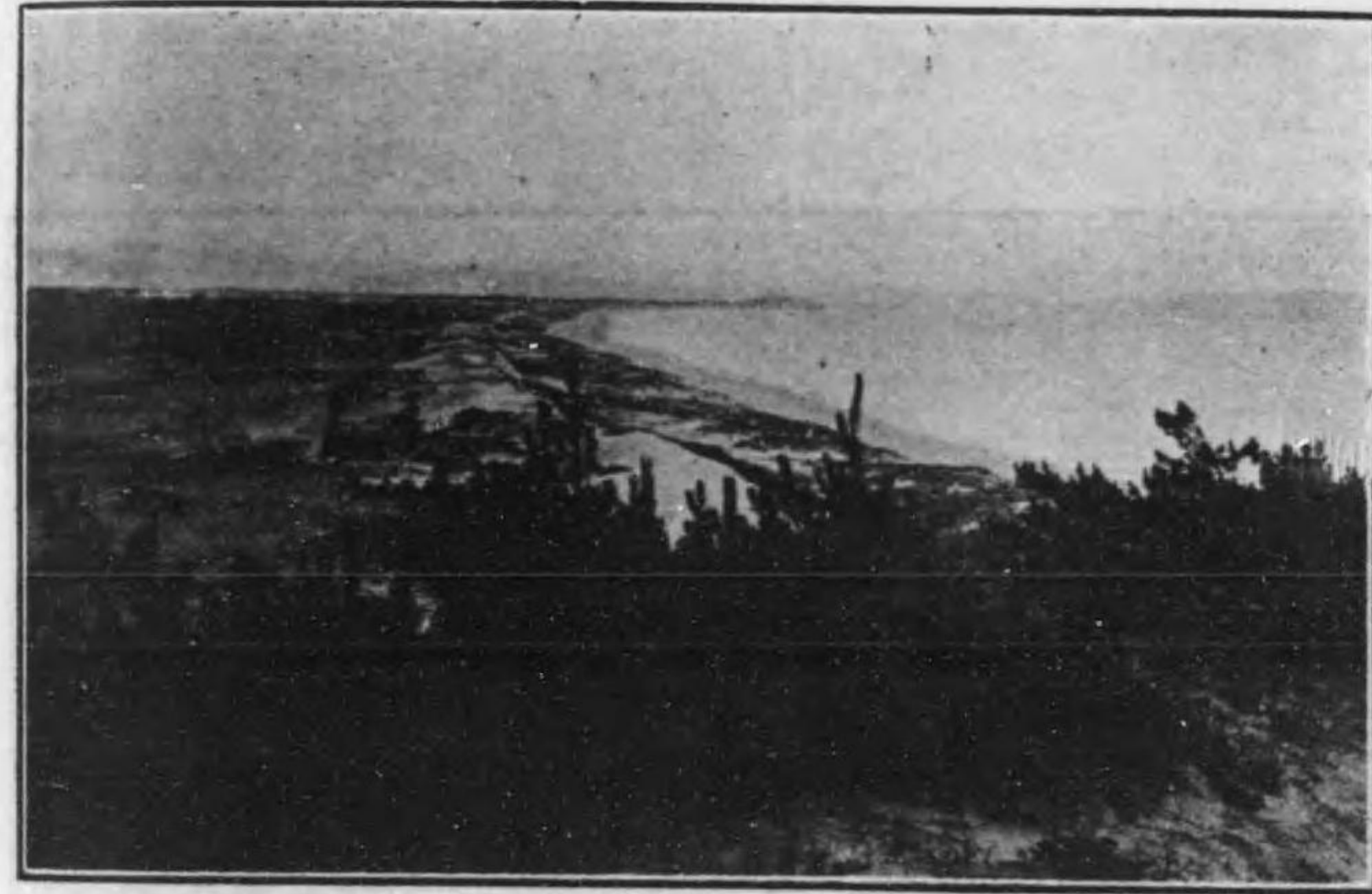
新續古今集

家

持



景全浦多奈



奈多浦海中ノ道ノ景



奈多浦志式神社

船出する沖津塩さび白妙の
香椎の渡り波高く見ゆ

續古十

第四項 和白村奈多

一、概説

奈多濱は、奈多浦のある所にして、古より風光の美を以て鳴る。所謂海の中道とは、即ちこれなり。今この地、和白村に屬す。和白村は、上和白・下和白・塩濱・及び奈多の五大字に分たれ、東北に新宮村あり、東南に香椎村あり、西は塩屋崎によりて、志賀島村に境し、南北の二方は海に面せり。北なるを外海と云ひ、南なるを内海と云ふ。外海の風景は雄壯、内海の風致は明麗なり。立花山は、高く雲際に聳へて東境を限り、巍然たる英姿をこの内海に浮べ、奈多濱の風光と共に、眞に木村風致の双壁たり。

この地、九鐵香椎驛に至る一里、交通頗る不便なりしが、往年博多灣鐵道、村中を貫通して、西戸崎に通ずるに至りしより、陸地の運輸極めて便なるに至る。

奈多濱は、白砂青松の長洲三里に連り、風光の秀麗なること、須磨、明石に比して多く遜色を見ず。古歌に、

浪風を收めて海の中までも

道ある國にまたや遊はん

と咏せしも亦宜なる哉。而して奈多浦は、北方海に面する所にして、風波常に荒く、漁舟は常に高く、砂丘上に押し揚げざるを得ず。その労力は、未だ曾て他浦に見ざる所なり。今試みに歩を海汀に移して、この砂丘を一瞥すれば、巉々として里余に亘り、剛るが如く、劈くが如く或は凹に、或は凸に、奇狀千態、坐ろに奇異の眼を側てしむ。想へば幾千年來、鞆鞆として寄せ來る玄洋の怒濤と、戦ひし記念の痕跡も亦奇なる哉。

漁業は、遠く古より始まり、網を以てその主要漁具とす。就中鯛網の名は、古より西浦と並び稱せられ、今尙ほ晩春の候に到れば、鯛網見物とて、四方より來り遊ぶもの、頗る多し。目下鯛、鰯、玉筋魚の漁業最も盛なり。組合員百九十八名、一箇年の漁獲高、凡七萬圓内外に達し、縣下重要漁村の一たり。また副業に、農を營むもの多く、甘藷の特産ありて、その産額壹萬圓以上に及ぶ。

この地、風光明媚なると共に、松林中に松露の名産あり。且つ空氣中に、オゾンを含蓄すること多量なるを以て、最も衛生に適せり。宜なる哉、富豪の徒、相競ふて別墅を營むもの、年々その多きを加ふること。

二、沿革

概要 本浦は、往古當地の木下氏香稚宮、獻魚のことを掌れりと云ひ傳へたるより稽ふれば、漁業の如きも、當時已に、幾分の發達を遂げたりしを察すべきなり。然り而して、中古は、三苦村の内なりしこと、古書に見え、圖書編には、筑前州奈多と記載せり。名義は、海邊にて、浪の立つ所なれば、浪立つの意なるべし。

仙覺萬葉抄に、阿波國風土記に、奈多とある所の註に、「其浦波之音無_ニ止時、依而云_ニ奈多_一」とあり、参考とすべし。また三郎天神縁起に、全天神は、阿波の國より、勸請せし由を記せり。されば、阿波國の風土記にある奈多といふ所と、こゝなる奈多とは、ふかき因縁の、なきとも限らざるべし。

片男佐^{かたをさ}といふ所に、奈多浦の田地、凡十町余あり。如何なる故にや、道程一里許りもあ

り、且つその間に、他村を挟むにか、はらず、今日猶ほ、奈多浦の農民、その地を耕作なしつゝあり。古、或はこの片男佐の土民が、奈多に移住し來りしには、非ずやと思はる。

天正四年、箱崎浦古文書寫に、神功皇后御征韓のときに、功勞あり、同地の辨指、守永七郎太夫に、香椎南の江、并に片男佐の地を下し玉ふ由、見えたり。

一、土地の變遷 大字塩濱は、昔、奈多村の分村にして、この海濱は、悉く斥鹵の地なりしを、元祿十六年癸未二百十五年前、黒田家の權臣、大野忠左衛門貞勝、藩財を用ひて、これを開拓し、塩濱三十町を開きたり。後改めて新田とし、新に一村を立てて、塩濱と名づく云ふ。

二、新開築堤工事 新開の堤防は、今より六十年前、安政の初め、舊藩時代の工事にして、第一回到、奈多海岸より塩濱、船通しに至る、一帯延長、約八百間を完成し、後三四年を経て更に、下和白分、約五百五十間を、完成したりと云ふ。實に藩政時代に於ける一大土工なり。築堤内部面積、約二十町歩余にして、一部は塩田となりたりしが、今はこれを廢して耕作地とせり。

三、漁業 起源甚だ遠くして、神功の漁場と推察すべき、御瀬・古瀬・こをかい・四つの網代などいふ名稱、今尙ほ現存するのみならず、當時香椎宮に獻魚の古例、今に行はれ來れり。

而して、網は當浦の主要漁具にして、その最も古く曳き初めしものを、鯛漕網とし、尋で起るものを、鰓地曳網、及び田作地曳網とす。

玉筋魚大網 今を去ること六十余年前安政年間、に始まりしが、その後文久年間五十餘年前、玉筋魚房丈網を、姪濱より傳習したるより、此大網は、遂に廢絶に飯し、今は房丈網のみ、盛に使用せられ、船數百隻以上に達し、本浦主要の漁具たり。玉筋魚の漁獲高、豐年には貳萬八千圓に達せしことあり。

鰯揚繰網 明治三十年頃より、之を曳き始め、目下全網三張を有して、盛に行はれつゝあり、この網の行はれざる明治十一年頃、地曳網にて、鰯の大漁ありしことあり、即ち、六斗俵にて、一網に四千五六百俵を獲たりといふ。飛魚流網、追ひ網等、亦一般に行はる。

四、網代發見 今を去ること、約百年前、當浦の今林彦四郎なるもの、「シタバ」網代を發見す。今人猶ほその利澤に浴せり。

五、波止堰堤砂留築堤 明治二十六年より、同三十二年に至る、七箇年の繼續工事として、外海に、波止堰堤、五箇所を新設し、その工事一箇所につき壹千六百圓の費用を要せり。當時、本浦の取締、小堀安十郎、本工事の主任となり、大に力を盡す。後人その功を頌して、記念碑を

建てたり。

六、高潮の襲來 明治四十一年、高潮襲ひ來りて、砂丘を崩壊し、漁船六十艘、海波に漂ひ、破損の儘一箇所に打上げられ、その他罾揚繰網三張をも流失したり。

七、奈多濱の造林^{打上} この處、舊黒田藩主のとき、屢々、松樹の植付をなし、も、生ひ立たず、全く不毛の地に屬せしが、明治四十四年、官當局、大に觀る所あり、繼續事業として、造林の計劃をなしたり。昨大正五年に至るまで、之に要せし費用約壹萬參千圓に達せり。

八、大火災 大正二年三月十三日、大火あり、類焼百五十七戸、殆ど漁村の過半を烏有に歸せしむ。然れども、世の同情者より、義捐金及び寄贈品の多かりしため、漸次恢復の緒に就くを得たり。

九、共同販賣所 本販賣所の前身は、即ち魚市場にして、その起源頗る遠く、當地の豪商、濱崎又右衛門の一家、世々これを經營し來りしが、大正二年、漁業組合の共同販賣所となし、現組長今林半五郎、これが主宰となり、漸次好況に向ふ。當初創立の際、縣當局の斡旋により、低利資金四千圓を借受けて、これを起業したり。現今一箇年の取扱高、約四萬圓内外に達す。

三、名所舊蹟

一、海の中道 奈多濱に、奈多松原あり、これ所謂、筑前八所松原の一なり。この地左右に海を受け、東西三里、その間悉く青松白沙の長洲なり。異邦の書に、白沙塗^{△△△}とかける、宜なりといふべし。南は濱男瀉、千代松原より、博多、福岡、生の松原までも見渡し、北は大海原に面して、大船の往來、日夜絶へず、誠に世に珍らしき境地なり。かゝる勝地なれば、古人の歌題に上りしもの、また尠からず。

伊 勢

なたの海清きなきさの濱千鳥

踏をく跡を浪やたつらん 夫木集二十四

天祿三年五月、資子内親王家歌合

村上御時。一宮

灘の浦の潮になつさう海松を

なきさの浪そとさはたへける

糟屋郡

宗祇が筑紫紀行箱崎の條に、「海中道、遙にめぐりたるさま、茅の輪の如し」、また志賀島の條「海中道、遠くつゞきて、浪の上、穿ちはれわたる」とも賞しけり。

細川幽齋筑紫紀行志賀島の條にも、立出でて見るに、沙の遠さ三里ばかりも、海の中をわけて、島につゞきたり、とりわきて、細き所は十町ばかり、廣き所は十四五町ばかりも、ありと見えたり。文珠などもおはしませば志賀島に文、橋立の事、思ひくらべられき云々。

名にしおふ龍の都の跡とめて

波をわけゆく海の中道

殊に、箱崎、荒津の浦より、見渡せるよそほひ、繪にかきたるよう面白く志賀の外海を漕ぎはなれゆく時こそ、猶ほ幾度も、返り見やられける」など見えたり。

附記

この海の中道のこゝにつき、種々の異説あり、宗祇が撰びたる名所方角抄には、桂瀉（海の中道）を宗像郡に就せたり。具原翁その説に従へり。これに反して安見有定、伊藤常足の如きは、桂瀉（海の中道）は、粕屋郡奈多濱のこゝなりと云へり。想ふに古歌に、「秋の夜の沙千の月の桂瀉山迄つゞく海の中道」とあるは、宗像郡桂瀉の古蹟を、一度見と入は、宗像郡にありといふこと、誰も異存のあるべしとも、思はれず。然れども、この奈多濱を、海の中道といふことは、今日世間一般の狀態となれり。されば爾所とも、古人の歌賦にも入りしことなれば、何れ名所海の中

道と唱へて、驚かるべしとも思はれず。

二、桂崎 相浦南風浦の說、の西、出崎の遠千瀉をいふ。里民は勝浦崎今の人がつ、と呼べり。或説に、この海邊をすべて桂瀉といひ、秋の夜の湖千月の桂瀉、とよめる、これなりといふ、この地今悉く陸地となれり。

三、小瀬・古瀬・こをかい・四の綱代 この浦の民、香椎宮の祭日には、今猶はこの綱代の魚を、獻するの慣例を存せり、これ香椎宮神官の支族、木下某、この地に住みしより、初まりしものなりといふ。其家は、今の木下勘吉といふ者の祖先なりと、言い傳ふ。

四、躑坂 浦の北二町、外海に面せる沙丘上にあり。古來、神樂を奏し來りし地なりといふ。今これを躑坂と稱す。

按ずるに、志賀神社、出現の地と稱へ來りて、龜の池（奈多濱中にあり）を去ること遠からざれば、この地、同神に關するものなるや疑なし。只考證の微すべきものなきは、甚だ遺憾なり、識者の考査を俟つ。

四、神社 佛閣

一、志式神社 村の西北五町、藤原、松林の中にあり。鶉草葺不合尊・火明神・火酢芹神

の三神を祀り、祭日は六月十九日、十一月十九日なり。従前、三郎天神と稱し來りしも、近頃舊名に復せり。陰曆一月、十一月には、福博地方より、參詣者甚だ多し。六月の祭禮には、歌舞妓芝居を奉納し、十一月には、神樂を奉納す。また獻魚庖刀式の古例を存せり。

二、西福寺 字、西方にあり、海印山と號し、禪宗臨濟派、中本山博多承天寺末なり。勸請開山を聖一國師と云ひ、弘安三年六百三十、八年前、庚辰正月の創立にして、その後寛文十一年十月、了印と云ふ僧、これを再興す、寺境に觀音堂、大師堂あり。

五、人 物

一、慈善家濱崎述十 當浦の豪商にして、家代々魚問屋を以て名あり。氏は、常に慈善的精神を以て、漁民の乞ふが儘に、糧米金錢等を貸與したり。されば當時、奈多浦、二百戸計りの漁民は、殆んど氏が恩惠の下に、その生計を維持せる有様なりしといふ。殊に、今より五六十年前の大饑饉には、糧米二百余俵を出して、窮民を救へり。かゝる善行、屢々なれば、その趣遂に公聽に達し、藩主より、帶刀御免の墨付、并に短刀一振を賞賜せられたり。また時の奉行より、墨付を頂戴し、二人扶持を給はる等の書類、十二三通を藏せしも、大正二年大火災の際、残らず烏有となりしは、甚だ惜むべし。氏は明治十七年三月、行年五十七歳にて歿す。墓碑あり、題して慈明院孤月淨圓禪定門といふ。

二、良民今林仁作 この人他村より來りて、當浦に養子となりしものなり。両親、殊更に頑固なりしに拘らず、よく仕へて、孝養至らざるなく、資性温厚にして、理髮業を營みしが、常の言に、「人の職業に貴賤あることなし、人こそ職業をして、貴賤ならしむるものなれ」と、只管己が本分を盡すことにのみ心掛たり。不幸にして、夫妻多病なりしかば、麻ち得たる金錢の過半は、藥餌の料となすを常とす。されど、深く佛法に歸依し、因果の道理を辨へしと見え、苟にも天を恨みず、人を咎めず、唯々己が享け來りし、果報なりとて諦めけり。郷黨のもの、一人として、この人の心様の優しく、分に安んじて、世渡りをなすことを褒めぬものとはなかりけり。大正四年六十八歳にて歿しぬ。

六、口 碑 傳 説

一、奈多の七不思議 火事がない、盜難がない、砂が物言ふ、雀が歩む、波の音が聞えぬ、難産がない、穴蜂がない、これを、奈多の七不思議とぞ言ひ傳へけるに、大正二年の大火は、

その一を打消したるも笑止なり。

第五項 新宮村新宮浦

一、概説

新宮村は、新宮・湊・上の府・下の府及び相の島の五大字に分たれ、戸數凡七百あり、内に新宮・相島の二箇漁業組合を有す。相島は、西方海上三里にあり、快晴のときには、雲烟搖曳の間、微かに沖の島も見ゆ。西及び南は、丘陵によりて、和白村に境し、東は松原を以て、席内村に連れり。鐵道九州線は、村の中央を貫き、且つ隣村に、博多灣鐵道あるも、何れも停車場遠くして、陸地の運輸甚だ不便なり。

浦は、西北支界洋に面せる所にあり、西には、名所磯崎ありて、奇巖に富み、東には、數里の長汀ありて、遙に蓑生浦を望む。蓑生浦は、夙に古人の風咏に入りし所なり。白嶽^{立花}山、は近く聳え、青羅^{赤間}山、は遠く懸り、共に有名なる古戰場たり。一たびこの風光に接す、誰か懐古の情を起さざらん。然り而して、この浦、風濤の凄きこと、他浦に超えたり。假令、磯崎西

に出で、西風を防ぐあるも、北風起れば、沖に出でし漁舟は、濱に寄せ難く、止むなく、他の津港に、假泊せざるを得ず、漁者の困難、實に言はん方なし。是れ西方山下に、古より避難港を、設けたる所以なり。

漁業は、往古より行はれ來り、網漁を主とし、現下盛大なるは、玉筋魚房丈網、鯛地漕網、鰯揚繰網なり。本組合員八十一名、一箇年漁獲高、約貳萬圓以上に達す。

抑、新宮浦をこの地に立てたるは、近世貞享年間にありと雖とも、三代格、官府宣には、「葦屋浦・新宮濱・漂濤寄物云々」とあり、また釋蓮禪が無題詩集に、「靈祠移岸古松青」との句あり。これに由りてこれを觀れば、本浦の起源、また遠しと謂ふべし。而して磯崎神社は、元、磯崎にあり、今その跡を古宮といふ。この社、上代の神靈を、奉祀したるものにして、社殿の構造頗る完備し、殊に神前の子持石は、婦女の懐胎に靈驗あれば、參詣の人、四時絶ゆる時なし。若し夫れ他年交通の便、開くるに至らんか、この地の繁榮に資するもの、尠少にあらざるべし。

二、沿革

概要 この浦、昔は、湊村の内にありしが、西北の磯、年々砂を吹上げて入海を埋め、漁業の便悪くなりし故、貞享二年乙丑(二百三十三年前) 筑前續風土記には、天和中あり、二年はかりの浦なり、思ふに天和中より土工を始め、貞享二年に、移住したるものなるべし、海邊の吏司、貝原氏・大野氏・漁人をいたはり、海邊の地を平にし、邑居の地を構へ、外面に土堤を築き、松を植えて人家を移せり。是れこの浦成立の由來なり。この移轉に關して、最も力を盡しし人は、大保庄金内新左衛門なりといふ。元、白沙土の海邊なりしを、浦民の力にて人家を建てしにより、舊藩中には、田圃の賦税を免せられたり。

この浦の往古に遡りて、之を稽ふるに、新宮といふことにつき、三代格、官府宣、及び無題詩集に、新宮港の名を載せたり。且つ大字上の府に、新宮神社ありて、この神社、遠き世よりの鎮座なり。されば、新宮とは、この邊の大名にて、遠き以前より、唱へ來りしこと、甚だ明瞭なり。神宮など書きしもの、近古の書類に、また釋蓮禪の無題詩集に、「那珂郡住吉社を、この地に散見すれども、これは詳ならず、移せしより、新宮と云ふ」と註せり。而して、その住吉社を移したるは、磯崎神社なりと貝原翁は、續風土記に云はれたれど、青柳種信は、これを駁して、「上の府の新宮神社なるべし、何となれば、この新宮社の祭典には、新宮浦の漁人より、懸鯛の獻上をなし來れる、古例あるのみならず、同地、田の字に、御供田と云ふ名も残れり、かくも、この新宮神社は、由緒ある

古社にして、且つ冠するに新宮の文字を以てしたればなり」と。青柳氏の説信すべきに似たり。

一、漁業 今の新宮浦の漁民が、湊の地より、移住し來りしは、貞享二年にして、當時の記録に、漁場の不便なるより、移轉すといふ文字を、載せたるを見れば、當時以前、已に本浦の漁業は、相當の發展をなし、ものと推せらる。

網の最も古くより、行はれしものは、鯛地漕網、鯛地曳網、玉筋魚大網等にして、これその主なるものなり。明治十年の頃より、玉筋魚房丈網を使用し始め、その後同三十二年頃より、鯛揚繰網を使用すること、なれり。

二、魚市場 昔よりこれを設置し來り、明治時代に入るや、屢々經營者に、變更を見しも、繼續以て今日に及べり。當浦の魚族は勿論、相島より廻送し來るもの、大部分を取扱ひ、取引高一箇年、約參萬圓以上に達し、漸次好況に向ふ。

三、波止場 人家の西、磯崎にあり、舊藩時代の築營にして、南北長さ三十五間、高さ二間半、横敷四間、留二間半なり。

三、名所舊蹟

一、勝地磯崎 遠くこれを望めば、奇巖渚を繞り、松林の蒼々たるを見る。岬端は、遙に渡り半島と相對し、爰に數里の長汀を現出し、宛ら新月の如し。植うるに青松を以てす。福浦間、津岬傳は、髣髴として、その間に隠見し、相島は、淡として前面に浮べり。而して斷崖絶壁、狂瀾岸を嘯むの邊、石祠を置くものは、これ即ち磯崎の古宮なり。龍宮石・夫婦石等の奇蹟は、悉く其近傍にあり。若夫れ春風徐に渡り、海面鏡の如き時、一朝清遊を試みんか、快言ふべからず。

二、箱瀬 浦の西岸、海中にあり、方一間餘にして、満潮の際には見えす。漁人之に觸るれば、漁なしとて近つかず。蓋し危険の故を以て、古人之を戒めたるなり。

三、龍宮石 磯崎古宮の傍にあり。毎年十月十五日、漁人神酒及び懸鯛を獻じ、漁業の幸を祈る。

四、港古址 今、湊と稱する地、昔は、船舶碇繋の良津たりしも、漸次に海淺くなりて、今日の如き形に變せるなり。今猶ほ地底を掘れば、蛤、牡蠣の殻多く出づと云ふ。地勢によりてこ

れを考ふるに、和自と三苦との間より、外海の方に、入海ありしものなるべし。和自村の陸地中に、南風湊・南風浦・桂崎等の古名、今に残れり。無題詩集に左の二首を載す。

乗船至新宮港

藤原周光

征途天曙不逃形。海渚風流展翠屏。漁戶傍河青柳暗。靈祠移岸古松青。傳聞、住吉靈社移此地一宮一新宮、故云。

暫妨解纜千翻浪。渺告歸程一點星。謂明路遠自今唯算日。浪卸宜問機師一聽上。

用前韻

釋蓮禪

渡口宿時望地形。幽奇旁似畫圖屏。沙塘岸遠漁村白。松樹山高鳥路青。歸路老年拋劇霧。行舟曉燭拌殘星。一留一去春天旅。霧色潮聲入視聽。

五、東漸寺址 湊に、日照山東漸寺と云ふ、古刹ありたり。今纔に觀音堂を存す。座像長さ二尺三寸の聖觀音を安置せり。傳教の作なりと云ひ傳ふ。國中靈場、第十五番の札所なり。

六、瑞光庵址 湊にあり、昔、新宮の民居、この所にありしとき、西念寺と云ひたりし、寺址なりと云ふ。今墓地となれり。

四、神社佛閣

一、磯崎神社社村 浦の東、海邊にあり、祭神は、大己貴神・少彦名神・素盞鳴神の三柱にして、祭日は六月十日、十月十五日の二回なり。この神社、元、浦の西二十町、磯崎に祀れる古祠なりしを、貞享二年、湊村より分村のとき、今の地に、移祀したるものなり。社前に石貳箇あり、長さ二尺、幅一尺七寸ありて、楕圓形なり、忌垣を結び廻らし、子持石と稱す。社記一卷を藏せり。享保二十一年、稻宮希賢の撰、

攝社一、南風湊住吉神社、末社五、磯崎神社古宮、蛭子神社、菅原神社、宇賀神社、綿積神社。

二、蛭子神社 裏町にあり。

三、西念寺 字、新宮にあり、稱名山攝取院と號し、淨土宗西山派、中本山、福岡淨念寺末なり。開基を日空大鐵と云ふひ、慶長三年戊戌、湊村に創立し、同二十年乙卯、こゝに遷したり。本尊阿彌陀佛は長六尺、古佛なり。昔、夜須郡阿彌陀峯より、掘出せし像にして、その後、志摩郡櫻井村の伽藍にありしが、櫻井は、唯一神道となりしにより、當寺に移したるものなり。脇立は、觀音・勢至各五尺、なり。また寺地に、觀音堂及び鐘樓あり。

五、人物

一、慈善家金内吉左衛門 三百年來の舊家にして、氏の代に迫んで、家聲最も揚る。世々酒造業、并に質屋業を營み、富豪の名、遠近に聞えたり。大保庄に任せられ、治民經世の策に通じ、慈善の心厚く、敬神の念深く、大に浦人の敬愛する所となれり。新宮現在のたなか縦長井の字町割は、實に氏の創意する所、これと同時に、自費を以て、町の北濱に、高さ一丈、長さ三百間の石垣を築きたり。利澤世に洽く、萬人勳を仰ぐ。功業真に偉なりと謂ふべし。また今の湊橋舊名念、佛橋、の如きは、氏の慈善心より、當時、飢饉に瀕せる土民を、救濟せんが爲に使役して、その勞銀を獲しめたるものなりと云ふ。且つ西念寺は、氏の一建立に係り、その他神社、寺院等に對する寄附甚だ多し。寶曆五年八月十二日歿す。

二、矢山彌右衛門 新宮浦の人にて、生得貞實なるものなれば、行狀有司に聞え、あまた度賞與を蒙り、扶持をも賜はりける。その後、愈々志を勵まし、貧民を救ひ、或は水夫の出錢を、多く取りかへて補助せり。且つ上の府村抱へ、しほいり、下の府村抱へ、番尺といへる兩所の土橋を、石橋に架け換へ、永年の修理をも、己れにてせまほしき由を申し出で、また累年

取換置き、米銀を捨切にし、彼是志を立て、奇特なる趣むき公聽に達し、従來の扶持の上に、また彌右衛門一代、一人扶持を加へ給ひ、大庄屋格になし給ふ。こは天保六年未六月のことなりき。

三、義僕落石茂六 糟屋郡新宮村の人なり。その父家貧しかりしを以て、彼が十二歳の頃、或る農家に遣はしたり。彼は、夙に起きて、牛馬を飼ひ、夜は繩を縛ひ、草履を造り、ひたすら謹直に働くを以て、主人より、屢々物品を賞與せられたり。彼が十七歳のとき、同郡箱崎町酒造家、中村九三郎に事へ、杜氏を勤めたり。間もなく九三郎病死し、その子久次相續して、家業を營むと雖も、若年にして、且つ年來家産も、衰微しつゝあるを以て、彼は主家の存亡を一身に荷ひ、水火を厭はず、働きたり。是に於て、中村の一族相議し、彼をして、久次に代り、家業を經理せしむるに至る。彼は益々勵みて、酒造は勿論、家内の取締に至るまで、懇ろに監督し、自ら働き、自ら節したるを以て、遂には、一家その風に化し、部下も其義に感じ、家事大切に働くに至る。これに於てか、一旦傾かんとせし家産も、忽ち挽回し、久次も成長して、家は次第に榮えたり。彼が行爲の奇特なること、早くも時の國守に聞え、郡奉行より、鳥目壹貫五百文の賞與を受けたりと云ふ。彼は、中村家に事ふること二十年にして、故郷新宮村

に歸り、同村の酒造家、堺萬七に事ふること、また四十年に及びたり。斯く長き年月を、一日の如く、謹直に勤めたるは、世に稀なるものなり。主人萬七も、彼が謹直なることを知り、酒造と家事の取締とを任せり。彼が徳性の本分として、自ら働き自ら節して、常に模範を示し、部下に接するに、懇切にして規律あり、また沽客に對しても、丁寧にして正直なり。店の帳簿は、毎日の收支を明白に記し、厘毛の差違あることなし、その他賄方より、諸費の支出等に至るまで、經濟家として、驚くばかりに整理せり。これを以て世間の信用を得、商業次第に繁盛して、主家の富有、舊に倍するに迫り。これ全く彼が力に因るなり。彼は、節儉正直を守るのみならず、またなき養生家なりき、過度に飲食せずして、規律あるを以て、四十年間を通じて、病床に上りしこと、僅かに二日に過ぎず。主人萬七、其行爲の奇特なるを感じ、碑を村内の一小庵に建て、金子百圓、その他田畑等を與へて、老後の彼を慰めたり。明治三十二年七月十日死す。(糟屋郡教育支會調査)

六、口 碑 傳 説

一、子持石 世の中に、子を持たぬもの程、頼りなすきはなかるべし。萬の倉より、子は寶なりと言へるも、げに理なり。茲に磯崎の社内に、子持石とて、昔より傳はりけるが、忌垣結

びて、いとたごそかに、鎮め祀りぬ、子縁の薄き婦人、この子持石に、腰をおろし、神に祈れば、子を授からぬものなしと云ひ習はしける。その故にや、遠き道をも厭はで、若き女たちの詣で来るもの、少なからぬとぞ。かゝる由緒ある新た神の、かゝる片浦里にましますこと、いと口惜き極みなり。

第六項 新宮村相の島浦

一、概説

相の島は書紀に載せられ、万葉集に詠せられ、古より其名大に顯はる。況んやまた避難港として、重要な位置を占むるおや。この地、新宮浦の西北、海上三里にありて、周回一里十一町、地勢平坦にして險阻ならず。遠くこれを望めば、穩容殊に愛すべし。而してその北端は、東に屈折して、はなづらの半島となる。この半島、西南、燈籠臺と相對し、その間、海水深く灣入して、天然の良港をなせり。是れ船舶の安碇に便なる所以なり。而してこの港、唯東南の風を除けば、他は極めて安全なり。



一 其景全浦島ノ相



二 其景全浦島ノ相

由來この浦や、玄界洋に於ける上下航路の、要衝に當るを以て、大小船舶の、避難寄港するもの、晝夜絶ゆるときなし、蓋し東、關門海峡より、西、唐津灣に至るの間、幾多繫船の津港なきに非ざるも、その便、本浦の右に出づるもの、なきに因ればなり。されば、往古 神功皇后の征韓、豊公の外征、何れもこの天與の良港を利用して、繫船の便に充て玉ふと言へるも、決して虚妄の事に非るべし。

有名なる洞島の奇洞は、島の東面にありて、遙に玄界の柱島と相對し、遠く之を望めば、一大石門を、海中に立てたるが如く、近づきてこれを視れば、悉く是れ玄武岩にして、幾千万の方柱を束ねたるが如く、その狀、略ぼ芥屋の大門に似たり。八窪はちくぼの奇窟、巖窟いはやの靈蹟と共に、眞に騷人の一遊に値するものあり。若しまた、丘上に登りて、東南の空を眺めんか、肥筑の峯巒は、蒼々として天を擁し、晶々たる海面の對岸には、一條の沙洲、弦月の狀をなして數里に連り、烟靄の間、遙に福岡市を望む。一條の沙洲は、即ち海の中道なり。首を廻せば西北は、これ玄界洋にして、壯觀比ひなく、水天髣髴の際、漠々として、雲かと疑はるゝものは、これを沖の島となす。彼は明媚、是は壯大、二者互に、各々勝る所ありて、感興更に深し。古より、農三漁七の部落にして、近時大に進歩の機運に向へり。組合員百八名を有し、縣下

重要漁村の一たり。網は、本浦主要の漁具にして、近年鯷の漁業甚だ盛なり。一箇年の漁獲総高、五萬圓以上に及ぶ。この島や、有名なる漁村なると共に、風致の愛すべき、洞窟の奇なる、他浦に稀なる所なり。加ふるに、また、龍宮城に關して、最も有力なる口碑を存せり。蓋しこの地が早く世に知られて、古人の歌詠に入りしもの、故ある哉。

二、沿革

概要 相嶋の名、遠くより世に著るしく、日本書紀神功紀に、吾瓮海人云々と載せたり。されば本島の古名は、吾瓮島なりしこと、更に疑なし。然るを無題詩集に、阿惠島とし、海東諸國記に、相以島、同圖に藍島に作り、今はまた相島と書くは、皆後世の誤なり。万葉集に阿閉嶋に作る。吾瓮は阿閉と同音なれば、之を正とすべし。

この島、西北の風を防ぎて、繫船の便甚だ良なり。故に豊公、名護屋出陣のとき、往返の諸將、常に此に碇泊せしと云ふ。また舊藩中、韓使往來のときは、必ずこの港に船を泊するを常とし、國守より客館を設けて、これが接待をなせり。従つて制札所、遠見番所の設けありたり。併てこの島、居民の始は、天曆年間凡九百六十年、新宮村下府方面より、移住せしものなりと

云ふ。その後漸次増殖して、明治維新の頃には、戸數已に八十餘に及びしが、今は約百六十餘戸の多きに至れり。

一、漁業 本浦の漁業は、吾瓮の海人に基き、近時に至り、著しき發達をなせり。鯛地漕網及び鯷地曳網は、最も古くより行はれ來りしが、鯷地曳網は、明治三十年の頃より廢絶し、これに代りて、鯷揚繰網大に勃興し、當初、同網二張を製せしが、今は四張の多きに及びり。延繩は、舊藩時代より、盛に行はれたりしが、明治三十六年の難船以來、俄に一頓挫を來し、今は殆ど廢絶の姿となれり。玉筋魚網は、古へ一時、その漁獲多かりしが、明治三十六年頃より不漁となり、今は甚だ振はざるに至れり。

二、波止 内波止は、島の南邊、人家の前にあり、長さ三十間、幅二間半。外波止は、人家の南、郷の崎にあり、長さ三十五間、幅三間、何れも舊藩時代の築造にして、構造最も堅固なり。

三、火災 明治三年、陰曆一月二十五日、大火災あり、幸にして神社と寺院とは、その厄を免れしも、本島の過半を焼失したり。殊に前年飢饉の後なりしを以て、其慘狀言はん方なし、藩主より拜借金を得て、僅かに、一時の難を遁れたりといふ。爾來家屋は、必ず瓦葺と爲すべ

き談合をなし、以て今日に至れり。

四、家族制度の奇習 一家に三夫婦、または四夫婦のもの、今に珍らしからず。是れ畢竟、細民部落にして、分家をなす能はざるに、基因すと雖ども、一家和合の慣習、大に喜ぶべきなり。近年この舊習を脱して、分家するもの、漸く多きを加ふるに至る。

五、遭難船 明治三十六年二月十日、本浦の漁船二十九艘、延縄のため、沖の島の附近に出漁せしが、俄の暴風雨にて、漁船四艘、顛覆の椿事を惹き起し、死者十五名を出せり、是れより沖合漁業に、一大頓挫を來すに至りたり。

因に記す、島の西北、四里許の海中に、栗の上瀬あり。「みかみ・燈臺・栗の上」云ふ語ありて、舟人の甚だ畏るゝ所なり。

六、魚付林 島内各所に、松樹を植ゑ、蔚然たる暗影の下、自ら魚群の誘致に適せり。

三、名所舊蹟

一、阿閉島 この島勝地として、世に知られたること久し、詩歌あり左にこれを載す。

讀人不知

玉勝間あへ島山の夕露に

たひねはえすや長き此夜を

萬葉集又風雅

山邊 赤人

阿部の島鶴の住む石による波の

まなく此頃やまとし思ほゆ

全上

爲 家

あへしまの山の岩かね片しきて

さぬる今宵の月のさやけさ

續古今、旅

大納言 道具

都思ふ袖もかた／＼ほしあへす

阿への島山露ふかくして

新古今、旅

小 侍 従

香椎瀉夕きりかくれ漕きくれは

あへの島わに千鳥數鳴く

夫木集

糟屋郡

著 阿 惠 島 一 述

藤 原 周 光

蘆々簑笠泛然去。旅泊何方不識淵。遙指汀松潮落夕。漸占浦樹日斜時。卸船風急超波速。孤島雲幽著岸遲。欲記勝形詩思拙。但慙花月少餘資。

釋 蓮 禪

問 泊昨來阿惠島 泊名也、蒼々遠岸絕無淵、卸船未出風東曉、厨餚始羞日午時 念誦之間朝食、及日午故云、

經 雨抑塘花落早、待 秋麥壠子生遲 此島民不耕田畝、多麥壠、其子然以仲夏爲秋、故云、貧而赴洛勿相咲、春色自

爲 三行路資、

二、洞 島 花栗瀬 村の東十三町、海上十間ばかりの所に屹立せり。周回一町餘、大なる洞ありて、東西に通ず。俗に「はなぐりせ」といふ。全島悉く玄武岩にして、石々刪るが如く、その數幾千萬なるを知らず、狀宛ら玄界の柱嶋に似たり。海面を抜くこと十間餘、扁舟を棹して、洞裡を通ふべし。仰ぎ觀れば、巖巖突兀、稜威人に迫り、肅然として、襟を正さしむ。窟中、美はしき小石を敷き、歩行に堪ふ、その奥に猶ほ小穴あり。この邊の海中、往々古瓦の網にかかるものあり。形、都府樓の古瓦に似、紫黑色を帯びて甚だ堅牢なり。里民云ふ是れ昔異國より、陶器類を積み來りし舟、この所にて沈みしものなりと。

三、百合越 村の東十二町、はなづら山にあり。山丹草を生ず。また栗石とてあり、色黒く、形圓にして堅し。庭砌に敷きて美觀なり。

四、海岸寺 島の北海岸、巖窟觀音の奇蹟に、近き丘陵の上、字、日の丸と云ふ所にあり。今に湖井石とて、堆く小山をなせるものあり。是れ昔、豊太閤征韓の際、諸國の軍船この島に泊し、巖窟の觀音に、利運を祈るとて、參詣する毎に、一回一石、その度數を計りし址なりと云ふ。

五、遠見番所 此の嶋の山頂にあり。

六、燈籠臺 字、郷の岬にあり。

七、制札所 字、南方にあり。

四、神社佛閣

一、若宮神社 社村 村の南、字、田代にあり、祭神は、豊玉姫神・彦火々出見神・鵜草葺不合尊の三柱にして、祭日は陰曆九月十九日なり。社後に、由都嘉津良とて神木あり。その葉を孕婦の守とす。また傍らに井ありて、その水清冽なり。

- 二、高妻神社 村の北方、小丘上にあり。祭神は、彦火々出見命にして、祭日を陰曆五月十六日とす。
- 三、金毘羅社 金比羅山にあり。祭日は陰曆八月十日なり。
- 四、恵比須神社 海岸にあり、祭日は陰曆一月三日、十一月三日の二度なり。
- 五、八大龍王 浦の西南、海岸に遙拜所を設く。例祭は、陰曆十月十五日にして、創立年月は詳ならず。祭禮のとき、當番のもの、座につき、古よりの謹嚴なる慣例を行ふ。
- 六、神宮寺 海寶山、護念院と號す。淨土宗鎮西派・中本山・那珂郡住吉村妙圓寺末なり。創立は永祿年間にして、中興開山は、一蓮社法譽上人・祖傳とす。元和元年乙卯十二月六日寂す。本尊佛は、都市の佛師定朝の作と云ひ傳ふ。寺寶として左の數點を秘藏す。
涅槃像一、、岩屋觀音の緣起一、、豊公の遺品大銚子一、
- 七、觀音堂 觀音山舟原、にありて、八臂觀音の立像四尺、を祀れり。伽羅香木の佛体にして、四方より參詣の人頗る多し。
- 八、小堂 地藏堂・大日堂・藥師堂、何れも神宮寺内にあり。

五、口碑傳説

一、神木湯津香木の由來龍宮城の傳説 浦島子が、龜背に乗せられて、龍宮に至り、乙姫に睦みて、仙郷の快樂に耽りしも、いつしか望郷の念、抑へ難く、飯りて見れば、玉手箱、明けて悔しき物語りこそ、誰知らぬものこそなかりけれ。この奇譚、一たび世に傳はりしより、誰いふもなく、青海原の海底には、人間の得知らぬ、宮居てふものありて、金殿玉樓建て列び、住めるものは、皆錦衣玉食に飽き、唯樂あるを知りて、苦あるを知らざる、うまし國のあることを、想はしむるに至れるが、尙ほこれよりも、遠き昔、天津日高日子穗々手見尊又の名火、其の兄、遠理の命、火照命と、互に佐知を易へて用ひ玉ひしに、火遠理の命、海佐知を以て釣をなすに、一魚だも、得玉はざるのみか、その釣さへ、海中に失ひ玉ひければ、兄の命に責められ、海汀に徘徊ひ玉ひける折柄、塩土の神の情にて、無間勝間の小船に乗せられ、魚鱗の如く造れる宮室、綿積神の宮に至り玉ひ、御門の傍なる井の上の、湯津香木に、登りて居ましき。茲に海神の女、豊玉姫の命、婢の告言により、奇しと思して出で見玉ひ、その父に、吾が門に麗はしき人、いますと告げ玉ひぬ。頓て海神、自ら出で見玉ひ、この人は、天津日高之御子、虚空津日高にま

せりと云ひて、遂にその女、豊玉姫を婚はせ玉ひし事、これ古事記に見えたり。抑もこの龍の都とは、何處をか指すなる。或は今の朝鮮と云ひ、或は筑紫の志賀の島と云ひ、一定の説なきも、この相島に、若宮神社とてあり、豊玉姫命・天津日高彦穗々出見命・鶺草葺不合命の三柱の神を齋き祀り、この御社の後なる湯津香木は、玉垣めぐらし、神木として保護し、またその木の葉は、安産の守として驗ありとて、四方の人々に持囃され、傍には、清き泉の湧き出づるさへありて、浦島子の遊びし、瓊たまの都ならねど、彼の古事記に記せる物語りと、宛ら符節を合すが如し。龍の都の由來や如何に。

二、巖窟いは觀音 伽羅香木千手觀音の尊像は、往昔、阿閉の島、岸打つ波の涯なる、巖窟内に安置し奉りしとなん。或とき、高僧來りて、大士の相格を拜し、稀有の靈佛なりと嘆稱せしに、伽羅香木の尊像は、千年餘を経、その後何時の頃にや、海潮俄に起り、一旦尊像は、肥前國、五島、過せじものならん、と傳へ云ふ。玉の浦に漂流し玉ひしとかや。やがて尊像は、本所へ歸還せられ玉ひしも、年と共に朽ち玉ひて、哀れ佛体の尊威を失ひ玉ひしかば、茲に新に佛像を造り、古佛像を、みくらの裡に納め奉りける。時に人皇百十四代、中御門天皇の御宇、享保乙巳十年菊月百九十三年前、にして、現今拜し祀る、山の觀音堂の本尊是れなり。

その後、伽羅香木尊像の、靈場たる古窟は、いつしか埋れはて、唯巖窟の名のみ残り、哀れ古を思はしむる、よすがごのみなりたり。寶曆十庚辰年七月十六日浦人不思議の靈夢を觀じければ、巖窟の中を浚へける。その時黄金の古佛一体、寸餘なるを掘出し、翌十七日また同じき古佛一体一寸、を得たり。乃ち前後二躰とならせ玉ふ。この尊像は、その後御輿内に奉安し、神宮寺の本堂なる、内陣の右側に安置し、平素は鎖錠閉扉せり。一方靈跡の根元地たる巖窟にも、舊蹟を訪はんとて、詣で來る人、常に絶ふることなし。斯くてこの島には、三箇所に、觀音の尊像まします、靈地とはなれり。今筑前國中、第十五番の札所に計へらる。

第八章 福岡市

總說

今の福岡市は、古の那珂郡の地にして、上古僊あがたねしの縣主根據の地たり。また神代に於ても、夙むかしに海神族居住の靈域なり。而して袖の湊・福岡城等の由來は、福岡浦の部に譲り、茲には主に上代の事蹟のみを叙述すべし。

抑、郡珂那は、古の僊の縣の、中央地域にして、類聚國史に、「天長三年慶雲見筑前國那珂郡上」とあるに據れば、郡名の由來、また甚だ遠しと謂ふべし。而して海神族は、神代のみ、筑紫の海洋を領し玉ひ、日向の天孫族に對抗して、一方の覇者たりしや疑なし。古事記に、「伊邪那岐大神、爲御守之禊而、到座筑紫日向之橘小戸之阿波岐原而禊也」とあり。この時の禊祓によりて、所成神は神直日大神・簡之男神・及び海神三柱にてましく、その後、海神の裔孫この僊國に、住止し玉ひしものなり。因りて又海神國の稱あり。當時、國力強盛にして、海外に交通し、奴國の名は、韓魂の古書に屢々見ゆる所たり。奴國は僊の國を云ふ。

橘小戸の靈蹟に就き、釋日本紀に、「住吉神在筑前小戸、即神功皇后初遷居於攝津墨江耳」と記せり。また吉田東伍氏の地名辭書、「神功紀に、「日向國橘小門」と録したるより、後人この日向の國とあるにより、筑前の住吉神を以て、神代卷の誤所と、相關する所なしと論ずるものあるは、大に誤れり。神功皇后紀の辭は、神代卷を承けたるものなれば、日向云々に拘はりて、他を顧みざるは非なり。日向國云々は略言なり、末辭なり、日向の上に、筑紫とあるべきを、省略したるのみ、且つ日向にあるは、鶴戸にて小戸にあらず。また、久米邦武氏、其著大日本時代史に於て、神代卷一書を引用所説して曰く。

海神所乘駿馬、八尋鰐魚也、是豎其鱗脊、而在橘之小戸、吾當與彼者共策上とて、尊を無目籠に入れて忍びて船に乗り笠峽崎を出で、彼國へ潜行したり。

次に翁將天孫、共往而見之、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後、方致天孫於海宮、惟我王駿馬一尋鰐魚、是當一日之内而奉致焉とあり、是は筑紫僊縣の橘小戸に於ての事にて八尋鰐魚は軍艦に喩へたること文面に明白なり、娜津に居る海神乘艦の船長なり、一尋鰐魚は海神宮の汀に繋げる小形の乘艦なり云々。

と、これ大に吾人の意を得たるものなり。

住吉神社は住吉にあり、古よりの大社にして、筒之男三神を祀り、大正五年官幣小社に列せられ、警固神社は、神直日神を祀りて、小島馬場にあり、これ亦夙に縣社に列せり。志賀海神に至りては、その名世に高く、俗にこれを明神と尊崇し、古來志賀島の鎮座たり。想ふに、この三所の大神は、伊邪那岐命の禊祓によりて、成れるものなり。而して概ねその所在地の、難の國即ち、那珂郡にあるよりみるも、橘^{△△}小^{△△}戸^{△△}の筑前にある一證ならずとせんや。然らばすなはち、舊那珂郡の地は、神代よりの靈域にして、我國最古の歴史を有する所なることを、知らざるべからず。

第一項 福岡市福岡

一、概 説

福岡市は、福岡縣治の出づる所にして、九州の要樞を占め、朝鮮支那と呼應し、陸に九州鐵道を通じ、海に博多港灣を控へて、交通運輸、最も便なる全帝國有數の大郡にして、人口十萬餘あり。

福岡縣廳は、大正四年二月の建築にして、堅牢宏壯、關西稀に見るの官署なり。爾來これを中心として、幾多の官衙、公私の大建築、續々現出し、面目を一新せり、左方那珂川の清流には、架するに天神・西中島の二橋を以てし、往來最も繁く、福岡日日新聞社、福岡郵便局、日本生命保險會社、物産陳列場、福岡市役所等、みな堂々として河畔に相連る所、河水直に博多灣に注いで、海の中道呼べば即ち應へんとし、風光大に佳なり。更に福岡城址は、黒田侯別邸と共に、市の一異彩たり。西公園は、近時地域の擴張と共に、佳景愈々加はれり。

博多は、古の所謂、袖の湊の所在地にして、豊太閤の時、太宰府を起点として、市街を再興せるもの、中島町・掛筋最も繁華にして、百寶薨を列べ行人肩摩轂擊の狀あり、福岡は言ふまでもなく、舊藩主黒田侯五十二万石の城下にして、城濠今猶ほ存し、六町筋・橋口町を殷盛の市街とす。顧れば博多は、千七百年來の名邑にして、神功皇后の征韓に、元軍の撃退に、將た豊公の征韓に、幾多著名の歴史を存し、日本の發展と大關係あり、従つて古社名刹もまた尠からず。福岡は創始以降三百年に過ぎざるも、藩祖以來の美風良俗を保ち、殊に維新の際、多數勤王の士を輩出したるは、地方人の最も誇りとする所なり。

浦は福岡灣に寢み、風光の美、言ふを待たず。漁業は、藩政の際に於ける、所謂舟手なるも

のに濫觴し、目下組合員百十一名を有せるも、遊漁者その過半を占め、現業者は僅に三四十名にして、言ふに足らず。而かも魚市場の取引に至つては、管に、縣下に第一位を占むるのみならず、寔に九州に冠たり。而して市場は凡て博多にあり、株式會社博多魚市場并に博多魚市株式會社入港一切の魚類は、悉くこの市場を経由して、四方に販賣せられ、一箇年賣捌高、兩市場を通じて、約貳百萬圓内外に達せり。

港灣は、福博各一ヶ所あり、而も最近進歩せる福岡の實狀に副はざるより、資本金參百萬圓の博多築港、計畫新に成り、已に起工式を擧げたるは、世人の周知せる所にして、將來この計劃完成の曉には、東洋第一の良港たるべきの豫想、蓋し違はざるに庶幾からんか。

二、沿革

概要 福岡の沿革は、下條に譲り福岡城、博多に就て研究するに、名稱種々あり、先づ石城

と云へるは、僧萬里が梅庵集に、「超公然叟石城人」なりと記し、註に石城はすなはち筑前博多なりと、あるより出でたるものなり三野城。支那の書には、花旭塔圖書編、八角島同上、法哈達同、哥家臺同など書けり。同海東記にも、博多或は冷泉津武備志と稱し、また石城府とも云ふ由記せ

り。博多の名義は詳ならず。意ならんとも云ふ而して博多の地が、國史に見えたるは、實に 淳仁天皇の、天平寶字三年なり。古跡参照 想ふに、博多は古の櫛縣なわがたの域内なり。 神功皇后征韓のとき、櫛河と櫛日浦との間に、海路

を取り給ひしこと、日本書紀に見えれば、當時已に、津港の開けたりしならん。すなはち日本書紀神功皇后紀の條に、「爰定神田而佃之、時引櫛河水、欲潤神田云云、皇后還詣櫛日浦」とある是れなり。 應神の朝、此地に宮家を置き、宣化の朝、これを擴張し給ひしが、當時那の浦と稱へ、後、櫛津、または筑紫の天津など呼ぶに至れり。平安朝に入り、唐との交通盛にして、彼我、國使等の往來するもの多く、鴻臚館の北館を、この地に置きて、その接待應酬に備へ、防人を置きて、邊海の防備に充つ。爾來數百年、北條氏亡び、足利氏興りて、探題を再興せし頃までは、津名隆々として、繁榮日に加はり、海東諸國記に、博多居民萬餘戸足利幕府の中葉と記せるも、過言にあらざるべし。物換り星移ると共に、袖の港は漸次泥土に埋没し、大船多く沖に繋り、奈良天皇の天文二十一年以後、また外船來らず、我博多港は漸く衰微に赴きたり。殊に應仁以後、屢々兵燹に罹り、應神以來千七百年の名邑、將に禾黍漸々の境に化せんとせり。こゝに於てか、天正十五年六月三百三十一年前、秀吉これを再興し、數年を出

ですして、再び繁榮の名區となれり。

小早川秀秋、筑前に主たるとき、再興後の博多は公領なりしを以て、怡土郡半地を以てこれに代へ、黒田長政また先例に據り、博多を私領となす。以下更に細説せんに、

一、博多港 博多灣の一角にあり、我が國最古の貿易港にして、洲崎町港灣の石堤俗に商會と呼ぶは、寶曆十三年乙未百五十一年前に築造し、當時長さ六間許りありしが、その後増築して、長さ百餘間となれり。然るに、海港年々土砂に埋まりて、船舶の出入、漸く不便ならんとするより、明治三十一年、資本金貳拾五萬圓を以て、博多築港株式會社を起し、市の補助を得て、那珂河口より、石堂川口に至る、對馬小路・大濱町一帯の海岸、四万八千五百六十八坪を埋立て、築船場の面積、二万二千九百五十坪を存し、他は官有荷揚場、市街、その他道路敷地等に充て、明治四十一年、工事漸く落成し、総工費約五拾萬圓を要せり。これより八百噸以下の小汽船は、優に港内に碇繋し得るを以て、荷役の利便等、昔日に比して殆んど隔世の感あり。千年・幾代・石城の三町をこの埋築地に新設せり。

二、福岡港古は波奈と呼びたり 西港町の東北にあり、東西九十二間、南北百七十六間、舊藩主黒田光之のときに築きしものにして、荒津山の東麓海中に、大石の根盤を据ゑ、その上に石を多く築

き上げたり。この工事、萬治二年己亥二百五十年前に始まり、寛文三年辛丑二百五十年に竣る。實に藩政時代の土木と云ふべし。また波頭石堤の内にも、國主の大船を繋ぐべき港を掘れり。これまた元祿元年戊辰二月二百三十年前に始まり、同三年庚午十一月に成功したるものなり。明治三十三年、在來の港灣を基礎とし、資本金拾貳萬圓を以て、福岡築港株式會社を組織し、市の補助を得て、魚町海岸より、港町海岸に至る、築港埋築工事に着手せしも失敗に終り、巨萬の投資、水泡に歸せんとせしを、市に引受け、埋築區域を縮少し、殘工事を完成して、和船の碇泊に便ならしめたり。

三、漁業組合 浦の沿革を按ずるに、藩主長政入國のとき、荒戸・須崎福岡・倉木濱三ヶ所に舟子船手八百人を配置し、御用船を給し、交番にて長崎表に勤務せしめ、兼ねて近海警戒の任に當らしめたり。恰も今日の海軍の如き組織なり。而してこの舟子なるものには、筑前海何れの浦にても、釣漁業をなし得る特權を與へられしかば、長崎詰のときは固より、出漁に際し、各浦の間を巡るに、常に中白の旗を舷頭に押立て、堂々として、御用舟子の權威を振ひたり。これ本浦の成立、全く他浦と其の趣を異にする所以なり。これを以て漁業組合を組織し、一浦の權利を獲得するには、頗る困難の事情を湧出したり。幸に縣當局の調停と、左記一同の幹

旋、宜しきを得て、協議圓滿に進捗し、辛ふじて筑豊各浦の組合に、列することを得たり。

阿部庄八郎・吉本良吉・三原徳太郎・原田喜三、

而してまた、本浦の經濟に關しては、本組合當事者の經營、宜しきを得たりしが爲めに、基金の如きも、既に巨額に達し、諸般の費用を、組合員に賦課せずして、支辨し得るの途を開きたるは、組合員一同の幸福といふべし。

四、漁業 古より釣専門の所にして、遊漁者多く、專業者少し。然れども一箇年漁獲高、五千圓内外あり。黒鯛、鰻、鱸、鰯、鮪、石首魚等、その主なる漁獲物たり。

五、魚市場 博多魚市場は、その名世に高く、藩政時代より鯛町・古溪町の二ヶ所にこれを設置したり。明治二十五年九月、これを下對馬小路に移し、博多魚市株式會社を組織し、石蔵利助社長となり、資本金貳萬五千圓を以て、これを經營したりしが、目下拾五萬圓の資本金となれり。大正四年末調査に依れば、一年賣捌高、八拾八萬八千圓を計上せり。これを舊魚市場と稱す。

明治三十三年七月、岡茂平の發起にて、更に株式會社博多魚市場を設立し、最初七萬五千圓の資本金なりしを、その後拾五萬圓に増資せり。大正四年末調査一箇年賣捌高、九拾七萬四千四百拾

六圓に達し、これを新魚市場と稱せり。

この他に、冷蔵庫株式會社、附屬魚市場あり、本會社は、製氷及び鮮魚その他の冷蔵を目的とし、その附屬市場に於て、これを競賣すべき、最も理想的方法の下に經營されしが、成立後、幾許もなく、祝融の災に罹りその全部を焼失し、僅に附屬市場に於て、多少の魚類を取扱ふのみに止まれり。

東洋捕鯨株式會社博多出張所、及び遠洋漁業株式會社 歐洲戰亂に伴ひ、船價暴騰の結果、その所、何れも根據地を博多に有し、漁獲物は、みな兩市場を經由して、諸方に販賣せられたり。然るに、近時鯨肉販賣會社なるもの起り、舊時の匿名組合たる、鯨肉販賣組合の後を受け、捕鯨會社と特約して、新に鯨肉販賣を開始したる爲め、忽ち兩魚市場との間に軋轢を生じ、大阪博多の兩地を通じて、一大紛擾を惹起し鯨肉紛議問題として、一時世間を聳動したり、本縣水産試験場長樋口邦彦氏、大にこれを憂ひ、東奔西走、極力調停の勞を執り、數月に亘りて、漸く解決を告げ、三者同一の權利を以て、競争入札により、購入することとなり、初めて愁眉を開くを得たり。

三、名所舊蹟

一、博多の津 古へ、唐船の來り集ひし津なる故、代々の記録にも、多く見えたり。

つくしより上らんとて、はかたにまかりけるに、

館の菊のおもしろく侍りけるを見て

大 貳 高 遠

とりわきて我身に露や置きつらん

後拾遺

花よりさきに先そうつらう

兼 昌

うなはらや博多の澳にかゝりたる

堀川院後百首

もろこし舟にときつくるなり

國 基

舟出せし博多はいつこつしまには

夫 木

しらの新羅の山を見えける

俊 頼

から人の志賀の小嶋に舟出して

博多の澳にときつくるなり

堀川院後百首

隆 源

我戀は博多をいつる唐舟の

ゆたのたゆたひ追風をまつ

夫 木

慈 鎮

めつらしや是や博多の唐の人

名にもことはもあらぬ事かな

拾 玉

二、袖 湊 古昔、博多のあたり、大港ありて、袖の湊といへり。續風土記に記する所をか、
げて、考古家の参考に資す。

いにしへ、博多にありし入海を袖湊といふ。唐船の入りし港なり。昔博多の東北に入海あり、西北より入て、東南にいたり、住吉のあたり、堅槽のあたりまでも、斥地なりしとかや。又博多の西南も、今のかたはら町、港橋の邊までは、皆西北の海に臨めり。海水此邊の少東南に止まり、猶ほ其東南は、斥地ながくつき、那珂川は、斥地の中を流れ、滯となりて海に入る。入海は、今の寺町の西北より、港橋あるあたりまで、博多の中間を打めぐり、東北

の入海と、西北の大海と相通す。これを中海といふて、唐船の入りし所なり。中ころ、おきのほま 奥濱といひし所は、入海の中にありし洲なり。中海、東北の方は廣く、西北の方はせばし。西北の方、今の港橋のある邊に、長き橋ありて、通路とせり。この入海、博多の中を打めぐりて、袖のかたちのごとくなりしかば、袖湊と名付しにや。今博多の入定寺と本岳寺の間より、港橋まで東西に溝通れり、これを大水道といふ。これ袖湊の残れるなり。唐土船の泊りし所なれば、さばかり大なる港なるべきに、古今の變替かくの如し。港橋といふも、袖湊の残れる溝にかけし故なり。今博多と松原との間に流る、比惠川今石堂川、むかしは、住吉と博多の間を流れて、瓦町の西のあたりにて、那珂川に入りぬ。博多の東北には、昔は川はなくて、袖湊の入海ありし也。

國 定

蘆間なき泪の袖の湊にも

さはるは人のよるへなりけり

有 新 十 家

まつら瀉袖の湊にこきよせん

唐土船のとまりもどめは

大 木

前大納言 爲 定

いかにせん唐土船のよる方も

しらぬにさわぐ袖のみなどを

新拾遺

後深草院少將 内侍

浪こゆる袖のみなどの浮枕

うきてそ獨りねはなかりける

新後撰

式子内親王

影なれてやとる月かな人しれす

夜な夜なさわく袖のみなどに

續後撰集

定 家

千鳥なく袖の港をとひこかし

もろこしふねのよるの寝さめに

續古今

前大納言 忠 良

戀わふる袖の港の波枕

いく夜うきねの數つもるらん

千五百番歌合

三、荒津の海 三代實録には、那珂郡荒津とありて、博多の邊をもいへる様に見えたり。また荒津の崎とも、歌によみたれば、博多の邊より荒津山の出崎まで、すべて荒津と云へるにや、「つ」と「と」は通音なれば、今は轉じて荒戸といふなるべし。

讀人知らず

荒津の海吾幣まつりいはひてん

はや歸りませ面かはりせて

萬葉十二

衣 笠

奥津風荒津の濱のなみまくら

ならばぬ物のねんかたもなし

夫木

無 名

あらつの海潮干潮みつときはあれど

いつれのときか我戀ひさらん

萬葉十七

草枕たひゆく君を荒津まで

おくりてくれとあきたらすこそ

同十二

白妙の袖のわかれをかたみして

あらつの濱に宿りするかも

同十三

四、蓑嶋 住吉の南、新柳町の對岸の名なり、古は、袖の港の入江より續きたる、海灣に包まれし一つの島なりしといふ。

檜 垣 姫

ふらはふれ御笠の山し近ければ

蓑島まではさして行てん

類聚

源 重 之

村雨にぬるゝ衣のあやなきに

なほ蓑島の名をやからまし

家集

五、草香江 八雲抄・藻蘆草に、筑前にありとす。今の太堀の邊より、鳥飼・田島あたりまでの間の入海をいひしなるべし。今に鰲石とて、草香江小學校の校内にあり。

福岡市

大伴卿旅人

草香江の入江にあさるあしたつの

あなたつたつし友なしにして

萬葉四

前右大臣 忠

草香江の入江に田鶴のたつきなく

ともなき音をやひとり鳴らん

續古十八

法皇御 製

草香江の入江のたつも諸聲に

千代に入千代と空に鳴くなり

後撰二〇

六、西公園 市の西端、荒津山にあり、明治十四年に開園したるものにして、年を追うてこれが擴張と改良とに腐心し、境内一塵を留めず、福岡市民が、慰安を需むる好個の樂園となれり。由來荒津の名は、博多より荒津山に至る、一帯の總稱なりしが、今はこの一角にその名を存す。

神さふる荒津の崎によする波

まなくや妹に戀ひ渡りなむ

萬葉集

福岡灣に臨み、土地高燥にして眺望絶佳なり。近くは、福岡全市・千代の松原を瞰下し、奈多濱・志賀島の風光、また一望裡にあり、玄海の怒濤と寶滿・天拜の山容と、眞にこれ千古の一名區たるに背かず。若しそれ花笑ふ陽春の時に至れば、幾百株の櫻花爛熳として、全山みな花ならざるはなく、滿地置酒絃歌の巷と變ず。山上に東宮御手植の松、征露紀念碑、光雲神社等あり、光雲神社は黒田家の始祖、如水・長政を祀る。初め小島馬場にありしを、明治四十二年、神殿を新營して、この地に移したるなり。また大正五年、新に山腹の地を相して、勤王の士、平野國臣の銅像を建てたり、英姿颯爽、人をして自ら襟を正さしむ。想ふに荒津公園と共に、その名千載に亘りて朽ちざるべし。

七、宗堪茶屋 天神町平岡別邸内にあり、元、神屋宗滿の建てし所たり。天正二十年豊太閤征韓の役、名護屋より歸陣の途次、この地に着するや、博多奈良屋町なる宗滿、主人となりて、太閤及び一行の諸將を饗し、正室の宴終るや、太閤は、織田有樂齋と共に、この茶屋に入り、宗滿手前にて茶を獻したり。實に三百年前の古材とて、その古雅なること、他に多く類を見ず。

八、貝原益軒墓 地行西町金龍寺にあり、一片の碑文は、その高弟竹田春庵の撰にして、松籟清爽の下、坐ろに翁の徳風を慕ひ、芳名を千秋に傳ふるに足る。

九、龜井南溟墓 地行西町にあり、筑前の碩儒としてその名高く、今に至る迄翁の學徳を慕ひ、參詣者常に絶えず。

十、三野城址 延喜式に、「美濃驛十五疋」とあり。蓋し海部郷吉住にして、大津博多と太宰府の往來、并に大津と京路の連絡に充てたるものなり。三野城はこゝに置かれ、直に海防の衝に當る。博多石城即ちこれなり。今其城趾を知らず。

太宰管内志に云、この三野城は、筑紫營・大津城ともある所にして、那珂郡博多石城の古名と聞えたり。天智天皇紀に、「九年正月築筑紫城」。續紀に、「天武天皇三年十二月甲申、令太宰府修三野、稻積二城」。また同紀に、「寶龜三年十一月、罷筑紫營大津城監」と見ゆ。或説にこの城址は舞鶴島にありと云ふ。本丸を中心とせる附近の地勢を相るに、風雲を俟てる仙禽が、九天に翔らんとするに似たり。舞鶴城の名の起る所以なり。

慶長五年、黒田長政、筑前國を領するや、初め名島城に入りしが、長將隆景の築きし所と

て、要害堅からざるに非ざれども、地一方に偏して、城下狹隘、守成に適せずとて、父如水と疑議して、遂にこの處に移されたるものなり。この地、東は那珂川を限りて外廓とし、川の中島に商家の坊を立て、廓の東南に長湊を掘る、これ所謂佐賀堀なり。南は赤阪山より本丸の地に、小山ありて、要害に悪かりしも、山を切り開きて平丘とし、その間に湊を穿ち、西は、早良川を以て外廓とす。その東に樋井川流れ、樋井川の東に、湊二區を掘りて内廓とす。この邊、昔は入海にて、渺々たる斥鹵の地なりしかば、これを埋めて平地とせんは、人力徒費なればとて、直にその地を用ゐて湊濠となしたり。南にある湊最も廣く、大堀と呼ぶ。西北方は入海にて、荒津山下は、大船をも、碇泊し得べき程の所なりしを、悉く埋めて平地となせり。北は海、南は山なれば、別に廓を構へず。

城内に本丸三千三百五十坪、及び外側四千三百三十八坪あり。赤坂、二丸東二丸三千四百二十坪、南二丸九千三百五十坪、三丸六萬四千四百、あり、廓内總坪八萬九千九百坪にして、櫓四十七箇所、門十箇所を有す。また全城周圍、千六百十四間半にして、惣堀周圍、二千六百二十二間に余れり。本丸に二箇所、二丸に五箇所、三丸には大手に二箇所あり、各堀に板橋を架す。上橋門、下橋門といふ。搦手に一箇所あり、また板橋を架す、追廻口門と云ふ。また外廓の門六

筒所あり。榊形口南北二筒所・春吉口・藥院口・唐人町口・赤坂口これなり。榊形・唐人町口に各板橋あり、その他國中六所に端城を築かる。すなはち上座郡左右良・小石原・嘉麻郡益富・鞍手郡高取・遠賀郡黒崎・若松これなり。

抑々本城の工事は、慶長六年辛丑に起り、同十二年丁未に至る、寔に七箇年の星霜を閲せり。顧ふにこの地、慶長六年より、明治四年に至る、黒田氏十二世、二百七十年間の居城にして、今、第三十五旅團司令部、及び第二十四聯隊の兵營となれるは、時勢の推移人力にあらず、古湮は白蓮の香りに空名を存すれども、花見・月見の両櫓には春秋の眺めなく、僅に本丸に昔の俤を存するのみ。

十二、警固所址 福岡城本丸の地なり、古、この邊を福崎といひ、博多津に異國船入り來るとき、防禦の爲めに、山上に警固所を置きたり。警固の地名もこれより起れり。續日本紀二十二に、「天平寶字三年太宰府言、府官所見、方有不安者四、據警固式、於博多之津及壹岐等要害之處、可置船一百隻以備不慮云々」と見ゆ。さればこの邊一帶は、博多大津の一部なり。後世、那珂以東の市巷のみを以て、博多となすは古に味しといふべし。

十三、東照宮址 荒津山の南腹にあり、黒田忠之の創建にして、宮司の坊・松源院・源光院

を置きてこれを掌らしめ、社領三百石を寄附せらる。慶安三年二百六十、より經營に着手し、三年を経て土木の功竣れり。明治元年戊辰に、この社を廢して警固神社に合祀したり。

十四、大雅山東海寺址 福岡觀音町にあり、觀音堂の側に石體地藏あり、「石造立如件永徳四年五月日」と刻めり五百三十、昔の東海寺の遺物なりといふ、今、景應院を其寺趾に建てたり。

十五、柳町 古來博多港が西海の要津にして、船舶の出入繁かりしより、遊女の制も早く設けられ、今の洲崎町の邊は、娼家軒を並べ、小女郎、名月等の名妓を出して、その名、海内に高かりしが、慶長年中凡三百、これを柳町の地に移し、明治二十四年、更に海濱を埋立て、區域を擴張して新築と稱し、「博多柳町柳はないが女郎の姿が柳腰」と世に謠はれ。再びその全盛を誇りたるも、九州帝國大學新設の爲め、移轉の必要ありて、明治四十二年六月市外住吉に移せり。

十六、博多石壘址 この衛戍は、三野城趾の下に見ゆるが如く、筑紫營・大津營と稱し、天智帝の經畧に創まりしなり。菅家はこれを石だたみと稱し、純友はこの壘を破りて、太宰府を犯す。文永・弘安の蒙古來寇に至り、石壘の名大に顯はる。博多を中心としたる石壘、長さ數里に亘りて、福岡灣の沿岸を縦へり。

落月逗滄波。宿霧懸畫棟。一聲柔櫓來。覺破千家夢。

十七、博多鴻臚館址 博多の津館、并に津厨のこと、古書に見ゆれど、後世聞えず、純友の亂のときに、災に遇ひしにや、詳ならず。國人松田氏云、「沖の濱・妙樂寺趾の東に、大内探題趾と傳ふる地あり、鴻臚館の遺蹟なり。具原氏の館内町といへる即ちこれなり」と。筑紫の鴻臚館を、後拾遺集下に博多館とあり。名所博多の津参照

沖の濱は息の濱と書き、昔、袖の港のありしとき、入海の北方の名稱なり。上同

十八、博多探題館址 櫛田社の東南に大友館址と云ふ所あり、これは元、鎌倉探題の邸なりしを、足利幕府の世に、大友の居邸にも襲用せられしが、鎌倉のときは、北條氏の一族、時定・兼時・定宗・實政上総阿曾遠江守、英時赤橋修理亮、等、これに任せらる。

博多探題は、太平記に、「永仁元年正應六年、より、鎮西に一人の探題を下され、九州の成敗を司ごらしめ、異賊襲來の守を固くす」、とあるものこれなり。

四、神社 佛閣

一、縣社櫛田神社 社家町にあり、博多士民の總社なり。本版に櫛田大明神を祀り、相殿に天照大神・素盞男命を祀れり。櫛田社は、孝謙天皇の御宇、天平寶字元年に、河内國の櫛田社を勧請せしものにして、この櫛田明神と云へるは、天御中主尊十八世の孫、彦久良伊命の御子・大若子命なり。元弘三年、勤王の將菊地武時、探題北條英時を討たんとて、馳せて早良郡姪濱に向ひ、社前を過ぐるるとき、武時の馬、一步も進まざりければ、
武士の上矢の鏑ひとすちに

思ふ心は神を知るらん

といふ一首の和歌を、鏑矢に添へて、廟前に奉りたるに、馬漸く進みたりと。社前に船繫石あり、古昔、唐船の博多に來りし時、纜を繋ぎし石柱なりと言ひ傳ふ。陰曆六月十五日の祇園祭には、六本の山笠を造り、市街を昇き廻り、頗る繁華雜沓を極め、地方に稀なる賑ひなり。

二、水鏡天滿宮 一名姿見天神 天神町にあり、菅公御左遷のとき、袖の港に着き玉ひ、四十川庄村東にあつて水を鏡とし姿を見玉ひしに、罪なくして咎を蒙れる胸裡の煩悶に、容姿衰へたるを、歎せられしと云ひ傳ふ。此地に社を建て、水鏡天滿宮と稱せしを、その後慶長七年壬子

三、縣社警固神社 小島馬場にあり、神直日神・大直日神・八十柱津日神を祀る。初め福崎

にありしも、福岡城築城の際、今の所に遷せしものなり。神功皇后、征韓のとき、軍衆を警

固し、勝利を祈り玉ひしより、警固神社と稱すと云ひ、或は古來警固所のありし地に、祀りしを以て、この名ありと云ふ。福岡中央部の産土神にして、二十五年毎に遷宮を行ひ、今の神殿は、明治四十二年九月、改築したるものなり。

四、光雲神社 西公園内にあり、舊藩祖孝高・長政を祀れり。その法諡龍光院・興雲院の各一字を探り、光雲神社と稱せしものにして、通俗御兩公様と稱ふ、元、福岡城本丸内に、奉祀し奉れるを、明治四年鐵砲町に遷し、同四十二年四月、荒津山上の新殿に遷せり。結構壯麗にして、寶物には、朝鮮征伐の際、長政の用ゐし水牛の兜、その他兩公以下歴代國主の武具を藏せり。

五、網敷神社 網場町にあり、菅公筑紫に御左遷のとき、袖の港に着せられしも、海邊の事とて、座し玉ふべき所なきより、海人、船綱を輪の如く束ねて敷き、公暫くその上に休息せられければ、後ちその地に社祠を建立し、網敷神社、または綱輪天神と崇め祀るに至れり。

六、夷社 博多の北の海邊、濱口にあり、澳濱の夷社これなり。昔はこの社、今の社の東南の方にありしならん。今は海邊も、遙に海中に築出したれば、今の社のある所は、昔の海中なるべし。古は、箱崎八幡宮の御旅所にして、毎年陰曆八月十四日、神輿此處まで渡御ありしと云ふ。櫛田祇園の神輿も、同六月七日、この處に渡り玉ひて、十三日本社に還御ありたりしと云ふ。

七、豊國神社 博多奈良屋町にあり、豪商神屋宗湛、豊公の恩遇を蒙りたるより、公の薨後、密に祠を建て、祀りしものなり。寶物に、博多町割間杖あり、銘に、「時天正十五年丁亥、林鐘四月壬申除博多町割吉辰宗湛」と刻せり。

八、東長寺 上小山町にあり、南岳山實持院と稱す。弘法大師延暦二十三年一千百十、入唐、大同元年冬十月二十三日一千百十、二年、博多に歸着せられ、翌年四月下旬まで、この地に淹留して伽藍一區を建立し、密教東漸して、長く將來に傳へんことを欲して、東長寺と號せらる。この寺、始めは博多海濱にあり、その所を勤行の町と云ふ。今勤の字を畧し、その境内、今の吳服町の邊に及べり。子院も多くありしと云ふ。大師、自身の像を作り置けり。現今大師堂に安置する所の像これなり。多門・持國二天の像も、また自作なりとぞ。小劔一柄、大師隨身所

持の由緒あり、心經一卷大師自筆なり、千手觀音像一體、春日山翁作なり、元弘の頃兵火に罹りて寺院焼失し、佛像什物等を、志摩郡志登村に移す。三年を経て、再び爰に建立すといへども、始の半にも及ばず。近世破壊せしを、黒田忠之のとき、本堂、護摩堂、鐘樓、大日堂等を重建し、寺領二百石を寄附せらる。忠之、眞言宗に歸依し、これ等の大檀越となりたる故なり。公の墳墓、寺内にあり、空海の眞筆、千字本一卷を藏す。國寶たり。これ博多の豪商、島井宗室、本能寺の變、信長の茗醴に侍りしに、兵火茶室に及びければ、床に懸けたりしものを持ち歸りたるものなりと云ふ。春秋の例祭には、露店軒を並べ參詣人甚だ多し。

九、聖福寺 御供所町にあり、安國山と號す。開山榮西は備中の人、明庵と號し、また千光と稱す。文治三年入宋し、建久二年に歸朝す。當時博多に、宋人の建立せし、百堂の舊跡あり、その處に寺を建てんことを企て、申狀を以て、大將軍源賴朝の嚴聽に達す。その申狀に曰、

榮西言上

博多百堂地、宋人令建立堂舍之舊跡也、而件精舍破壞之後、再不修營之間、偏爲空地、雖送星霜、既亦依爲佛地、人類不居住、依建立一伽藍、欲備大菩薩御法樂、

致本家御祈禱、並建立堂舍、安置六釋迦、彌勒、彌陀之三尊、鎮護國家、且爲除凶待之障礙、且爲備向後之證跡、殊被仰下可加守護之由者、佛法興隆之御願何事如之哉、希賜御下文、欲遂營造之功而已。

建久六年六月十日

榮西言上

この賴朝へ奉りし榮西自筆の本書、今尙ほ聖福寺に傳はれり。賴朝即ちこの地を榮西に賜ひ、これよりして、日本の禪法初めて興隆せり。畏くも 後鳥羽院より、扶桑最初禪窟の額、并に方丈二字の額として宸翰を賜ふ。その後博多、屢々兵燹にかゝり、みな焦土となりけるが、黒田長政入國の後、慶長六年三月二十日三百年前、先例に依りて、寺領二百石を寄附す。その後佛殿、三門、鐘樓、開山堂、經藏等の造立あり、古は子院三十八區ありしと、且つ十境を傳へり。大正五年九月古佛を發見す、六朝以前の名作なりといふ。

十、承天寺 辻堂町にあり、萬松山と號す。駿河の人辨圓聖一、國師、台教を學び、禪乘に入り、入宋七年、仁治二年歸朝して、崇福寺に入り、翌三年承天寺を建立す。その後辨圓京都に請せられ、後深草及び 龜山兩帝、菩薩戎を受けさせ給ふ。鎌倉の執權北條時頼、またこれに歸依

して、世の尊崇淺からず。當時、承天寺は、西海の巨刹として、山門の隆盛並びなかりしと云ふ。今、巨勢金岡、兆殿司、古法眼の佛畫、及び無準の達磨等を藏す。

十一、萬行寺 祇園町にあり、眞宗、西派、本願寺に屬す。山城宇治の人七里隼人、本願寺蓮如上人に歸依し、剃髮して、性空といふ。性空、天文十一年三百七十
七年前、普賢堂町に寺を開く。これを本寺の開山とす。二世理慶に至り、馬場新町に移り、寛文中、更に今の處に移りたるものなり。黒田氏入國のときより、領内一派の觸頭となる。近年七里恒順、德行超絶、中興の名僧と稱せらる。名妓名月の墓は、實にこの寺内に在り。また有名なる龍華孤兒院も同寺内に在り。

十二、長宮院 大名町横町にあり、眞言宗本山・西京仁和寺末なり。不動尊の木像あり、清賀上人の作にして、政府より國寶に指定せられたり。清賀上人、簀子石の邊にて、靜座し玉ひしと傳説せるが、黒田長政のとき、この地を本田某に與へられしに、怪異多くして亡びぬ。その跡を淺野某に與へられしが、また斷絶し、凶宅なりとて、人のこゝに居るものなかりしが、寛永中凡二百八
十餘年前、肥後國より、清式坊重算といふ僧來り、黒田忠之に請ふて、觀音堂を建て、庵を結びて住めり。今國中御札所、九番の巡拜所なり。

十三、龍宮寺 冷泉山と號し古刹なり。谷阿上人以降、淨土宗、鎮西派の道場となる。開基詳ならず。

續風土記に、谷阿上人、仁治二年に遷化すと云ふ。

相傳ふ。この寺始めは、浮御堂といひしが、その龍宮寺と改稱せしは、貞應元年六百九十
六年前四月、博多の海より、人魚を捕獲したるを以て、このよし、朝廷に奏聞しければ、勅使冷泉某卿下向して、人魚を寺中に埋めたるに起れり。かく寺号を改め名づけしは、人魚の龍宮より、來れるものといへる意なるべし。また冷泉山と號せしは、冷泉卿、この寺に逗留せられしによりてなり。境内に荒神堂あり、參詣人多し。

五、人物

黒田長政の筑前を領せしより、その藩下、多士濟々たり。就中、後藤基次・栗山大膳、馳名最も著る。商人には島井宗室・神屋宗湛を始とし、大賀宗伯・伊藤小左衛門の如きあり、學者には、宮崎安貞・貝原益軒・稻富又百・龜井南溟・青柳種信あり、これその最も名を成せるものなり。一たび維新の風雲に際會するや、勤王の志士雲の如く起り、月形深藏を始めとし、平

野次郎あり、中村圓太あり、加藤司書・建部武彦の如き、或は月形洗藏・野村望東等、何れも藩中錚々たるもの、その他閩里に知られたる、孝子節婦に至りては、一々屈指に違あらず。今福、博兩區より、各一名を撰出して、その梗概を叙す。

一、神屋宗堪 置安齊・惟精・宗湛は、世々博多の鉅商にして、姓は神屋、通稱を善四郎と呼ぶ。宗湛は剃髮後の稱號なり。永享・亨徳凡四百六十七年前の際、博多に神屋永富といふ商人あり、その家富豪、外商を營みて南蠻阿媽港に往來し、彼地に日本町を開く。實に博多商人外國貿易の鼻祖たり。永富壽貞を生む。壽貞より、宗漸・紹策を経て宗湛に至る。宗湛伶俐にして群童に異り、曾祖壽貞之を鍾愛し、常に云ふ。この子特質あり、必ず家名を掲げ、商家の牛耳を執るに至らんと。朝夕膝下を離さず、教養愛育至らざるなし。壽貞、容貌魁偉にして大志あり、加ふるに勤儉にして、常に國家經濟に注意し、公利公益を謀るを以て自ら任とす。嘗て明國に航し、多年の苦心と練磨とを積み、金銀吹分の術を會得して飯朝す。石見の銀鑛には、今尙ほ壽貞を尊崇し、壽貞大明神の祠ありと云ふ。宗湛かゝる曾祖の下に、鞠育を受けしかば、長ずるに従つて才氣高く、その右に出づる商人なかりしといふも、また宜なる哉。當時天下麻の如く亂れ、英雄四方に割據して、戰爭止むとさなく、博多も亦、毛利・大友兩軍の爲に蹂躪

せられ、人家悉く兵燹に罹る。宗湛、父紹策と共に、難を肥前唐津に避け、暫らくかの地に止まりて外商に従事し、支那・朝鮮・呂宋・暹羅の各地に往來し、瞬間にして巨萬の利を得たり。宗湛性洒落にして、茶儀を好み、關白秀吉、其の他諸侯伯に寵せらる。この時、秀吉の威勢最も強大、將に九州に下りて、島津征討の舉あらんとす。宗湛以爲く、二十年前、兵燹の爲に、頽敗せる博多の再興を謀るは、それこの時にあるかと、天正十五年三月三日、大阪に至りて、秀吉に謁見し、虎豹の皮三枚、蕉布二反、并に沈香一斤を獻す。秀吉これを嘉納し、茶會を催す。宗湛窃に博多再興の事を懇願す。秀吉これを容れ、九州下向の際、必ずその燒跡を實見し、町割普請を命ずべしと約せらる。同年六月三日、秀吉九州を徇へて凱旋し、箱崎に暫らく駐陣せしが、宗湛大に喜びて、秀吉に謁見す。秀吉前約を履みて、博多の燒跡を巡視せるに、宗湛は島井宗室と共に、東道の主人となり、數日の後、博多の町割成る。秀吉その功を賞し、奈良屋町にて、表三十間半、入三十間の宅地を賜ひ、永久丁役を免除せらる。想ふに博多今日の盛況ある、みなこれ宗湛・宗室の賜ならずんばあらず。宗湛また殖産興業に力を用ひ、常に國利民福を圖るを以て、己が任とす。今その事跡を擧げんに、第一、櫛實絞探、第二、鑛山業、第三、爲替、第四、博多唐織、第五、博多素麵、第六、博多綱苧等にして、これみなそ

の首唱發明に係り、就中櫛實より蠟を採るの起原たるや、永祿・天正の頃凡三百四十年前、宗湛、唐津・名護屋にありて、海外通商を行ひし際、自ら支那南部の各港に至り、五石乃至八石の櫛實を採りて、本國に持ち歸り、先づ唐津地方に試作して、櫛苗を仕立て、これを各地へ頒殖したるに基けり。これより我國、製蠟の業あるに至れり。また福岡城の成るに當りては、その大堀の堤防に、數千本の櫛樹を移植し、次第に繁茂せるを、筑前各郡、及び肥前・筑後の諸方へも、傳播せしめたりと云ふ。寛永十二年十月二百八十年前歿す。年八十五。その秘藏せし茗器文琳は、今黒田侯爵家に存し、太閤を招せし茶室は、天神町平岡氏別邸内にあり。

二、貞婦いき 福岡下名島町、高橋屋正助が妻にして、職人町高木勘右衛門が女なり。夫、正助は、嘉永・安政の間凡六十一年前、義侠を以て世に顯れ。薩藩の連臣、工藤左門北條右門等、志士の危急を救ひしは、人のよく知る所なり。安政五年戊午六十一年前、京都清水・成就院の僧、月照、博多に下りしときも、正助己が宅に潜伏せしめ、以て幕府の追手を免れしむ。また正助、當時藩の目證めあかしたるに關せず、志士と謀りて、平野國臣を薩摩に落したり。これみないきが内助の力によれるとぞ。

いき容貌研麗、資性温和にして、男兒も及ばざるの志操あり。常に、女丈夫、野村望東尼と交りを深くし、且つ女の身として、藩志士の間に入出し、秘密の會議には常にその用を辨じ、夫正助を助けて、偉績を奏したること、當時志士の間には隠れなかりき。また深く佛法に歸依し、月照が來り宿るや、款待至らざるなく、月照も亦いきが爲めに、觀世音の眞言を授けたることありき。月照發するに臨み、一首の歌を遣はしたり。

高橋屋へ宿りて、主人夫妻の情いと深ければ

こたふへき限りは知らし筑紫路の

海より深き人のなさけ哉

その後正助、月照を潜匿せしこと露顯し、姫島へ流さるゝこととなりたり。いきの歎き譬ふるに物なく、遂に剃髮して正法尼と號し、幼兒兼吉二代正助時に八歳、を相手に、辛き世帯を營み、毎夜深更に至れば、鶯子町聖觀音に跣參りをなし、只管夫の無事を祈りけり。かくて一日姫島の配所より、夫の病危篤なりとの報知狀來りしかば、いきはとるものもとりあへず、竊かに島に渡り、島番桑野某の許可を受け、夫の看護に従事したりき。いきが一心、神佛も哀れとや感じ玉ひけん、正助が病も、漸を追ふて平癒するに至りぬ。その間、いきが苦節の程は、何知らぬ島人も、感せぬものどてなかりけり。正助文久三年十月、藩の大赦に遇ふて、國に歸りたり。こ

れよりいきは、正助と共に、暇あれば殉國志士の墳墓に展して香を捧げ、剩へ遺族の慰藉に心を盡すを、何よりの樂みとなせり。いき夫妻の墓は、材木町明蓮寺にありとぞ。

六、口碑傳説

一、濡衣 聖武天皇の御時、佐野近世と云ふ人、筑前の守にて下りしに、京より具したる妻、國にて死したりけり。さてその後、この國にてある女を妻とせしに、先の妻の生める娘を、繼母惡みて、いかにもして、この娘を失はんと思ひ、海人あまをかたらひて云ふ、この曉來りて、いふべき様は、「京の娘君の、この程、夜な夜な我がもとにましましけるが、釣衣を盗みておはしつる」といへと、申し合せて色々の實をどらせける。海人、曉に來り、かねてたのまれし如く、高らかに云ひければ、父之を聞きて大に怒り、行きて見れば、娘濡れたる衣を、引きかづきて臥せり。これは娘の寢入りたる時に、繼母の着せたるなりけり。父、その騙られけるを知らで、忽ち娘を殺しける。さて次の年、娘父の夢に見えて、二首の歌を詠じける。父夢さめて、娘の罪なきことをさとり、さては繼母の所業なりしかと、妻を送り返し、その身は出家して、肥前の松浦山に住みけり。世に松浦上人とぞ云ひける。それよりして、なき名をおいたる

を、ぬれ衣きると云ひ傳へ、歌にもよみ侍る。その娘の墓は、昔、聖福寺西門の側にありしを、近き世より移して、今は箱崎松原の西の橋傍、博多の東、石堂川の東側、小池の内にあり、大なる石を標とせり、父の夢に見しといふ女のよみたる歌、

ぬきすつるそのたはかりのぬれ衣は

なかきなき名のためしなりけり

ぬれ衣の袖よりつとうなみたこそ

なき名をなかつためしなりけれ

ぬれ衣を詠める、後人の歌多けれど、いたつかはしければしるさず。

二、河童の骨接 元祿年中、福岡の家中に、鷹取運松庵とて石取こけとりの醫師あり、同家は本科外科、何れも古傳を司る、有名の家柄なりしと聞きぬ。その女房は肥後の浪人にて、黒田家に仕へてより、四代目なる三宅角助の娘にして、容色並びなき美人の上に、學問の嗜みもあり、當時、才媛の譽、一家中に隠れなかりしと云ふ。或夜、女房雪隠に入りしに、やがて何とも得體の知れぬもの、板の間下より、薄黒き手を出して、狼藉をなしたりける。その時、女房少しも騒がず、朧月夜の窓明りに、彼の手を透し見るに、無論人間の手にてはなく、さりごとて狐ども

見えず、狸かと思へば手頸太し、膽力の据はりし婦人なれば、聲をも立てず、静かに雪隠を出でて、寢間にこそ入りたりける。この事夫運松庵には、ゆめにも語らざりしが、翌日つらく思ふ様、昨夜は化物のなすがま、に委せたりしかば、今宵また圖に乗りて、必ず無禮をなすに違ひなし、今度こそはと、傳來の左文字一尺二寸、鎗作りの脇指を用意して、故らに夜更けて、雪隠に這入りたり。やかて、爪長き手を、差し出したるものありければ、窓明りによくよく見濟し置き、「狼籍もの」と、脇指齧りて板がすりに、その手を見事切り落したり。不意を喰ひし化物は、一聲「きやつ」と叫んで、姿は煙の如く消え失せたり。女房は、その手を夫の前に出して、具さに物語る。運松庵いたく打ち喜び、その手を取りてつく／＼見るに、狐狸の類にはあらで、形態泥鼈かめの手に似て、水掻を備へたり。これぞ正しく、世にいふ河童の手なるべしと鑑定す。その翌晩に至り、運松庵、とろ／＼とまごろみし間もあらばこそ、縁の下より、「もし／＼私の手を御返し下され」と呼ぶものあり。聞けば、件の化物なりけり。運松庵大に憤りて、弓弦の音たて、追ひ返したり。かくすること、三晩に及びければ、運松庵「おい河童共、俺の家は外科を以て、名を知らるれど、かく冷え切つた手を接ぐ法は、未だ知らず、死腕とり戻して何にする」と叱り付ければ、河童は涙ながらに、「御疑ひは尤もなれど、

我々社會のものは、人様とは違ひ、冷え切つた手にても、接げば役に立たぬことなし」と答へける。運松庵も好奇心にかられ、「其方不義ものなれど、この手は返し遣はず、代りとして我れにその療治を傳へよ」と云ひければ、河童は大に喜び、一々その處法を物語り、賜はりし手を幾度か押し戴き、何處ともなく立ち去りたり。翌朝起き出れば、小庭の籬に、大なる鱧二尾かけありしを見る。「これ定めし河童が嬉しさの餘り、返禮の志なるべし」と、人々語り合ふ。その後運松庵は、この河童の骨接てふ、一子相傳の療治を習ひ得て、幾度か功名を顯したりといふ。

第二項 福岡市伊崎浦

一、概 説

伊崎浦は、福岡市に屬して、荒津山の西南に在り、古は藩の御用浦として、その名を博し、今また海水浴場として、世に喧傳せらるゝに至れり。西公園の直下、海岸白砂の地に、汐湯紫明館あり、正北の海上五町を隔て、鶴來島あり、この間潮流、東西に通ひて暫くも澁まず、最

も海水浴に適す。西南は百道松原長く延びて、姪濱の諸山に連り、遙に毘沙門嶽、小富士等の名山を望む。對岸に殘・志賀の二島横はり、左方に突元たるは玄界島にして、右に長く曳けるは海の中道なり。一浴精神を新にして、海畔を趙遙するの快云はん方なし。

この地、三百餘年前、福岡城の築設と共に開け、漁業、夙に發達して、住民、概ね斯業に従はざるはなく、殊に藩の御用浦に指定せられ、出漁の際には、舷頭、中白の旗を翻して、各浦の間を遊弋し、傲然として、漁者の權威を振ひたり。

浦は、内海に瀕し、波浪常に穩にして、古より波止を築きしことなきも、西北の風烈しきときは、往々船を沙濱に寄せ難きことあり。漁業は、延繩を以てその主なるものとし、大小の紅魚は、常に浦頭に潑瀾し、伊崎鯛とて、世の賞味する所たり。殊に明治四十四年特別大演習の際、久留米大本營御用として、鮮魚供納の下命を蒙れるは、本浦無上の光榮なり。

元寇防壘は、對外史蹟として、近來識者の大に注目する所、本浦亦當時の防壘の遺跡、二ヶ所を有せり。一は荒津山下にあり、石壘僅々數間に過ぎざるも、依然として、六百年前の舊形を存し、一は百道松原にあり、今川を基點として、殆んど里餘に亘り、起伏巒々、恰も龍蛇の走るに似たり。唯だ塊石の壘址なきを恨むのみ。且つこの百道松原は、元寇の古戰場として、

最も著名なり。保蹟に志あるもの、豊少しく意を留むることなくして可ならんや。

二、沿革

概要 伊崎浦は、元和の初め、長州伊崎浦の浪人、石井六衛門と云ふ者、この地に來り、新に漁村を立て、己が故郷の名を採つて、伊崎浦と名づけたりと傳ふ、これ黒田長政入國の際、城下に漁浦なくては不便なりとて、招致せしものなりと云ふ。されば、この浦の起原は、福岡城と、開期を一にせるなるべし。この浦、元、早良郡に屬し、舊藩時代は浦庄屋の支配たりしが、廢藩置縣の後、福岡市政の實施に際し、市に編入せられ、以て今日に至れり。

一、漁業 舊藩中、御用浦に指定せられたるを以て、何れの浦にも出漁を許され、常に御用旗を掲げて威勢よく、他浦羨望の中心となれり。従つて彼の殘島藏司瀬の如き、鱸の好漁場たるを以て、特に本浦の領海に定められ、毎年六月十五日、鱸獻上の儀を執り行ひたりと云ふ。鑑札の寫左の如し。

鑑 札

伊崎浦源右衛門

御用御着納方中他之漁場たりとも漁事可見通候事

十四番

午十月

御浦役所 印

延 繩 本浦漁業者の最も特意とする漁業にして、伎倆頗る熟練を積み、大鯛、小鯛の漁獲その第一位を占め、組合員五十名、一年漁獲高、約貳萬圓に達せり。

釣餌油桑漬魚 明治二十八年頃、當浦牛島龜吉、一本釣の教師として、島根縣地方に、招聘せられしことありしが、その歸途、この油漬柔魚餌少量を、試験的に持歸り使用したるに、成績佳良なるより、他に率先して、これが一手販賣を企てたり。これより漸次各浦に及ぼし、一時全盛を極めしが、過漁の結果として、往々之を禁止する地方あるに至れり。

二、御料鮮魚供納 明治四十四年、久留米特別大演習の際、御料魚供納の下命を残したり。

三、救護組 本浦組合は、明治二十四五年頃、脇山伊一郎の主唱に依りて、成立したるものなり。爾來難波船を救助せしこと數度に及び、其筋より數通の賞状を受けたり。

三、名所舊蹟

一、鷲來島（島根縣風土記には、荒津の山脚海に延びて、再びその頭を擡げたるもの、これを鷲來島の奇勝となす。春季大潮の際、裳を褰げて渡ることを得。この島、恰も土を盛りたるが如く、最も穩秀にして、山上に嚴嶋神社を祀れり、松林の風致、殊に愛すべし。扁舟に棹さば、數分にして達すべく、島を繞ぐれば垣礁多く、頗る逍遙に適す。）

二、伊崎海水浴場（遊覽地） この海、遠淺にして水潔く、最も游浴に適す。殊に潮湯紫明館は、最近の建築にして、設備頗る完備し、樓上の眺望甚だ佳なり。西公園を去ること僅に一町、浴後の散歩に適し。毎年夏時には、浴客群をなす。左に仙巢稿より、古詩一首を抄録す。

泊 井 崎

漁家投宿雨昏天。 濕蒼烟生吹不燃。

雉子呱呱鳴驚睡。 掉頭歸去又乘船。

三、元砦石壘 荒津山の南麓にあり、長さ五六間、高さ一間餘、元寇當時の防壘址と、云ひ傳へたり。

四、百道松原（紅葉原と云ふ） この地、元、漠々たる不毛の平砂なりしが、元和四年（三百、黒田長政、

福岡市

家臣に命じて、松を植ゑしむ。これより、漸次繁茂して、今日の如くなりたり。

五〇六

八幡愚童記に、後宇多院文永十一年六百四十四年前、蒙古國より、日本を攻めしとき、蒙古の兵と日本人と、紅葉原にて、戦ひしことを記し。また太宰少貳系圖に、少貳豊前守景資は、少貳資能が嫡男なり。弘安中文永の誤りなりと云ふこと、今の學者間に一致したり。、蒙古の大將を百道原にて討殺せりと云へり。

想ふに、元の襲ひ来るや、この地彼我合戦の甚く化し、奮闘最も激烈を極めたるや疑なし、今猶ほ防壘の址、歴々として相連り、地中には、往々壘石の殘留せるものありと云ふ。

四、神社佛閣

一、鳥飼八幡宮伊崎浦の産神 地行西町にあり、縣社にして高燥の地に建てられ、結構壯麗、市の西部は、概ね同社の氏子たり。初め鳥飼村の松林中に鎮坐せしを今に其址に神木の松残り、慶長十三年三百十一年前、今の地に移したり。社傳に、神功皇后振旅のとき、姪濱より、この地に駕を移し玉ひしに、鳥飼氏、夕餐の御膳を奉りしに、皇后の御悦び斜ならず、群臣に杯を賜ひ、胎裡皇子の生先を、祝し給ひたりと云ふ。後人祠を建て、若八幡と號す。中殿に入幡大神を祀り、左に玉依姫、右に聖母大神鎮座し玉ふ。九月十九日を祭日とす。古は神領も多く、今に御供田などの

名残りあり。承應元年二百六十六年前、城内に宮司の坊を建て、感應院鎮護寺と稱し、神領二十石を附したり。藩主尊崇の篤かりしを知るに足る。

二、惠比須神社 浦中にあり、漁人の尊敬する所たり。昔六衛門なるもの、玄界島沖合に垂釣せしとき、惠比須の尊像、大鯛と共に上り玉ふ。これ即ち本浦惠比須の濫觴なりと傳へ。毎月十二日燈を點じて祭をなす。元文の初め凡百七十年前、石鳥居を建て、その篆額は、貝原益軒の筆なりしに、惜ひ哉、その後大風の爲めに倒る。寶曆十三年百五十五年前、改築の際、森俊孝、別に蛭子の木像を作り、女神男神を安置したりと云ふ。毎年四月十二日に祭典を行ふ。これ尊像海より上り玉ひし日に相當する故なりとぞ。

三、嚴島神社 鵜來島に祀る。

四、正乘院 浦中にあり、天台宗修驗、本山、西京聖護院末にして、明和五年百五十一年前、戊子十月、僧良道の再興なり。今猶ほ信徒多く、祈禱所として有名なり。寺内に不動堂あり、何時の頃にかありけん、紀州根來寺の住職某、不動の尊像を捧持して、この地に來り、祀りたるを始めとすといふ。正乘院の開基はこの時にあるか。この不動尊、靈驗新にましましければ、昔、この浦に大火災起りしとき、尊像源光院に飛び移り玉ひしと、今に口碑に存せり。

五、人物

一、孝子久次 久次は伊崎浦の人なり、天性正直にして、日夜産業に精勵せりとぞ。幼少の頃母を失ひ、父は二十年前、久しく病みてみまかりぬ。久次貧しけれども、父の病中、毫も不自由なき様心を添へ、また繼母を呼び入れしに、實母同様懇ろにつかへ、常に粗畧なき様、家内のものへも、いひ聞かせけりとなん。住める所は多く漁人がちなれば、義理にうとき者なるを、久次折々教へ諭しければ、自然と風儀も改まれりとぞ。かゝる趣き公聽に達し、文政三年九十八、辰九月、青銅若干を賜はりけり。

第九章 早良郡

總説

筑紫郡は東にあり、糸島郡は西にあり、北は鏡の如き福岡灣に臨み、南は山嶺を以て肥前に境す。一水貫流、海に朝するものは即ち室見川なり。面積十方里、人口三萬五千、郡衙のある所を、西新町とす。

本郡は上古、雫の縣の領域にして、武内宿禰の裔孫、佐和良臣の住止せし所なり、郡名の起原、また寔にこゝに基く。和名抄に郡内を七郷に區劃せり。すなはち早良・毗伊・田部・能解・曾我・平郡・額田これなり。而して、名義は佐波浪と訓すれども、その義詳ならず。

この地、福岡市の西に連る、一帯の海濱なるを以て、往昔、刀伊・蒙古の入寇するや、實にその來衝の樞域に當れり。東國通鑑に、「逐捨^{さく}舟^{ふね}三郎浦、分道以進」とあるこれなり。而して本郡の地勢たるや、南北に長く、沿海の地甚だ少し。然れども猶ほ海濱を通じて、二町、二村、二個漁業組合を有せり。松林の東にあるものは、百道松原にして、西にあるものは、生の